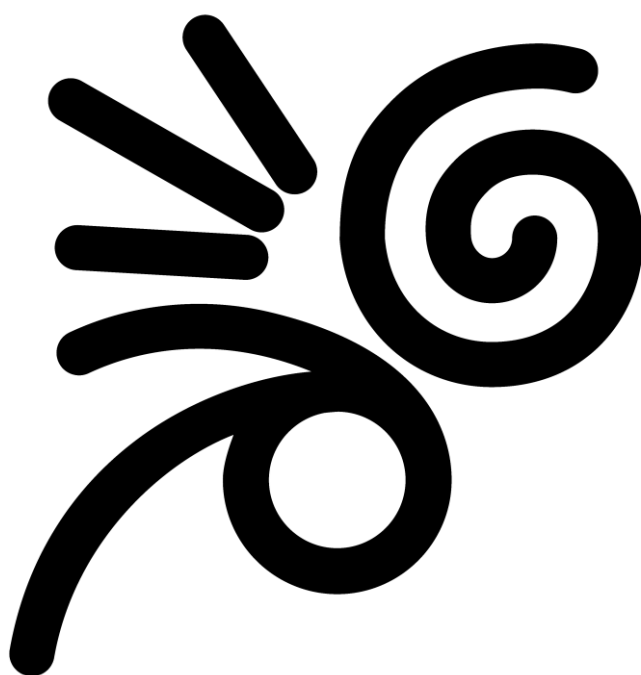


へきなんの福祉

(令和8年度版)



HEKINAN

碧南市

福祉部・こども健康部

目 次

はじめに	1
碧南市の概要	2
組織及び事務分掌	6
1. 低所得者の福祉 (福祉課 保護係)	
1 生活保護	1 2
2 生活困窮者に対する相談等支援	1 3
3 行旅病人・行旅死亡人	1 4
2. 障害者(児)の福祉 (福祉課 福祉総務係・社会福祉係)	
1 障害者手帳の交付状況	1 5
2 障害福祉サービス	1 8
3 自立支援医療制度	2 1
4 補装具	2 4
5 地域生活支援事業	2 4
6 障害児通所支援(児童福祉法)	2 8
7 その他の福祉施策	2 9
8 障害者差別解消法に関すること	3 4
3. 障害者(児)の手当 (福祉課 社会福祉係)	
1 障害児福祉手当等	3 5
2 特別児童扶養手当	3 7
3 在宅重度障害者手当	3 8
4 心身障害者手当	3 9
4. 災害扶助、旧軍人恩給及び戦傷病者戦没者遺族の援護 (福祉課 福祉総務係)	
1 災害扶助	4 1
2 平和祈念祭	4 2

3	戦傷病者戦没者遺族等の援護と相談	4 2
4	軍人恩給等に関する事務	4 2
5.	こどもの発達支援（こども課 発達支援係）	
1	児童発達支援ネットワーク事業.....	4 3
2	地域療育事業	4 3
6.	児童の福祉（保育課 こども課）	
1	在宅福祉施策	4 4
2	施設福祉施策	6 1
3	児童の手当等	6 2
7.	ひとり親家庭の福祉（こども課）	
1	ひとり親家庭の福祉	6 3
8.	高齢者福祉（高齢介護課 高齢福祉係）	
1	在宅福祉事業	7 1
2	施設福祉事業	7 6
3	その他	7 6
9.	介護保険（高齢介護課 介護保険係・地域支援係）	
1	要介護（要支援）認定・受給者状況	8 0
2	介護保険給付状況	8 3
3	介護保険料	8 6
4	介護保険低所得者対策	8 8
5	地域支援事業	8 9
10.	国民健康保険（国保年金課 国保年金係）	
1	国民健康保険制度	9 0

1 1.	福祉医療（国保年金課 医療係）	
1	福祉医療	9 3
2	未熟児養育医療給付	9 8
1 2.	後期高齢者医療（国保年金課 医療係）	
1	後期高齢者医療制度	9 9
1 3.	国民年金（国保年金課 国保年金係）	
1	国民年金	1 0 2
1 4.	保健事業～成人・高齢者～（健康課 成人保健係）	
1	健康検査	1 0 4
2	健康教育事業	1 0 8
3	健康相談事業	1 0 8
4	訪問指導	1 0 9
1 5.	保健事業～母子～（健康課 母子保健係）	
1	すくすく教室	1 1 0
2	育児相談	1 1 0
3	赤ちゃんサロン	1 1 1
4	乳幼児健康診査	1 1 1
5	家庭訪問	1 1 2
1 6.	地域包括支援センター（高齢介護課地域支援係・地域包括支援センター）	
1	地域包括支援センターの基本機能	1 1 3
2	事業内容	1 1 3
1 7.	地域の福祉（社会福祉協議会）	
1	相談事業	1 1 7
2	資金の貸付事業	1 1 9

3	共同募金分配事業	1 2 1
4	ホームヘルパー派遣事業	1 2 3
5	ボランティア活動事業	1 2 4
6	福祉教育の推進	1 2 4
7	社協会員募集	1 2 4
8	日本赤十字社碧南市地区	1 2 5
○	碧南市児童クラブ	1 2 6
○	碧南市児童センター	1 2 8
○	ららくるにしばた	1 3 0
○	こころつくしんかわ	1 3 1
○	碧南社協地域包括支援センター	1 3 3
○	碧南社協地域包括支援センター西端出張所	1 3 3

1 8. 高齢者能力活用事業 (シルバー人材センター)

○	シルバー人材センター	1 3 5
---	------------	-------

1 9. 福祉関係団体

○	福祉団体	1 4 0
○	碧南市民生委員・児童委員名簿	1 4 3
○	碧南市ボランティア連絡協議会会員名簿	1 4 8

はじめに

本市では、市民の皆様が生きがいをもって生活できる福祉社会の実現をめざして、積極的に各福祉施策を実施しているところであります。

このたび、福祉の概要をまとめた「へきなんの福祉」を作成いたしましたので、ご利用いただき、今後の福祉向上のためにご教示いただければ幸いに存じます。

令和8年9月

碧南市福祉部・こども健康部

◎碧南市の概要

1 概要

- (1) 位置 東経 1 3 6° 5 9′ 3 7″
 北緯 3 4° 5 3′ 0 5″
 海拔 6 . 9 m
- (2) 面積 3 6 . 1 2 k m² (東西 8 km 南北 1 2 km)
- (3) 市制施行 昭和 2 3 年 4 月 5 日

2 人口

- (1) 世帯及び人口推移

各年 3 月 3 1 日現在

年 区分		令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
世帯数		29, 765	30, 020	30, 374	30, 669	31, 067
人口	総人口	72, 756	72, 459	72, 382	72, 111	71, 914
	男	37, 369	37, 209	37, 220	37, 112	37, 069
	女	35, 387	35, 250	35, 162	34, 999	34, 845
1 世帯当たりの人口		2. 4	2. 4	2. 4	2. 4	2. 3
男女比 (女 1 0 0 に対し て)		105. 6	105. 6	105. 9	106. 0	106. 3

資料：市民課

3 予算

(1) 令和8年度一般会計予算（歳出）

（単位：千円、％）

款	令和8年度 (B) 当初予算	令和7年度(A) 当初予算	比較(A)－(B)	構成比
1 議会費	284,192	273,967	10,225	0.8
2 総務費	4,877,086	5,642,844	△765,758	14.0
3 民生費	13,190,517	13,513,217	△322,700	38.0
4 衛生費	4,747,179	4,527,106	220,073	13.7
5 労働費	84,407	81,256	3,151	0.2
6 農林水産業費	530,823	524,719	6,104	1.5
7 商工費	641,264	767,831	△126,567	1.9
8 土木費	3,523,440	4,116,546	△593,106	10.1
9 消防費	1,486,215	1,307,409	178,806	4.3
10 教育費	41,496,969	4,213,216	△63,247	11.9
11 災害復旧費	20,000	20,000	0	0.1
12 公債費	1,171,797	1,131,353	40,444	3.4
13 予備費	50,000	50,000	0	0.1
歳出合計	34,756,889	36,169,464	△1,412,575	100.0

△は減額

(2) 民生費の推移（当初予算）

（単位：千円、％）

年度	一般会計	伸率	うち、民生費	伸率	民生費 比率
令和4	33,506,803	3.2	11,218,027	1.2	33.5
令和5	33,487,031	△0.1	11,169,556	△0.1	33.3
令和6	33,861,923	1.1	11,559,577	3.5	34.1
令和7	36,169,464	6.8	13,513,217	16.9	37.4
令和8	34,756,889	△3.9	13,190,517	△2.38	38.0

(3) 令和8年度予算・民生費関係歳入・歳出の内訳

(単位：千円、%)

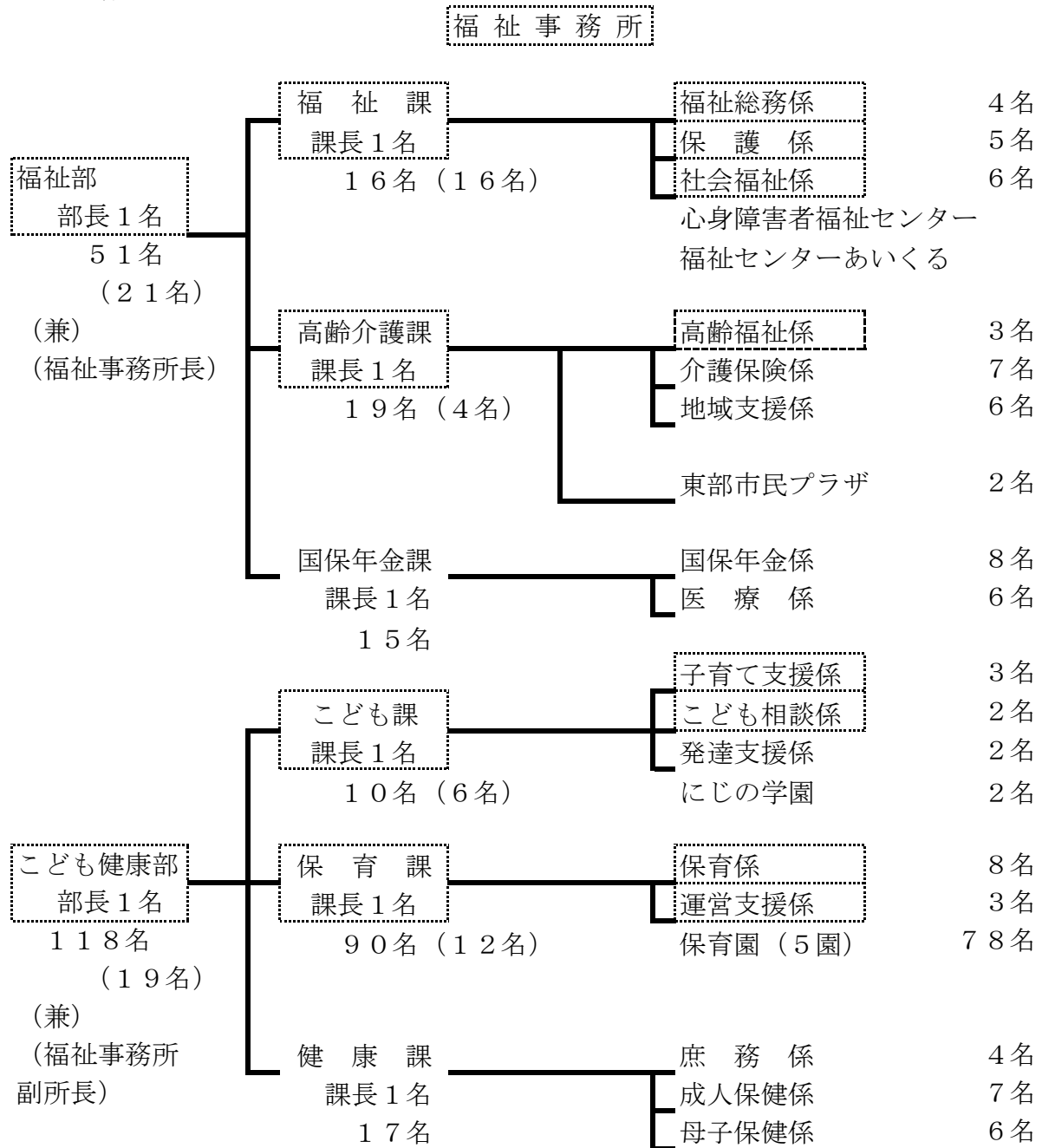
民生費	内訳	当初予算	構成比	財源
社会福祉費 6,287,968 (47.7)	社会福祉総務費	265,418	4.2	国県支出金 2,358,749 (37.5) 地方債 48,000 (0.8) その他の特定財源 178,066 (2.8) 一般財源 3,703,153 (58.9)
	福祉医療費	296,466	4.7	
	心身障害者福祉費	2,218,206	35.3	
	心身障害者福祉センター費	17,565	0.3	
	福祉手当費	139,338	2.2	
	国民年金費	42,081	0.7	
	国民健康保険特別会計事業費	547,957	8.7	
	高齢者福祉費	286,034	4.5	
	高齢者福祉施設費	267,470	4.3	
	介護保険特別会計事業費	956,809	15.2	
	後期高齢者医療費	1,107,351	17.6	
	福祉センターあいくる費	32,868	0.5	
	東部市民プラザ費	110,405	1.8	
児童福祉費 6,346,833 (48.1)	児童福祉総務費	525,872	8.3	国県支出金 3,535,866 (55.7) 地方債 39,800 (0.6) その他の特定財源 171,356 (2.7) 一般財源 2,599,811 (41.0)
	保育園等運営費	2,392,904	37.7	
	保育園等費	820,611	12.9	
	児童福祉医療費	512,402	8.1	
	児童福祉手当費	2,095,044	33.0	

生活保護費 555,716 (4.2)	生活保護総務費	50,281	9.0	国庫支出金 393,384 (70.8) 地方債 0(0.0) その他の特定財源 7,033 (1.3) 一般財源 155,299 (27.9)
	扶助費	505,435	91.0	
民生費合計		13,190,517		13,190,517
財源 合計	国庫支出金	6,287,999 (47.7)	地方債	87,800 (0.7)
	その他特定財源	356,455 (2.7)	一般財源	6,458,263 (48.9)

◎ 組織及び事務分掌

1 組織

令和8年7月1日現在



(1) 職員の数は、常勤職員です。()内は、福祉事務所兼務職員数です。

(2) 健康課は、保健センター内にあります。

※ 福祉部所管の外郭団体

社会福祉法人碧南市社会福祉協議会 (事務所は、福祉センターあいくる内)

公益社団法人碧南市シルバー人材センター (事務所は、ものづくりセンター内)

2 事務分掌

(1) 福祉課

ア 福祉総務係（電話 95－9851）

- (ア) 重層的支援体制整備事業に関する事。
- (イ) 民生委員に関する事。
- (ウ) 更生保護団体に関する事。
- (エ) 社会福祉法人の一般的監督業務に関する事。
- (オ) 社会福祉法人碧南市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (カ) ふれあい作業所に関する事。
- (キ) 福祉センターあいくるに関する事。
- (ク) 心身障害者福祉センターに関する事。
- (ケ) 社会福祉法人の設立認可、定款変更等に関する事（高齢介護課及び保育課の所管に係る部分を除く。）。
- (コ) 災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金に関する事。
- (サ) 戦傷病者戦没者遺族等の援護に関する事。
- (シ) 各種障害福祉に関する事。
- (ス) 課内の他の係に属しない事。

<民生委員・児童委員協議会>

<保護司会、更生保護女性会>

□社会福祉協議会（電話 46－3702）

□心身障害者福祉センター（電話 48－1720）

□碧南ふれあい作業所（電話 46－2941）

イ 保護係（電話 95－9883）

- (ア) 生活保護に関する事
- (イ) 行旅病人及び行旅死亡人に関する事
- (ウ) 中国残留邦人等の支援給付に関する事
- (エ) 生活困窮者自立支援に関する事
- (オ) 埋葬若しくは火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときの死亡者の取扱いに関する事。

ウ 社会福祉係（電話 95－9884）

- (ア) 障害児者福祉に関すること
- (イ) 障害者虐待防止に関すること
- (ウ) 障害者差別解消法に関すること
- (エ) 障害児者福祉手当に関すること

(2) 高齢介護課

ア 高齢福祉係 (電話 95-9888)

- (ア) 老人福祉に関すること
- (イ) 介護保険地域支援事業のうち、任意事業に関すること
- (ウ) 東部市民プラザ・高齢者元気ッス館との連絡調整に関すること
- (エ) 公益社団法人碧南市シルバー人材センターに関すること
- (オ) まちかどサロンに関すること
- (カ) 社会福祉法人の設立認可、定款変更等に関すること
- (キ) 高齢者タクシー料金助成に関すること

イ 介護保険係 (電話 95-9889)

- (ア) 介護保険被保険者の資格に関すること
- (イ) 介護保険料の賦課徴収に関すること
- (ウ) 介護保険の認定及び支援に関すること
- (エ) 介護保険給付に関すること
- (オ) 介護サービス事業者及び施設に関すること
- (カ) 介護保険に伴う関連調整に関すること

ウ 地域支援係 (電話 95-9890)

- (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること
- (イ) 地域包括支援センターとの連絡調整に関すること
- (ウ) 在宅医療・介護連携の推進に関すること
- (エ) 認知症施策の推進に関すること
- (オ) 高齢者虐待に関すること

オ 東部市民プラザ (電話 46-1188)

- (ア) 東部市民プラザの管理に関すること
- (イ) 高齢者元気ッス館の管理に関すること

(3) 国保年金課

ア 国保年金係 （電話 ９５－９８９１（国保）、９５－９８９３（年金））

- (ア) 国民健康保険被保険者の資格に関する事
- (イ) 国民健康保険の給付に関する事
- (ウ) 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事
- (エ) 国民健康保険事業の運営及び調査に関する事
- (オ) 国民年金に関する事
- (カ) 福祉年金の裁定請求に関する事

イ 医療係 （電話 ９５－９８９２）

- (ア) 後期高齢者医療に関する事
- (イ) 後期高齢者福祉医療費助成に関する事
- (ウ) 元気っ子医療費助成に関する事
- (エ) 母子家庭等医療費助成に関する事
- (オ) 障害者医療費助成に関する事
- (カ) 精神障害者医療費助成に関する事
- (キ) 未熟児養育医療給付に関する事
- (ク) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事

(4) こども課

ア 子育て支援係 （電話 ９５－９８８６）

- (ア) 子育て支援に関する事業計画の策定に関する事
- (イ) 子ども・子育て支援に関する事
- (ウ) 児童関係福祉手当に関する事
- (エ) 児童クラブに関する事。
- (オ) 児童遊園に関する事（都市整備課の所管に係る部分を除く。）
- (カ) 子どもの貧困に関する事

イ こども相談係 （電話 ９５－９８５２）

- (ア) こども家庭センターに関する事
- (イ) 家庭児童相談室に関する事
- (ウ) 母子及び父子並びに寡婦等の福祉に関する事
- (エ) 児童虐待防止に関する事
- (オ) 子育て支援拠点に関する事

(カ) いじめの防止等のための再調査に関すること

(キ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること

<母子寡婦福祉会>

□家庭児童相談室（電話 4 1－8 8 1 0）

ウ 発達支援係 （電話 9 5－9 8 8 5）

(ア) こどもの発達支援に関すること

(イ) にじの学園に関すること

□にじの学園（電話 4 2－6 4 4 4）

(5) 保育課

ア 保育係 （電話 9 5－9 8 8 7）

(ア) 保育所等の入所に関すること

(イ) 公立保育園・幼稚園の管理、運営に関すること

(ウ) 教育・保育等の給付認定に関すること

(エ) 保育所等の職員の指導及び研修に関すること

<保育所等父母の会>

□保育所

イ 運営支援係 （電話 9 5－9 8 5 4）

(ア) 保育所等の施設整備に関すること

(イ) 保育所等の運営支援に関すること

(ウ) 保育所等の指導及び監査に関すること

(エ) 保育所等及び認可外保育施設との連絡調整に関すること

(オ) 社会福祉法人の設立認可、定款変更等に関すること（保育課が所管する事業のみを実施する法人に係るものに限る。）。

(6) 健康課

ア 庶務係 （電話 4 8－3 7 5 3）

(ア) 健康を守る会に関すること

(イ) 保健衛生団体との連絡調整に関すること

(ウ) 感染症予防に関すること

(エ) 市民の健康づくり推進に関すること

(オ) 健康施策の企画及び調整に関すること

- (カ) 保健センターに関する事
- (キ) 休日診療所、休日歯科診療所及び障害者歯科診療所に関する事
- (ク) 骨髄提供者等助成に関する事
- (ケ) 予防接種に関する事
- (コ) 課内の他の係に属しない事

イ 成人保健係 （電話 ４８－３７５１）

- (ア) 成人の保健指導に関する事
- (イ) 成人の健康診査に関する事
- (ウ) 成人の健康相談及び健康教育に関する事
- (エ) 応急救護に関する事

ウ 母子保健係 （電話 ４８－３７５２）

- (ア) 母子の保健指導に関する事
- (イ) 母子の健康診査に関する事
- (ウ) 母子の健康相談及び健康教育に関する事
- (エ) 妊娠届及び母子健康手帳に関する事
- (オ) 低体重児の届出及び未熟児の訪問指導に関する事
- (カ) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等に関する事
- (キ) 出産・子育て支援に関する事（子育て支援のうち、こども課の所管に係る部分を除く）
- (ク) こども家庭センターに関する事（こども課の所管に係る部分を除く）
- (ケ) 学童期生活習慣病若年化対策事業に関する事

1 低所得者の福祉

(担当 福祉課保護係)

1 生活保護（国庫負担率 3／4）

生活保護法による保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

生活保護は、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また扶養義務者の扶養は生活保護法による保護に優先します。

(1) 保護の種類と内容

- ア 生活扶助 … 食費・被服費・光熱費等の日常生活に必要な費用
- イ 住宅扶助 … 家賃、地代、住居の補修などの費用
- ウ 教育扶助 … 義務教育に必要な費用
- エ 介護扶助 … 介護を受けるときに必要な費用
- オ 医療扶助 … 入院、通院など医療に必要な費用
- カ 出産扶助 … 出産に伴う費用
- キ 生業扶助 … 収入を得る為に必要な機器の購入や技能修得に必要な費用
- ク 葬祭扶助 … 葬祭に必要な費用

(2) 世帯類型別保護基準額（令和 8 年 7 月 1 日現在）

	生活扶助※	住宅扶助(上限)	教育扶助	計
標準 3 人世帯 (男 33 歳, 女 29 歳, 子供 4 歳)	140, 590	46, 600	—	187, 190
母子 3 人世帯 (女 30 歳, 子供 9 歳と 4 歳)	180, 860	46, 600	3, 400	230, 860
高齢 2 人世帯 (男 72 歳, 女 67 歳)	111, 200	43, 000	—	154, 200
高齢単身世帯 (男 70 歳)	70, 170	36, 000	—	106, 170

※冬期加算額は含まない。

(3) 保護の申請

保護を受けるためには、保護を要する本人からの申請が必要になります。申請がありますと、生活保護の地区担当ケースワーカー及び査察指導員が家族の生活状況、資産、親族からの援助などを調査し、また地区の民生委員の意見を聞きます。その後、調査や意見などを検討の上、保護の要否や必要な扶助の程度などを決定し、申請書を受理した日から原則として 14 日以内（特別の場合 30 日以内）に申請者に通知しま

1 低所得者の福祉 (担当 福祉課保護係)

す。

(4) 保護率の推移（各年度4月1日現在）

年度 \ 人口	人 口 (A) 人	保護世帯数 世帯	保護人員数 (B) 人	保護率※ (B / A × 1000) ‰
令和5年度	72,459	214	255	3.52
令和6年度	72,382	220	261	3.61
令和7年度	72,043	223	271	3.76
令和8年度	71,895	233	269	3.74

※ ‰（パーミル）は1 / 1000（千分率）の値を表します。

(5) 世帯類型別世帯数（令和8年4月1日現在）

区 分	高齢者世帯	母子世帯	傷病・ 障害世帯	その他世帯	計
単身世帯	108		84	11	203
2人以上世帯	9	4	6	11	30
計	117	4	90	22	233

(6) 年齢別階級別人員（令和8年4月1日現在）

区分	0～ 5歳	6～ 19歳	20～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	合計
男	1	3	10	13	32	18	22	16	34	149
女	0	7	7	8	19	7	8	12	52	120
計	1	10	17	21	51	25	30	28	86	269
構成比	0.4	3.7	6.3	7.8	19.0	9.3	11.1	10.4	32.0	100.0

2 生活困窮者に対する相談等支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とします。

(1) 自立相談支援事業（国庫負担率3 / 4）

相談窓口は、碧南市社会福祉協議会及び福祉課です。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な

1 低所得者の福祉

(担当 福祉課保護係)

支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

(2) 住居確保給付金（国庫負担率 3 / 4）

ア 家賃の補助

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に、再就職に向けた活動を行うことなどを要件として、家賃額を補助します。

イ 転居費用の補助

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

(3) 一時生活支援事業（国庫補助率 2 / 3）

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。

3 行旅病人・行旅死亡人（県費 10 / 10）

住所の定まっていない人が病気になったり、死亡した方が身元不明の場合に行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により対応します。

2 障害者(児)の福祉 (担当 福祉課社会福祉係)

1 障害者手帳の交付状況（各年度末現在）

(1) 身体障害者手帳

年度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
令和 3	637	355	477	448	130	94	2,141
令和 4	630	342	445	436	124	97	2,074
令和 5	609	332	443	421	125	93	2,023
令和 6	624	325	449	435	127	90	2,050
令和 7	594	309	422	433	119	94	1,971

(身体障害別交付状況) 上段：障害者（18歳以上）、下段：障害児（18歳未満）

障害別		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
視覚	障害者	42	40	10	10	17	8	127	129
	障害児	2	0	0	0	0	0	2	
聴覚・ 平衡	障害者	9	53	18	26	2	35	143	148
	障害児	0	1	1	1	0	2	5	
音声・ 言語	障害者	0	1	11	6	0	0	18	18
	障害児	0	0	0	0	0	0	0	
肢体 不自由	障害者	161	184	222	174	98	48	897	921
	障害児	10	5	4	2	2	1	24	
内部	障害者	364	15	151	213	0	0	743	755
	障害児	6	0	5	1	0	0	12	
障害者		576	303	412	429	117	91	1, 928	
障害児		18	6	10	4	2	3	43	
計		594	309	422	433	119	94	1, 971	

※障害重複者に関しては、総合等級、主たる障害等級を計上

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

(2) 療育手帳

上段：障害者（18歳以上）、下段：障害児（18歳未満）

年度		A判定	B判定	C判定	計	
令和3	障害者	188	141	137	466	687
	障害児	59	46	116	221	
令和4	障害者	189	140	146	475	704
	障害児	57	49	123	229	
令和5	障害者	175	136	148	459	695
	障害児	58	56	122	236	
令和6	障害者	175	141	149	465	721
	障害児	62	61	133	256	
令和7	障害者	195	148	161	504	787
	障害児	68	56	159	283	

(3) 精神保健福祉手帳

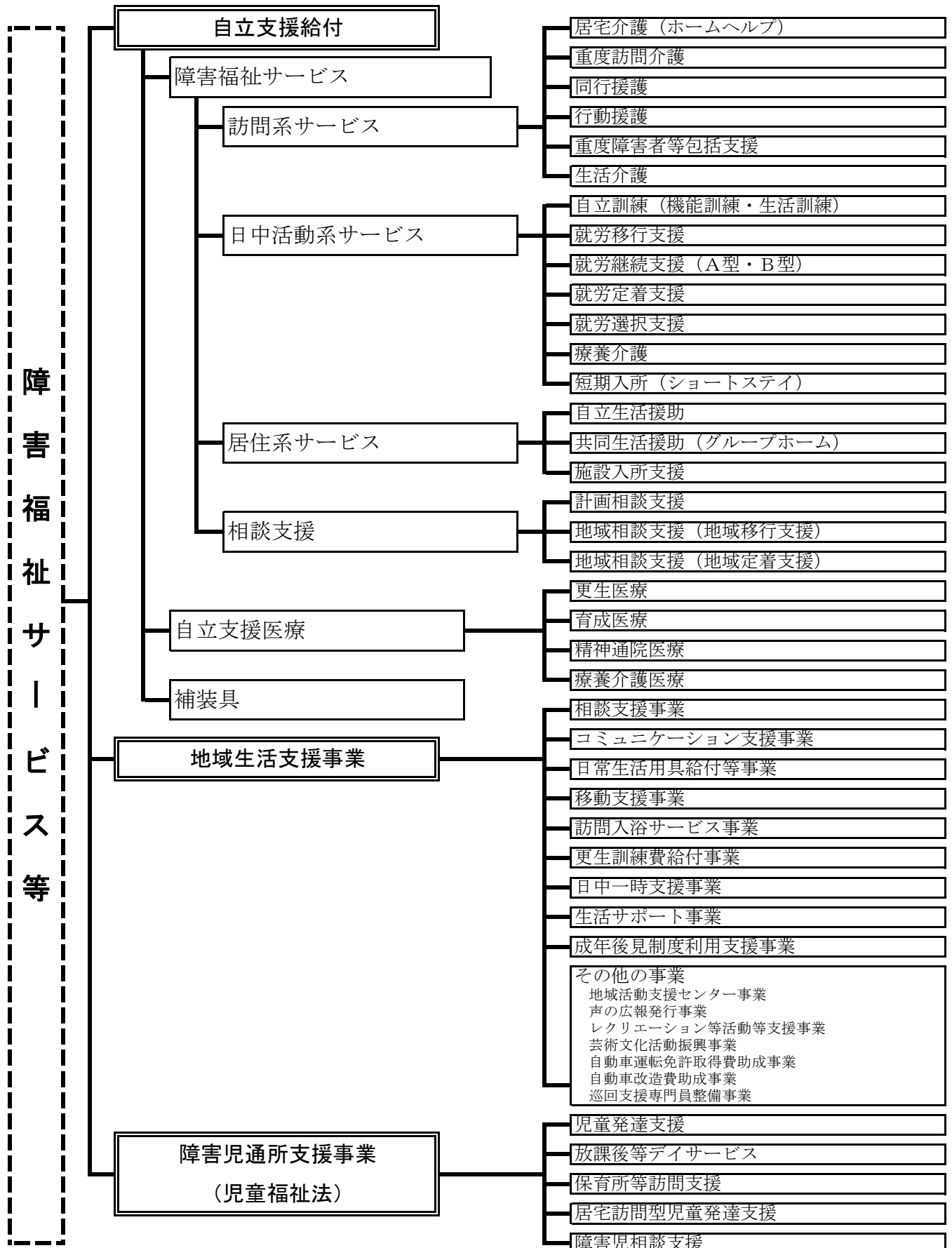
年度	1級	2級	3級	計
令和3	61	444	127	632
令和4	65	495	137	697
令和5	79	537	150	766
令和6	75	558	155	788
令和7	83	619	174	876

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で対象となるサービス

対象となるサービスは、大きく分けて自立支援給付と地域生活支援事業、児童福祉法による障害児通所支援事業の3つに分かれます。



2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課社会福祉係)

2 障害福祉サービス

(1) サービスの概要

ア 訪問系サービス

(ア) 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴及び排せつ及び食事の介護を行います。

(イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護及び外出時における移動支援などを総合的にを行います。

(ウ) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

(エ) 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(オ) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が特に高い人に居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

イ 日中活動系サービス

(ア) 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、入浴、排せつ及び食事の介護等を行い、創作活動又は生産活動の機会を提供します。

(イ) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

(ウ) 就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）及び一般企業等への就労を希望する人に、必要な訓練を行います。

(エ) 就労継続支援A型・B型

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

(オ) 就労定着支援

就労支援を受けて通常の会社等に雇用された人に、就労継続のために必要な会社等との連絡調整等を行います。

(カ) 就労選択支援

就労を希望する方又は就労の継続を希望する方に、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、適切な選択のための支援を行います。

(キ) 療養介護

長期入院による医療に加え常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、看護、療養上の管理、医学的管理による介護及び日常生活の世話をを行います。

(ク) 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気等の場合、短期間施設にて入浴、排せつ及び食事の介護等を夜間も含めて行います。

ウ 居住系サービス

(ア) 自立生活援助

居住系サービスの利用や入院をしていた人が、居宅での自立した生活をするために、定期的な巡回訪問などにより、相談対応や情報提供を行います。

(イ) 共同生活援助（グループホーム）

障害者に夜間や休日に共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助、利用者とスタッフが共同で食事の準備、入浴、排せつを行います。

(ウ) 施設入所支援

生活能力上、単身生活が困難な人、地域の社会資源の状況から通所が困難な人及び施設に入所している人に、夜間、休日、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

エ 相談支援

(ア) 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用する人に、サービス等の利用計画の作成、事業者等との連絡調整、利用状況の検証及び必要に応じて計画の見直しを行います。

(イ) 地域相談支援（地域移行支援）

施設入所や精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの必要な支援を行います。

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

(ウ) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅での単身生活や、同居家族による支援を受けられない障害がある人に、常時の連絡体制を確保し、相談対応などの必要な支援を行います。

(2) 利用者負担額

ア 利用者負担上限月額

サービス利用料の1割が利用者負担となりますが、所得に応じて月額負担上限額が設定され、1月間のサービス利用量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得区分	対象者の世帯	負担上限月額	
生活保護	生活保護世帯	0円	
低所得	市民税非課税世帯	0円	
一般1	市民税課税世帯	障害者本人が18歳未満で、市民税の所得割の世帯合計が、 28万円未満	4,600円
		障害者本人が18歳以上で、市民税の所得割の本人と配偶者の合計が、 16万円未満	9,300円
一般2		上記以外	37,200円

(注) 1 「市町村民税非課税世帯」とは、世帯員全員が市町村民税非課税である世帯をいいます。

2 令和元年10月より3歳児から5歳児までの児童に対する障害児通所支援事業費は、上記に関わらず無償です。

3 住民票が同一世帯でも税制と医療保険で被扶養者でなければ、障害者及び配偶者は別世帯とすることができます。（世帯の特例）

4 入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム・ケアホーム利用者は、市民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

5 同世帯中で複数の方がサービスを利用しても、月額負担上限額は同じです。

イ 利用者負担上限月額軽減措置

(ア) グループホーム利用者の家賃助成

グループホームの利用者が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

(イ) 入所施設利用者の食事等実費負担の減免措置

入所施設の食費等実費負担については、54,000円を限度に施設ごとに設

2 障害者(児)の福祉 (担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

定されます。低所得者には基準額を54,000円と設定し、食費等実費負担後に手元に25,000円が残るよう補足給付が行われます。また、就労等による収入は24,000円まで収入認定せず、超えた額の30%は収入認定しません。

(ウ) 多子軽減措置

兄又は姉が幼稚園等に通園中の、就学前の障害児通所支援利用児童で第2子以降の利用者負担額が、第2子は半額、第3子以降は無料となります。年収約360万円未満相当世帯では、未就学児以外も含め対象児童が第何子かを決定します。

(3) 利用実績

	令和5年度延人数 (延時間・延日数)		令和6年度延人数 (延時間・延日数)		令和7年度延人数 (延時間・延日数)	
居宅介護	1,139人	32,315時間	1,099人	30,274時間	1,141人	30,440時間
重度訪問介護	0人	0時間	4人	303時間	12人	3,475時間
行動援護	5人	54時間	2人	4時間	0人	0時間
同行援護	60人	455時間	65人	479時間	69人	535時間
重度障害者等 包括支援	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
療養介護	172人	5,244日	184人	5,559日	192人	5,823日
生活介護	2,067人	39,543日	2,008人	39,022日	2,151人	38,577日
短期入所	429人	1,509日	422人	1,457日	466人	1,474日
施設入所支援	410人	12,232日	374人	11,154日	346人	10,393日
共同生活援助	755人	21,530日	915人	25,763日	1,065人	30,360日
自立訓練	28人	237日	19人	214日	9人	41日
就労定着支援	101人		131人		125人	
就労移行支援	301人	5,189日	320人	5,588日	318人	5,263日
就労継続支援	2,634人	47,040日	3,124人	54,931日	3,508人	61,812日
計画相談支援	894人		930人		1,010人	
地域移行支援	1人		0人		0人	
地域定着支援	0人		0人		0人	

3 自立支援医療制度

(1) 更生医療

身体障害者手帳交付の原因となっている障害者に対して、治療をすれば、その障

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

害が軽減され、日常生活の向上が見込まれる人に給付されます。

年度	申請件数	社会保険等負担額	公費負担額	自己負担額
令和5	194 件	516,606,370 円	37,879,698 円	5,749,030 円
令和6	204 件	474,120,978 円	31,890,327 円	5,488,790 円
令和7	199 件	430,463,499 円	36,195,808 円	5,445,619 円

(2) 育成医療

18歳未満の子どもで生まれつき身体に障害がある場合又は生まれつきの障害や病気を放置すると将来において身体に障害を残すと認められる場合で、手術などを行うことにより、治癒又は障害の軽減が見込まれる人に給付されます。

年度	申請件数	社会保険負担額	公費負担額	自己負担額
令和5	6 件	1,444,904 円	116,595 円	24,081 円
令和6	6 件	2,446,604 円	184,425 円	24,601 円
令和7	9 件	7,668,749 円	354,288 円	24,301 円

(3) 精神通院医療（実施主体は県）

精神的な病気の治療は比較的長期にわたることが多いため、医療費の自己負担を軽くする制度です。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	1,379 人	1,429 人	1,462 人

(4) 療養介護医療

障害福祉サービスにおける療養介護を受給している方の、福祉サービス以外の医療費の部分に支給されるものです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	13 人	15 人	16 人

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

(5) 利用者負担上限月額

自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）に係る利用者負担は、原則医療費の1割負担となります。ただし、世帯の所得や疾病によって次の区分の負担上限月額が設定されます。また、所得によって対象とならない場合があります。

ア 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、本人の収入が826,500円以下の方	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で、低所得1以外の方	5,000円

イ 市町村民税課税世帯の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
		「重度かつ継続」対象外	「重度かつ継続」対象
中間所得1	市町村民税所得割 33,000円未満世帯	なし（1割負担。医療保険の負担限度額）	5,000円
中間所得2	市町村民税所得割 33,000円以上 235,000円未満世帯	なし（1割負担。医療保険の負担限度額）	10,000円
一定所得以上	市町村民税所得割 235,000円以上世帯	自立支援医療対象外	20,000円

※ 世帯の収入状況については、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の加入者については、同一保険の加入関係にある世帯員全員の課税情報により、健康保険や共済組合（被用者保険）加入者については、被保険者本人及び受給者の課税状況により判断します。

※ 重度かつ継続の範囲は以下のとおりです。

① 更生医療及び育成医療の場合

腎臓、小腸、心臓、肝臓及び免疫機能障害（心臓、肝臓機能障害は移植術後の抗免疫療法に限る。）の方で、医療保険の高額医療費で年3回以上手続をされた方

② 精神通院医療の場合

医療保険の高額医療費で多数該当（年3回以上手続をされた方）し、認知症等の脳機能障害及び、薬物関連障害、統合失調症、躁うつ病、うつ病及びてんかんの方、または精神医療に一定以上の経験を有する医師が、集中的・継続的な通院医療を要すると判断した方

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

4 補装具

身体障害者(児)の身体機能の失われた部分を補うための器具(車いす、装具、補聴器、義肢等)の購入や修理等の費用の助成を受けることができます。

(1) 利用実績

年度	件数	公費負担額	自己負担額
令和5	95 件	14,954,695 円	565,883 円
令和6	93 件	18,132,262 円	532,939 円
令和7	103 件	18,666,599 円	546,504 円

(2) 利用者負担

補装具費支給に係る利用者負担は、原則定率(1割)負担となります。ただし、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、利用者が18歳以上の場合は利用者及び配偶者、18歳未満の場合は住民票での世帯員全員となります。

※ 世帯の中に市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

5 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

ア 委託相談支援事業所

障害がある人、その保護者、介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のための支援などを行います。平日の午前8時30分から午後5時15分まで、碧南市社会福祉協議会にて行っています。

イ 碧南市基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待の防止及び碧南市地域自立支援協議会作業部会の運営を実施します。平日の午前8時30分から午後5時15分まで、碧南市社会福祉協議会にて行っています。ただし、

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

障害者虐待の通報や届出の受理については、土日、祝日及び夜間も対応しています。

ウ 障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の未然の防止や早期発見、その他適切な支援を行うための関係機関の協力体制の整備や支援体制を強化します。

エ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な重度の知的障害者及び精神障害者に対し、法定後見開始の審判請求を行う人がいない場合に市が審判請求を行います。また、生活保護受給者等で後見人等の報酬の費用負担が困難な場合に、その費用を助成します。

年度	利用件数
令和 5	1 件（報酬助成 1 件）
令和 6	1 件（報酬助成 1 件）
令和 7	1 件（報酬助成 1 件）

(2) コミュニケーション支援事業

ア 手話通訳者設置等事業

毎週金曜日午後 1 時から午後 4 時まで福祉課窓口到手話通訳者を設置し、市役所本庁舎内での手話通訳をします。

イ 手話通訳者、要約筆記者派遣事業

聴覚障害者で手話通訳又は要約筆記が必要な場合、手話通訳者又は要約筆記者を派遣します。（愛知県内で 1 日 8 時間以内となります。）

ウ 利用実績

年度	手話通訳者設置事業	手話通訳者派遣事業	要約筆記者派遣事業
令和 5	46 件	17 件	0 件
令和 6	50 件	27 件	0 件
令和 7	50 件	48 件	0 件

(3) 日常生活用具給付事業

障害者（児）の生活の利便を図るため、日常生活用具が給付されます。

ア 用具の種類

点字タイプライター、特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、聴覚障害者用情報受信装置、ストーマ用装具（消化器系・尿路系）、居宅生活動作補助用具等

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

イ 給付状況

年度	件数	公費負担額
令和5	1,163 件	14,864,370 円
令和6	1,254 件	14,123,988 円
令和7	1,342 件	14,597,443 円

ウ 利用者負担

補装具費給付に係る利用者負担に準じます。

(4) 移動支援事業

屋外への移動が困難な障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援します。

ア 利用実績

年度	利用人数	利用時間数	公費負担額
令和5	82 人	12,247.5 時間	32,603,801 円
令和6	80 人	12,410.0 時間	33,728,295 円
令和6	77 人	13,003.0 時間	33,653,973 円

イ 利用者負担

福祉サービスの月額負担上限額に準じます。

(5) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度身体障害者の居宅を訪問し、入浴介護を行います。

年度	利用者数	利用回数	公費負担額
令和5	11 人	601 回	7,890,529 円
令和6	9 人	544 回	7,220,512 円
令和7	12 人	723 回	9,596,379 円

(6) 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、見守り等が必要な者に日中活動の場の提供をしたり、見守り及び社会適応訓練を行います。

ア 利用実績

年度	利用実人数	利用延べ回数	公費負担額
令和5	181 人	2,756 回	13,070,556 円
令和6	182 人	3,367 回	15,222,866 円
令和7	232 人	3,529 回	15,222,866 円

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

イ 利用者負担

福祉サービスの月額負担上限額に準じます。

(7) 声の広報発行事業

視覚障害などの方に対し、広報へきなんをCDに録音し、配布します。

(8) 自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳所持者で就労、通院等のため免許を取得しようとする者に対し、自動車運転免許取得費の3分の2以内の額を助成します。(限度額10万円)

年度	件数	公費負担額
令和5	0件	0円
令和6	2件	200,000円
令和7	0件	0円

(9) 自動車改造費助成事業

身体障害者手帳所持者で自ら所有し、運転する自動車の改造が必要な者に対し、自動車改造費用を助成します。(限度額10万円)

年度	件数	公費負担額
令和5	4件	396,400円
令和6	5件	500,000円
令和7	2件	200,000円

(10) 障害者住宅用火災警報器給付事業

身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定、精神障害者手帳1級の所持者で障害者のみの世帯の住宅に、火災警報器の給付及び取付けをします。

年度	給付件数	公費負担額	設置件数	公費負担額
令和5	0件	0円	0件	0円
令和6	0件	0円	0件	0円
令和7	0件	0円	0件	0円

(11) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業を行います。

(12) レクリエーション等活動等支援、芸術文化活動振興、奉仕員養成研修等の事業

心身障害者福祉センター等で各種講座を開催します。

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

6 障害児通所支援（児童福祉法）

(1) サービスの概要

ア 児童発達支援

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

イ 放課後等デイサービス

就学している障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

ウ 居宅訪問型児童発達支援

外出して障害児通所支援を利用することが困難な障害児に対し、居宅を訪問して児童発達支援等を提供します。

エ 保育所等訪問支援

保育所等の施設に通う障害児に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

オ 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する人に、サービス等の利用計画の作成、事業者との連絡調整、利用状況の検証及び必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 利用実績

	令和5年度延人数 (延日数)		令和6年度延人数 (延日数)		令和7年度延人数 (延日数)	
児童発達支援	1,101 人	5,950 日	1,033 人	6,170 日	1,293 人	6,204 日
放課後等デイサービス	3,944 人	22,359 日	4,359 人	27,317 日	4,833 人	28,551 日
居宅訪問型児童発達支援	12 人	44 日	12 人	40 日	12 人	37 日
保育所等訪問支援	1,449 人	1,412 日	1,629 人	1,591 日	1,753 人	1,753 日
障害児相談支援	518 人		541 人		589 人	

(3) 利用者負担額

月額負担上限額は福祉サービスに準じます。

2 障害者(児)の福祉 (担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

7 その他の福祉施策

(1) 障害者入浴等施設優待利用券の交付

障害者手帳の所持者の外出促進による健康保持及び地域社会との交流を図るため、市内入浴施設（あおいパーク浴室、サンビレッジ衣浦浴場及びプール、高齢者元気ッス館）の利用券を交付する事業です。

令和2年度から、年間交付枚数を36枚から48枚へ拡充しました。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
配布冊数	496冊	544冊	659冊

(2) 福祉タクシー料金助成

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A判定又はB判定若しくは精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者がタクシーを利用する場合、年間最大24枚の利用券を交付し、基本料金を助成します。ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方（受ける予定の方）は対象となりません。また、定期的に通院を週1～2回している人は年間最大48枚、週3回以上の人は年間最大96枚を交付します。

令和4年度は、新型コロナウイルスに関連した外出支援のため、4枚追加交付します。

【タクシーチケット交付者の状況】

障害 年度	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語	肢体 不自由	内部	療育 手帳	精神 保健	合計
令和5	28人	9人	3人	108人	122人	61人	269人	600人
令和6	32人	10人	6人	110人	122人	83人	332人	695人
令和7	39人	10人	4人	113人	139人	99人	423人	827人

(3) NHKテレビ受信料の減免

障害者のいる世帯の経済的及び障害の状況により受信料の減免が受けられます。

全額免除	障害者手帳を所持している方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税の場合	対象者である旨の福祉事務所長の証明が必要
半額免除	世帯主が肢体1級、2級又は視覚・聴覚障害者、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級	

(4) 運賃の割引

詳しくは各交通機関にお問い合わせ下さい。

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

	1 種	2 種	備考
旅客鉄道 運賃	単独又は介護者とともに乗車する場合に半額 ※単独乗車の場合は片道100kmを超える区間に限り半額 ※介護者割引は1名に限る。	単独で乗車する場合に半額 ※片道100kmを超える区間に限り半額	切符購入の際に窓口で手帳の提示をするとともに乗車の際、手帳をお持ち下さい。
航空運賃	12歳以上で、単独又は介護者とともに搭乗する場合。※介護者割引は1名に限る。		国内線定期航空航路の利用に限る。
名鉄・バス 運賃	付添1名とともに半額	付添1名とともに半額 ※バスは本人のみに限る。	切符を購入の際又は料金支払時に手帳を提示する。
有料道路 通行料	本人及び介護者が運転する場合に半額※身体障害者手帳、療育手帳所持者に限る。 ※自己又は同一生計者所有の自動車に限る。	本人が運転する場合に限り半額※身体障害者手帳所持者に限る。	手帳に福祉事務所長の証明が必要。

(5) 税の減免措置

障害者又は障害者の扶養者等の税負担を軽減するために、所得税、市県民税、事業税、自動車税、自動車取得税、相続税などが、減免又は軽減されることがあります。

ただし、減免及び軽減の対象や程度は、障害の種類や等級により異なりますので、詳しくは税務署又は県税事務所、市役所税務課等にお問い合わせ下さい。

(6) 図書館サービス（碧南市民図書館）

碧南市民図書館では、体や目が不自由なため通常の方法で図書館を使用できない市民の方に、以下の方法で図書館サービスを提供しています。

ア 郵送貸出

市内在住の体や目が不自由で図書館まで来られない方を対象

イ 対面朗読

ご希望の資料を図書館の朗読サービス室にて朗読します。図書館の資料に限らず私物の本、手紙、機械の取扱説明書など朗読できるものなら何でもお読みします。

(7) 指定難病及び特定疾患見舞金支給事業

指定難病及び特定疾患に関して現在治療を受けている方に見舞金を支給します。

ア 対象者

10月1日において碧南市に6ヵ月以上住所（住民登録）があり、愛知県が発行した特定医療費受給者証又は特定疾患医療給付事業受給者票をお持ちの方

2 障害者(児)の福祉 (担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

イ 支給額

5, 0 0 0 円／年

ウ 申請期間

毎年10月1日から翌年3月31日まで（申請は毎年必要となります。）

エ 支給実績

年度	件数	公費負担額
令和5	271 件	1, 355, 000 円
令和6	177 件	885, 000 円
令和7	187 件	935, 000 円

(8) 碧南市心身障害者福祉センター（山神町8丁目35番地 電話48－1720）

市内在住者の障害者及び障害児の福祉の増進を図るため、教養の向上及びレクリエーションを目的とする事業や社会参加促進事業等を行っています。

ア デイサービス事業の年度別実施状況及び回数

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
陶芸教室	43	46	44
水泳教室	10	0	0
手話教室	24	23	23
点訳教室	23	24	24
ストレッチ教室	11	11	11
カラオケ教室	30	31	35
盲人卓球教室	45	44	46
パソコン教室	24	25	24
車椅子ダンス教室	12	12	12
卓球教室	40	43	44
絵はがき教室	12	11	12
パン作り教室	6	6	6
いきいきリハビリテーション教室	24	24	24
フラワーアレンジメント教室	12	12	10
たのしいデー	9	12	12

※ 手話奉仕員養成カリキュラム修了者等に対し、手話通訳者の資格取得を促すため、別に手話講習会ステップアップ講座を高浜市との合同で開催しています。

水泳教室は令和6年度から社会参加促進事業に移行。

イ 社会参加促進事業

日頃外出する機会の少ない心身障害児者に対し、日常生活への適応性及び集団生活への順応性を高めるため、ボランティアの方々の協力を得て実施しています。

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

令和7年度実施事業	開催日	開催場所	参加者
身体障害者社会見学	6月28日	田原市（日帰り）	58名
	10月3日	福祉センター（日帰り）	
障害者レクリエーション事業	5月10日他	安城市他	27名
水泳体験	7月～9月	コパンスイミングスクール碧南	74名
成人式事業	12月6日	福祉センター	153名 (うち成人7名)
障害者ふれあいスポーツ大会	9月20日	東部市民プラザ	129名
障害者社会見学	11月15日	静岡県	67名
心身障害児親子研修事業	11月1日	静岡県	105名
障害児者卒業生を祝うひなまつり会事業	2月21日	福祉センター	119名 (うち卒業生6名)
点訳交流会事業	2月18日	福祉センター	9名
手話交流会事業	12月15日	福祉センター	13名

(9) 碧南ふれあい作業所（中山町1丁目16番地1 電話46-2941）

碧南ふれあい作業所は、主に知的障害者が通う施設で、障害者総合支援法に基づく生活介護及び日中一時支援事業のサービスを提供しています。

ア 事業開始

平成8年7月1日

イ 施設規模

(ア) 敷地面積

1,694.70㎡

(イ) 建物規模・建築面積

鉄筋コンクリート造り3階建 1,254㎡

(ウ) 施設内容

作業室（2部屋）、ホール、食堂、医務室、相談室、更衣室、事務室、会議室、エレベーター及び運動場（屋外）、ふれあい農園（尾城町1丁目25番地1始め5筆 1,102.81㎡）

ウ 通所定員

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

60人

エ 通所人員（各年度末時点）

年度		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数		65	61	59	57	59
障 害 別	知的障害軽度	0	0	0	0	0
	知的障害中度	11	10	9	7	6
	知的障害重度	50	47	47	47	47
	身体障害	18	16	13	15	16
	精神障害	1	1	1	1	1
年 代 別	10歳代	3	1	0	0	1
	20歳代	12	12	12	9	9
	30歳代	11	10	9	8	9
	40歳代	12	13	15	17	15
	50歳代以上	27	25	23	23	24

オ 職員配置

施設長以下22人（嘱託医師を含む。）

カ 指定管理者

社会福祉法人ダブルエッチジェー（平成22年4月1日から）

(10) 碧南市障害者就労相談所

個々の能力に応じた相談支援を心がけるとともに、相談者が自立した就業生活が送れるよう援助を行っています。平日の午前8時30分から午後5時15分まで、碧南市社会福祉協議会にて行っています。

相談者 年度	男	女	合計
令和5	17名	16名	33名
令和6	22名	12名	34名
令和7	16名	13名	29名

問合せ 碧南市社会福祉協議会（電話46-3701）

(11) 碧南市虐待防止センター

障害者虐待の予防、早期発見及び防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援等を行います。

2 障害者(児)の福祉

(担当 福祉課福祉総務係、社会福祉係)

ア 開設状況及び問合せ

(ア) 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで

碧南市役所福祉課 (電話 41-3377、FAX 48-2940)

(イ) 土日及び平日午後4時から午前9時まで

社会福祉協議会 (携帯電話 090-3833-4701)

イ 令和7年度虐待対応者数

虐待件数0件

(12) 碧南市成年後見支援センター

認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が不十分な方が安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用に関する相談や支援を行います。平日午前9時から午後5時まで、碧南市社会福祉協議会にて行っています。

相談者 年度	高齢者	障害者	その他	合計
令和5	93名	83名	2名	178名
令和6	73名	60名	4名	137名
令和7	64名	28名	7名	99名

問合せ 碧南市社会福祉協議会 (電話 46-3701)

8 障害者差別解消法に関すること

障害のある方への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を求めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

問合せ先及び相談先

福祉課社会福祉係 (95-9884)

秘書課人事係 (95-9862) 職員に関すること。

1 障害児福祉手当等（国の制度）

(1) 障害児福祉手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する20歳未満の方。（高所得の方、障害を事由とした年金受給者及び施設入所者を除く。）

(ア) 身体障害2級（一部を除く）以上の障害を有する方

(イ) IQ20以下の方

(ウ) 上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

イ 手当の支給額

(ア) 身体障害1、2級の障害を有し、IQ35以下の方

月額23,460円（県制度分6,900円を含む）

(イ) 身体障害1、2級の障害を有する方又はIQ35以下の方

月額17,710円（県制度分1,150円を含む）

(ウ) 上記以外の方

月額16,560円

(2) 特別障害者手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する20歳以上の方（高所得の方、施設入所者及び入院者を除く。）

(ア) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を重複して有する方

(イ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方で、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方

(ウ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方、IQ20以下の方又は常時介護が必要な精神障害を有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方

(エ) 身体障害2級（一部を除く。）以上の障害を有する方、IQ20以下の方若しくはこれと同程度の障害又は病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

イ 手当の支給額

(ア) 身体障害1、2級の障害を有し、IQ35以下の方

3 障害者（児）の手当

（担当 福祉課社会福祉係）

月額 37,300 円（県制度分 6,850 円を含む）

(イ) 身体障害 1、2 級の障害を有する方又は I Q 35 以下の方

月額 31,500 円（県制度分 1,050 円を含む）

(ウ) 上記以外の方

月額 30,450 円

(3) 経過福祉手当

ア 対象者の範囲

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する 20 歳以上の方（高所得の方、施設入所者を除く。）で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金及び特別障害給付金のいずれも現在受給していない方。

(ア) 身体障害 1 級（2 級の一部を含む。）の障害を有する方

(イ) I Q 20 以下の方

(ウ) 上記と同程度の障害又は病状で、常時介護が必要な方

イ 手当の額

月額 17,710 円（県制度分 1,150 円を含む）

(4) 手当の支給時期

5 月、8 月、11 月及び 2 月（前月分までの 3 ヶ月分を支給）

(5) 申請に必要なもの

受給者名義の預金通帳の口座番号、身体障害者手帳及び療育手帳、診断書、年金証書の写し、年金額が分かるもの並びにマイナンバーが確認できるもの

(6) 対象者推移

（各年度 3 月 31 日現在受給者数）

	障害児福祉	特別障害者	経過福祉	計
令和 4 年度	34	58	1	93
令和 5 年度	32	66	1	99
令和 6 年度	36	64	1	101
令和 7 年度	34	61	1	96

3 障害者（児）の手当

(担当 福祉課社会福祉係)

2 特別児童扶養手当（国の制度）

(1) 対象者の範囲

次のア又はイに該当する20歳未満の障害児を監護する保護者の方。（高所得の方、施設入所している児童の保護者の方は除く。）

ア IQ35以下程度又は身体障害1、2級程度の方、若しくは、同程度の障害又は病状を有する方

イ IQ50以下程度又は身体障害3級（4級の一部含む。）程度の方、若しくは、同程度の障害又は病状を有する方

(2) 手当の支給額

ア (1)アに該当の方（重度障害者） 月額58,450円

イ (1)イに該当の方（中度障害者） 月額38,930円

(3) 手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 11月

(4) 申請に必要なもの

戸籍謄本、手帳等（身体障害者手帳、療育手帳又は診断書）、預金通帳の写し、マイナンバーが確認できるもの（世帯全員分）、本人確認書類

(5) 対象者推移 (各年度3月31日現在受給者数)

	重度障害者	中度障害者	計
令和4年度	53	169	222
令和5年度	78	200	278
令和6年度	72	192	264
令和7年度	69	205	274

3 障害者（児）の手当

（担当 福祉課社会福祉係）

3 在宅重度障害者手当（県の制度）

（1）対象者の範囲

次のア又はイに該当する方。（高所得の方、障害児福祉手当等の受給者、施設入所者及び3か月以上入院している方、65歳以上で新たに障害者となった方（2種のみ）は除く。）

ア 身体障害1、2級でIQ35以下の方

イ 身体障害1、2級の方、IQ35以下の方又は身体障害3級の障害を有し、IQ50以下の方。

（2）手当の支給額

ア (1)アに該当の方（1種障害者） 月額15,950円

イ (1)イに該当の方（2種障害者） 月額6,950円

（3）手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 12月

（4）申請に必要なもの

受給者名義の預金通帳の口座番号、手帳等（身体障害者手帳、療育手帳）、課税証明書（転入者のみ）、マイナンバーが確認できるもの

（5）対象者推移（各年度3月31日現在受給者数）

	1種障害者	2種障害者	計
令和4年度	7	582	589
令和5年度	9	584	593
令和6年度	8	568	576
令和7年度	9	609	618

3 障害者（児）の手当

（担当 福祉課社会福祉係）

4 心身障害者手当（市単独制度）

（1）対象者の範囲

次のアからウまでのいずれかに該当する方。（特別障害者以外の障害児福祉手当等の受給者、65歳以上で新たに障害者となった方及び高所得の方は除く。）

ア 身体障害1級から6級までの方

イ 療育AからCまでの方

ウ 精神障害1級から3級までの方

（2）手当の支給額

ア 身体障害1級、精神障害1級、IQ35以下又は特別障害者

月額4,000円

イ 身体障害2級、精神障害2級又はIQ36以上50以下

月額3,500円

ウ 身体障害3級

月額3,000円

エ 身体障害4級から6級、精神障害3級又はIQ51以上75以下

月額2,000円

（3）手当の支給時期

ア 12月分から3月分まで 4月

イ 4月分から7月分まで 8月

ウ 8月分から11月分まで 12月

（4）申請に必要なもの

受給者名義の預金通帳の口座番号、障害者手帳、マイナンバーが確認できるもの

3 障害者（児）の手当

（担当 福祉課社会福祉係）

（5）対象者推移

（各年度3月31日現在受給者数）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4,000円	660 人	638 人	654 人
3,500円	930 人	964 人	1,020 人
3,000円	331 人	321 人	299 人
2,000円	860 人	843 人	873 人
合 計	2,781 人	2,766 人	2,851 人

4 災害扶助、旧軍人恩給及び戦傷病者戦没者遺族の援護

(担当 福祉課福祉総務係)

1 災害扶助

災害等による市民の被害に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に基づき、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び災害見舞金の支給等をします。また、碧南市被災者生活再建支援金支給規程の規定に基づき、被災者生活再建支援法の対象とならない災害の被災者に対し、基礎支援金及び加算支援金を支給します。

区分	対象災害	支給又は貸付額	備考
災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令	災害弔慰金	500万円（生計維持者） 250万円（その他の者）	
	災害障害見舞金	250万円（生計維持者） 125万円（その他の者）	
	災害援護資金	最高350万円 ※貸付金（年利3%）	
	災害見舞金	自然災害または火災による場合	市単独事業
		○死亡者	
		○負傷者	
		○住宅・家財の滅失、焼失 ○床上浸水	
碧南市被災者生活再建支援金支給規程	基礎支援金	自然災害 ※被災者生活再建支援法が適用されなかった場合	1世帯につき最高100万円
	加算支援金		1世帯につき最高200万円

災害見舞金の支給実績

区分 \ 年度	令和4	令和5	令和6	令和7
住宅火災	全焼2	0	全焼5 半焼2	全焼1 半焼1
火災による	死亡1 入院1	0	死亡1	死亡1 入院2
自然災害による	0	0	0	0
住宅半壊、床上浸水	0	0	0	0
支給合計	2	0	0	5
	85,000	0	385,000	220,000

4 災害扶助、旧軍人恩給及び戦傷病者戦没者遺族の援護

(担当 福祉課福祉総務係)

2 平和祈念祭

今日の発展と繁栄が戦没者の尊い犠牲の礎の上にもたらされたものであることを深く思い、戦没者を追悼するとともに、恒久平和への願いを捧げるため平和祈念祭を行っています。

3 戦傷病者戦没者遺族等の援護と相談

旧軍人・軍属及び準軍属等の公務上の疾病若しくは死亡に対し、国家補償の精神に基づいて、軍人・軍属であった方又はその遺族の援護や相談に応じています。

戦傷病者に対しては、障害年金及び妻に対する特別給付金の申請、戦傷病者手帳、補装具、旅客鉄道株式会社乗車券の交付取扱いをしています。

戦没者の遺族の方に対しては、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、特別弔慰金及び妻及び父母に対する特別給付金などの申請の取扱いをしています。

4 軍人恩給等に関する事務

旧軍人が一定年限以上在職した場合は、普通恩給、一時恩給等が受給できます。また、普通恩給受給者が死亡された時は、普通扶助料などが受給できます。

旧軍人が公務傷病により心身に障害を有することとなった方には、傷病恩給が受給でき、公務傷病等により死亡されたときは、遺族に対し、公務扶助料、特別扶助料などの相談に応じています。

5 こどもの発達支援

(担当 こども課発達支援係)

1 児童発達支援ネットワーク事業

発達に遅れや障害がある子どもの支援の充実のため、専門職による各施設の巡回支援、保護者への個別相談及び講習会、支援者への講習会、関係機関との連携強化を行います。

ア 事業開始年月日 平成28年8月1日

イ 実施状況（令和7年度）

	延べ回数	観察児、相談児等人数
保育園、幼稚園、学校、児童クラブへの専門職の巡回支援	102回	(観察児)延べ102名
支援者向けの講習会	16回	(参加者)延べ443名
保護者向け講習会	6回	(参加者)延べ46名
保護者向けの発達相談	981回	(相談者)延べ981名

2 地域療育事業

(1) にじの学園

小学校入学前、保育園・幼稚園入園前の幼児で、身体や知的発達に何らかの遅れや障害を持つ幼児とその保護者が共に参加し、集団療育や親子遊びを通して、幼児の日常生活及び集団生活への適応能力の増進を図ることを目的としています。

ア 開設年月日 昭和60年4月24日

イ 所在地 碧南市宮町4-1-2 ○電話 42-6444

ウ 通園状況 (令和8年3月31日現在)

通園親子数28組（にじの学園での療育後、16名が幼稚園・保育園に入園、11名は翌年度も継続通所、1名は転出）

(2) 早期療育親子支援事業

就園前の子どもの発達に不安を持つ保護者とその子どもに対し、子どもの成長を促すとともに、その保護者が子どもの個性にあった育て方を学び、子育ての困難の解消を図ることを目的としています。

ア 事業開始 平成30年7月1日

イ 開催場所 あいくる

ウ 参加状況 39組（2歳14組、3歳25組）（うちフォローアップ移行5組）

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

児童福祉法第2条の規定により、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と定められており、近年における児童人口の減少、児童をめぐる社会環境の変化に対応して、保育を必要とする児童の保護、心身障害児の福祉向上、少年非行・怠学等の相談、指導等児童の健全育成に努めます。

※ 幼年人口

住民登録人口（各年4月1日現在）

年 年齢	3	4	5	6	7	8
0 歳	548	557	553	489	475	449
1	572	576	566	573	513	492
2	601	592	581	577	586	516
3	621	613	607	586	586	588
4	625	624	613	616	583	577
5	651	632	636	614	616	581
計	3,618	3,594	3,556	3,455	3,359	3,203
前年対比(%)	96.7	99.3	98.9	97.2	97.2	95.4

1 在宅福祉施策

(1) 保 育 所 等

保育所等は児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、乳幼児の保護者の労働又は疾病の事由により、その監護すべき乳幼児が保育を必要とするときは、その乳幼児を入所させ、保護者に代わって保育するところです。

ア 保育所等の入所基準

- ・日中居宅外で労働すること（毎月60時間以上）を常態としていること。
- ・日中居宅内で児童と離れて日常家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ・妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。（産前3カ月から産後2カ月まで）
- ・疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ・長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- ・震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ・求職活動をしていること。（90日限度）

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

- ・親の育児休業取得時に既に保育を利用する子どもがいること。
- ・前各号に類する状態にあること。

イ 保育所等の規模

(令和8年4月1日現在)

施設名	所在地	経営主体	電話番号	規 模 ・ 構 造			保育室の状況	
				敷地面積 ㎡	構造	延面積 ㎡	保育室	乳児室 ほふく室
羽 久 手	鶴見町 6 - 1 7	碧南市	41-1475	1,936.7	鉄筋 2 階	907.0	5	1
天 道	末広町 2 - 3 2	〃	41-0077	2,267.2	〃	1,144.4	7	1
築 山	塩浜町 7 - 9 9	〃	41-0999	2,438.0	〃	879.4	5	1
日 進	伏見町 1 - 6 6	〃	41-0091	1,936.7	〃	1,310	8	1
鷲 塚	旭町 3 - 7 0 - 2	〃	41-1460	3,437.0	〃	1,404.5	9	2
荒 子	笹山町 3 - 2 9	社会福祉 法人	42-0138	3,532.9	〃	1,209.0	5	3
西 端	札木町 3 - 2 0 2	〃	42-2566	3,188.7	〃	1,336.4	5	4
大 浜	本郷町 2 - 6 8	〃	41-0896	2,797.6	〃	999.9	6	2
棚 尾	汐田町 5 - 3 4	〃	41-0897	3,533.3	〃	1,161.6	7	2
新 川	金山町 1 - 2 7 - 4	〃	41-1476	2,210.3	〃	904.9	4	3
二 葉	山神町 5 - 2 9	〃	41-0310	1,139.5	〃	792.5	7	1
かしの木	大浜上町 5 - 1	〃	42-8200	803.3	鉄筋 3 階	1,077.6	4	2
碧のうさぎ	向陽町 1 - 5 7 - 1	〃	95-3988	1011.24	鉄骨 2 階	922.69	4	2
ユリアへきなん	松本町 7 3	〃	41-7300	2,805.4	鉄筋・鉄骨 2 階 鉄骨平家	1,149.14	9	5
ユリアななて	縄手町 5 - 6 1	〃	42-8222	3,326.49	鉄骨 3 階	1,542.68	5	1
ひまわり	大堤町 1 - 1 1	〃	45-6001	3,348.59	鉄骨 2 階	1,348.59	5	2
碧のこうさぎ	向陽町 1 - 4 1 - 3	〃	93-8839	872.2	鉄骨 1 階	183.4	1	2

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

ウ 保育時間

(令和8年4月1日現在)

施設名 区分	保 育 時 間			
	平 日	土 曜 日	日 曜	祝 日
羽 久 手	7:30～18:00	7:30～18:00	-	-
天 道	7:30～18:00	7:30～18:00	-	-
築 山	7:30～18:00	7:30～18:00	-	-
日 進	7:30～18:00	7:30～18:00	-	-
鷺 塚	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00
荒 子	7:30～19:00	7:30～18:00	-	-
西 端	7:30～19:00	7:30～18:00	-	-
大 浜	7:30～19:00	7:30～18:00	-	-
棚 尾	7:30～19:00	7:30～18:00	-	-
新 川	7:30～19:00	7:30～18:00	-	-
二 葉	7:30～18:30	8:00～16:30	-	-
か し の 木	7:15～19:30	7:30～18:00	-	-
碧 の う さ ぎ	7:30～19:45	7:30～19:00	-	7:30～19:00 自園の児童のみ
碧のこうさぎ	7:30～18:30	7:30～18:30	-	7:30～19:00 自園の児童のみ
ユリアへきなん	7:30～19:00	7:30～16:00	-	-
ユリアなわて	7:00～20:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00
ひ ま わ り	7:00～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00	7:30～19:00

※ 土曜日の共同保育

公立保育園4園（羽久手、天道、築山、日進）については、天道保育園で共同保育を実施

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

※ 休園日

日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始の休暇日及び市長が必要と認める日、私立園は園長が定める日

エ 園別年齢別入園

(令和8年4月1日現在)

区 分 施 設 名	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計	定員
羽 久 手 保 育 園	0	2	6	14	14	13	49	55
天 道 保 育 園	0	0	11	24	23	24	82	90
築 山 保 育 園	0	0	11	19	23	23	76	95
日 進 保 育 園	(0)	(0)	(0)	(7)	(5)	(7)	(19)	140
	0	10	12	30	37	30	119	
鷺 塚 保 育 園	(0)	(0)	(0)	(0)	(8)	(6)	(14)	190
	3	17	23	38	42	45	168	
小 計	(0)	(0)	(0)	(7)	(13)	(13)	(33)	570
	3	29	63	125	139	135	494	
荒 子 保 育 園	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(1)	(4)	135
	2	5	18	29	28	28	110	
西 端 保 育 園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	140
	0	13	23	30	30	28	124	
大 浜 保 育 園	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(2)	(3)	155
	0	12	16	30	30	30	118	
棚 尾 保 育 園	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)	160
	1	11	24	30	27	30	123	
新 川 保 育 園	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(1)	(5)	125
	1	8	18	30	29	29	115	
二 葉 保 育 園	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	115
	0	6	18	25	19	24	92	
かしの木保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)	95
	1	10	15	15	16	22	79	
碧のうさぎ保育園	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	90
	0	13	18	20	19	20	90	
碧のこうさぎ保育園	1	6	6	0	0	0	13	19
ユリアへきなんこども園	(0)	(0)	(0)	(13)	(9)	(6)	(28)	180
	1	20	26	46	46	45	184	
ユリアなわてこども園	(0)	(0)	(0)	(9)	(2)	(5)	(16)	140
	7	18	20	32	19	17	113	

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

こども園ひまわり	(0)	(0)	(0)	(7)	(3)	(2)	(12)	125
	4	14	21	33	33	23	126	
小 計	(0)	(0)	(0)	(32)	(22)	(21)	(75)	1,479
	18	136	223	320	296	296	1,289	
合 計	(0)	(0)	(0)	(39)	(35)	(34)	(108)	2,049
	21	165	286	445	435	431	1,783	

※カッコ内は私的契約児童数(認定こども園は幼稚園コースの児童数)で内数を示している。

オ 実施児童数の推移

(令和8年4月1日現在)

年 齢 年	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定員	入所率
4	(0) 20	(0) 168	(0) 237	(49) 431	(44) 447	(44) 432	(137) 1,735	1,975	87.8%
5	(0) 21	(0) 150	(0) 266	(53) 446	(46) 446	(42) 460	(141) 1,789	1,975	90.6%
6	(0) 20	(0) 161	(0) 277	(39) 431	(50) 461	(45) 452	(134) 1,802	1,975	91.2%
7	(0) 16	(0) 167	(0) 278	(35) 423	(39) 435	(42) 458	(116) 1,777	1,989	89.3%
8	(0) 21	(0) 165	(0) 286	(39) 445	(35) 435	(34) 431	(108) 1,783	2,049	87.0%

※カッコ内は私的契約児童数(認定こども園は幼稚園コースの児童数)で内数を示している。

カ 令和7年度児童数の増減

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
4月	16	167	278	423	435	458	1,777
翌年3月	66	206	280	429	429	463	1,873
増 減	50	39	2	6	▲6	5	96

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

キ 保育所の経費

年度別決算		令和7年度						令和6年度	
財源内訳		公立保育園		私立保育園等		合 計		決 算 額	
経費 (A)		円		円		円		円	
		796,160,503		2,783,454,933		3,579,615,436		2,603,778,476	
(財源内訳)	国庫支出金	264,000	0.03%	1,028,417,098	36.95%	1,028,681,098	28.74%	670,538,129	25.75%
	県支出金	0	0%	393,225,712	14.13%	393,225,712	10.99%	327,751,546	12.59%
	保育料等	52,501,571	6.59%	457,121,140	16.42%	509,622,711	14.24%	124,938,453	4.80%
	一般財源	743,394,932	93.37%	904,690,983	32.50%	1,648,085,915	46.04%	1,480,550,348	56.86%
延べ児童数 (B)		6,207 人		15,926 人		22,133 人		22,511 人	
※1人当たり見積経費 A/B		128,268 円		174,774 円		161,732 円		115,667 円	

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

ク 令和8年度碧南市保育所保育料

第1表

(1) 保育短時間（8時間）認定

(令和8年4月1日現在)

階層	階層の定義	3歳未満児						3歳以上児					
		通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	70	140	210	280	350	0	50	100	150	200	250
C 1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	0	120	240	360	480	600
C 2	所得割の額 48,600円未満	6,500	6,820	7,150	7,470	7,800	8,120	0	220	440	660	880	1,100
D 1	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	0	320	640	960	1,280	1,600
D 2	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	12,000	12,600	13,200	13,800	14,400	15,000	0	470	940	1,410	1,880	2,350
D 3	所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	0	670	1,340	2,010	2,680	3,350
D 4	所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	0	870	1,740	2,610	3,480	4,350
D 5	所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	0	950	1,900	2,850	3,800	4,750
D 6	所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	0	1,020	2,040	3,060	4,080	5,100
D 7	所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	0	1,100	2,200	3,300	4,400	5,500
D 8	所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	0	1,150	2,300	3,450	4,600	5,750
D 9	所得割の額 301,000円以上	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	0	1,200	2,400	3,600	4,800	6,000

(2) 保育標準時間（1 1 時間）認定

階層	階層の定義	3 歳未満児						3 歳以上児					
		通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	通常保育時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯 (ひとり親・障害者家庭以外)	0	0	0	0	70	140	0	0	0	0	50	100
C 1	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	0	0	0	0	120	240
C 2	所得割の額 48,600円未満	6,500	6,820	7,150	7,470	7,800	8,120	0	0	0	0	220	440
D 1	所得割の額 48,600円以上 55,000円未満	8,500	8,920	9,350	9,770	10,200	10,620	0	0	0	0	320	640
D 2	所得割の額 55,000円以上 71,000円未満	12,000	12,600	13,200	13,800	14,400	15,000	0	0	0	0	470	940
D 3	所得割の額 71,000円以上 97,000円未満	17,000	17,850	18,700	19,550	20,400	21,250	0	0	0	0	670	1,340
D 4	所得割の額 97,000円以上 110,000円未満	24,500	25,720	26,950	28,170	29,400	30,620	0	0	0	0	870	1,740
D 5	所得割の額 110,000円以上 133,000円未満	32,000	33,600	35,200	36,800	38,400	40,000	0	0	0	0	950	1,900
D 6	所得割の額 133,000円以上 169,000円未満	38,500	40,420	42,350	44,270	46,200	48,120	0	0	0	0	1,020	2,040
D 7	所得割の額 169,000円以上 220,000円未満	47,000	49,350	51,700	54,050	56,400	58,750	0	0	0	0	1,100	2,200
D 8	所得割の額 220,000円以上 301,000円未満	48,000	50,400	52,800	55,200	57,600	60,000	0	0	0	0	1,150	2,300
D 9	所得割の額 301,000円以上	49,000	51,450	53,900	56,350	58,800	61,250	0	0	0	0	1,200	2,400

(注) この表で、「市町村民税」とあるのは「当年度分の市民税」です。（4～8月分については「前年度分の市町村民税」）

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

(ア) 令和元年10月から保育料の無償化が始まり、3歳以上児は原則無料となりました。

(イ) 保育料の算出について

保育料の算出は、第1表(1)及び(2)によります。各表中、D 9階層の額を最高限度額とします。

(ウ) 延長保育料について

通常保育時間（午前8時から午後4時）を超えて長時間保育を実施した場合、通常の保育時間を超える保育時間1時間以内毎につき、基準額に基づいた保育料を徴収します（詳細は第1表(1)及び(2)のとおり）。

(エ) 保育料の軽減について

a 市民税額が基準額以下の場合

保護者が養育する満18歳に達する日以降の3月31日までにある児童のうち、出生の最も早い者から数えて2番目の児童の保育料を、世帯の市民税所得割額に応じて次の通り無料化または軽減します。世帯の市民税所得割額が97,000円未満の場合は無料、97,000円以上の場合は2分の1減額とします。

市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、保護者が養育する子ども（年齢制限なし）で、出生の最も早い者から数えて2番目の児童の保育料を、2分の1減額します。また3番目以降の児童の保育料を無料にします。

市民税所得割額が77,101円未満のひとり親又は障害者世帯で、出生の最も早い児童（最年長児）の保育料を1,500円、2番目の児童の保育料を無料にします。

b 第3子以降の児童が入所する場合

保護者が養育する満18歳に達する日以降の3月31日までにある児童のうち、出生の最も早い者から数えて3番目の児童の保育料を無料にします。

c その他特別の理由があり市長がこれを認めた世帯については、保育料の全部若しくは一部を減免します。

(オ) 利用料の額について

保育を必要としない世帯の児童（3歳以上に限る）の利用料は、第1表(1)に基づき認定された階層の保育料とし、第1表のD9階層を最高限度額とします。

ケ 乳児保育（3歳未満児）

保護者が働くなどのため家庭で保育できない児童を、概ね生後4ヶ月（首がすわっている状態）より保育します。

(各年度4月1日現在)

年度	4	5	6	7	8
児童数	4 2 5 人	4 3 7 人	4 5 8 人	4 6 1 人	4 7 2 人

コ 延長保育

保護者の勤務の都合により通常保育時間（8：00～16：00）では困難な場合で、長時間保育を必要とする児童を保育します。

(各年度4月1日現在)

年度	4	5	6	7	8
児童数	7 6 5 人	8 0 2 人	8 3 0 人	8 0 4 人	9 7 2 人

サ 休日保育

保護者の勤務の都合により日曜日、祝日に保育を必要とする児童を保育します。

- ・ 実施保育園 鷺塚保育園、第2へきなんこども園、こども園ひまわり（R4～）

登録児童数

(各年度4月1日現在)

年度	4	5	6	7	8
児童数	1 6 2 人	1 6 9 人	1 8 7 人	2 1 8 人	2 6 9 人

シ 障害児保育

児童の発達や病名・療育手帳等の取得にあわせて、保育者の対応を1：4から1：1までの加配を行い、健常児とともに集団保育することで、健全な育成と社会性の発達を促進します。

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

(各年度4月1日現在)

年度	4	5	6	7	8
児童数	1 7 1 人	1 8 4 人	1 8 3 人	1 9 5 人	1 8 3 人

(2) プチ保育事業

保護者の就労形態の多様化や保護者等の傷病等により児童の保育ができない場合及び保護者の育児に伴う肉体的、心理的な負担の軽減を目的として実施しています。

ア 利用の種類

(ア) 特定保育事業（月60時間以上の就労）

〈条 件〉市内在住している者又は、市内の認定こども園、幼稚園、保育所で保育士又は幼稚園教諭として働く者

〈利用期間〉保育を必要とする期間

(イ) 非定型的一時保育事業（月60時間未満の就労）

〈条 件〉市内在住している者又は、市内の認定こども園、幼稚園、保育所で保育士又は幼稚園教諭として働く者

〈利用期間〉14日以内／月

(ウ) 緊急一時保育事業（出産等）

〈条 件〉市内在住している者又は、児童の祖父母が市内に在住している者

〈利用期間〉14日以内／月

(エ) 私的理由による一時保育事業

〈条 件〉市内在住している者

〈利用期間〉5日以内／月

イ 実施保育園

公立 築山保育園、天道保育園

※令和6年度からは日進保育園から天道保育園に事業移管。

私立 西端保育園、かしの木保育園、碧のうさぎ保育園

ユリアへきなんこども園、ユリアなわてこども園、こども園ひまわり

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

ウ 利用料金（給食費・おやつ代は別に実費徴収します。）

4月1日現在の 児童の年齢	利 用 時 間	
	8:00～16:00	左記時間帯以外
3歳未満	2, 0 0 0円	2, 5 0 0円
3歳以上	1, 0 0 0円	1, 2 5 0円

エ 利用状況（のべ利用児童数）

（各年度3月31日現在）

園名 \ 年度	3	4	5	6	7
築山保育園	8 2 3	1, 0 5 7	7 7 3	5 3 2	5 1 3
日進保育園	1, 0 4 3	8 1 8	5 9 6	—	—
天道保育園	—	—	—	7 7 8	7 4 5
西端保育園	9 3 5	9 7 3	9 1 0	9 0 3	9 8 4
かしの木保育園	9 2 4	7 5 0	3 9 5	—	4 9 0
碧のうさぎ保育園	8 6 6	1, 2 6 1	1, 1 7 7	1, 1 6 7	1, 3 0 0
ユリアへきなんこども園	6 2 5	8 4 9	9 9 7	9 8 5	1, 0 3 5
ユリアなわてこども園	2 3 1	5 3 8	3 9 3	1, 0 6 3	7 7 2
こども園ひまわり	—	8 3 7	1, 0 9 8	1, 2 8 6	1, 2 1 4
計	5, 4 4 7	7, 0 8 3	6, 3 3 9	6, 7 1 4	7, 0 5 3

※こども園ひまわりについては令和4年6月より事業開始

※かしの木保育園については令和5年12月より事業休止、令和7年6月より再開

(4) 病児保育事業

ア 実施場所 病児保育室 らびっと（永井小児クリニック）

病児保育室 アンジュ（エンゼルこどもクリニック）

イ 利用料金 1日 2, 0 0 0円（食事持参・医師連絡表が必要）

ウ 利用状況

（各年度3月31日現在）

	3	4	5	6	7
登録児童数	2 9 5	2 9 5	3 4 7	5 1 5	6 6 4
利用件数	2 1 9	3 2 1	3 9 0	3 7 9	3 8 4

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のため利用者が減

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

(5) 子育て支援事業

ア 園庭開放事業

就園前児とその保護者を対象として行っています。

(ア) 開設年月 平成12年11月

公立保育園（5園）、社協園（5園）、二葉保育園、かしの木保育園、碧のうさぎ保育園、ユリアへきなんこども園、ユリアなわてこども園、こども園ひまわり、公立幼稚園（5園）の市内全園で実施。

※雨天中止。開始時期は園によって異なりますが、おおよそ6月中旬頃。

※かしの木保育園及びユリアへきなんこども園は室内でも実施。

イ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に18歳未満の児童を、児童福祉施設等において一定期間、養育します。

(ア) 事業の種類と内容

※年齢は、利用年度の4月1日現在の年齢とする。

事業名	利用要件	期間
ショートステイ (18歳未満の児童)	・児童の保護者が、疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育できない場合	原則として一案件7日以内
トワイライトステイ (2歳以上18歳未満の児童)	・仕事その他の理由により平日夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合その他緊急の必要がある場合	不在となる期間 ・月曜日～金曜日の午後5時から午後10時まで。土曜日、日曜日及び祝日の午前7時から午後5時まで

(イ) 利用料金（日額）

(円)

区分	ショートステイ事業		トワイライトステイ事業	
	2歳未満児	2歳以上児	平日夜間	休日
生活保護世帯等	0	0	0	0
市民税非課税世帯	1,100	1,000	350	700
その他の世帯	5,350	2,750	750	1,400
児童の迎え（市内の施設に限る）1回当たり			100	

ウ 地域子育て支援センター事業

子育て家庭における育児不安等についての相談指導及び子育てサークル活動の支援を通して、地域全体の子育て支援活動を行います。実施施設は、荒子保育園、棚尾保育園、かしの木保育園、碧のうさぎ保育園、ユリアへきなんこども園、ユリアなわてこども園、こどもプラザららくるにしばた、こどもプラザこころつくしんかわ、棚尾児童センター、東部児童センターの10箇所です。

エ 子育て情報誌の作成

市が提供している子育てに役立つ様々な取り組みを紹介するため「碧南市子育てガイド」を発行し、妊娠から出産・育児までの各種手続きやサービス、施設の案内などを掲載しています。

(6) 家庭児童相談室（子ども家庭総合支援拠点）

家庭における児童の養育上の悩みごとの相談に専門的見地から指導助言を行います。

ア 開設年月日 昭和44年4月15日（拠点設置：令和3年4月1日）

イ 場 所 碧南市役所

ウ 相 談 員 4名

エ 相 談 日 平日 9時～16時

オ 年度別相談種別、件数 (各年度3月31日現在)

種別 年度	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他	計
3	473	0	0	15	96	0	584
4	826	16	0	18	20	5	885
5	915	0	0	2	31	24	972
6	1,615	0	3	10	28	54	1,710
7	2,943	0	0	2	12	3	2,960

(7) 児童健全育成事業

ア 児童センター（児童厚生施設）

健全な遊びを通して児童の社会性を伸ばし、心と体の健康づくりをすることを目的として設置しています。

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

施設名	住所
棚尾児童センター	碧南市汐田町2丁目28番地（棚尾公民館内）
東部児童センター	碧南市照光町5丁目3番地（東部市民プラザ内）

(ア) 開館時間 午前9時30分～午後6時

(イ) 休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

イ 碧南市こどもプラザららくるにしばた（児童厚生施設）

児童に安全で安心な遊び場及び居場所を提供し、並びに児童の健全育成及び子育て支援を図ることを目的としています。中高生の居場所として、音楽室が設置されています。

(ア) 住所 碧南市三度山町2丁目53番地

(イ) 開館時間 午前9時30分～午後6時（一部施設は午後9時まで）

(ウ) 休館日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合はその翌日）

ウ 碧南市こどもプラザこころつくしんかわ（児童厚生施設）

児童に安全で安心な遊び場及び居場所を提供し、並びに児童の健全育成及び子育て支援を図ることを目的としています。障害児を持つ家庭に遊びと交流の場の提供及び支援を行うと同時に、健常児との交流を推進しています。

また、ファミリー・サポート・センターの窓口として、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手助けをしたい人（協力会員）の登録、紹介や派遣を行い、地域で育つ子どもたちの援助をおこなっています。

(ア) 住所 碧南市山神町8丁目35番地

(イ) 開館時間 午前9時30分～午後6時

(ウ) 休館日 毎週水曜日（水曜日が祝日の場合はその翌日）

エ 児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者の居宅外就労等により、家庭において十分保護することができない小学生を、保護者に代わり保育することを目的とする施設です。

(ア) 通所対象 保護者等が就労等で、保護に欠ける市内の小学校に通う児童

(イ) 開所時間 授業終了後～午後7時（日曜、祝日、年末年始を除く）

(ウ) 利用料金 午後5時までの利用 月額3,000円（8月のみ8,000円）
午後5時を超える利用 月額5,000円（8月のみ8,000円）

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

(令和7年4月1日現在)

施設名	住所	定員	通所者数						
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
新川児童クラブ本館	新川町 2丁目1番地1	50	0	46	0	5	3	0	54
新川児童クラブ分館		40	0	0	39	17	0	0	56
新川児童クラブ分館2		50	57	0	0	0	0	0	57
中央児童クラブ本館	向陽町 3丁目19番地	50	38	22	0	0	0	0	60
中央児童クラブ分館		40	0	0	0	17	6	2	25
中央児童クラブ分館2		50	0	25	25	0	0	0	50
西端児童クラブ本館	上町 3丁目1番地	50	32	17	0	0	6	1	56
西端児童クラブ分館		25	0	0	16	7	0	0	23
棚尾児童クラブ本館	春日町 1丁目2番地	40	46	0	0	0	0	0	46
棚尾児童クラブ分館		40	0	37	0	0	1	0	38
棚尾児童クラブ分館2		50	0	0	25	28	0	0	53
鷺塚児童クラブ本館	旭町 2丁目30番地	50	37	0	16	2	0	0	55
鷺塚児童クラブ分館		30	0	39	0	0	0	0	39
大浜児童クラブ本館	浜田町 1丁目1番地	50	34	0	18	0	2	1	55
大浜児童クラブ分館		30	0	22	0	17	0	0	39
日進児童クラブ	日進町 4丁目1番地	50	10	25	18	6	1	0	60
第2へきなんこども園児童クラブ	縄手町 5丁目61番地	20	4	3	6	2	3	0	18
合 計		715	258	236	163	101	22	4	784

オ 児童遊園（基準面積330㎡以上）（児童厚生施設）（令和7年4月1日現在）

No.	名 称	設 置 場 所	所有者	面積	許可年月日
1	油ヶ渕 児童遊園	湖西町5-37（応仁寺）	借	400	S46.6.1
2	玉津浦 "	宮町5-47（熊野大神社）	借	450	S47.10.1
3	前 浜 "	前浜町1-80（稻荷社）	借	500	S48.6.15
4	荒 子 "	笹山町3-34（神明社）	借	2,000	S48.6.15
5	鷺 塚 "	鷺林町2-106（天満社）	借	688	S49.4.1
6	道場山 "	道場山町5-115（法林寺）	借	457	S50.4.1
7	霞 浦 "	東浦町4-7（神明社）	借	400	S51.4.1

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

8	弥生町	〃	弥生町3-138 (八柱神社)	借	480	S52.4.1
9	西山町	〃	西山町7-115 (御鋤社)	借	1,322	S53.4.1
10	浜尾町	〃	浜尾町4-84	市	971	S58.4.1

カ ちびっ子広場一覧表 (100㎡以上)

No.	名 称	設 置 場 所	所有者	面積	設置年月日
1	久沓町ちびっ子広場	久沓町1丁目5 (白山社)	借	384	S47.4.1
2	天王町	天王町7丁目26 (津島神社)	借	280	S46.4.1
3	川口 (干拓)	川口町1丁目24-1 (川口社)	借	202	S46.4.1
4	半崎町	半崎町3丁目62 (八剣神社)	借	439	S46.4.1
5	荒居町	立山町4丁目18	市	234	S54.10.1
6	大久手町	大久手町4丁目9	市	591	S54.4.1
7	東山	金山町4丁目6 (秋葉神社)	借	161	S55.12.1
8	浜田町	浜田町3丁目13	借	1,886	S57.12.17
9	幸町	幸町6丁目3-1	借	799	S59.2.25
10	六軒町	六軒町1丁目51-5	市	232	S59.7.6
11	北新川	六軒町5丁目13	市	525	S60.4.1
12	丸山町	丸山町6丁目63-2	借	831	S60.11.7
13	堀方町3丁目	堀方町3丁目48-11	市	163	S61.8.1
14	港本町	港本町1-1	市	771	S62.2.24
15	流作町	流作町1丁目11-1	市	350	S62.3.5
16	相生町	相生町1丁目70	市	364	S63.11.12
17	中山町	中山町2丁目25	市	944	H1.3.9
18	鷺林町	鷺林町4丁目16-1	市	800	H5.1.8
19	新須磨町	大浜上町1丁目3-1 (熊野神社)	借	1,118	H7.4.1
20	善明町	善明町1丁目48-1	借	210	H18.4.1
21	錦町	錦町4丁目37	借	692	H20.4.25
22	中後町	中後町3丁目100-1	借	321	H21.6.1
23	中町	中町3丁目8番地	市	234	H27.3.18
24	荒子町	荒子町3丁目62番地	借	352	H30.1.1

キ ちびっ子広場一覧表 (社会福祉協議会より移管分)

No.	名 称	設 置 場 所	所有者	面積	移管年月日
1	西松江	松江町1丁目10 (西松江稲荷社)	借	116	H23.4.1
2	鶴ヶ崎	山神町7丁目40 (山神社)	借	40	H23.4.1
3	浅間社	浅間町4丁目54 (浅間社)	借	125	H23.4.1
4	千福町	千福町3丁目3 (千福斎宮社)	借	77	H23.4.1
5	住吉町	住吉町3丁目40 (浜尾住吉神社)	借	99	H23.4.1

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

6	宮後町 //	宮後町2丁目25 (道場山神明社)	借	180	H23.4.1
---	--------	-------------------	---	-----	---------

※児童遊園・ちびっ子広場の管理については、都市整備課が実施しております。

2 施設福祉施策

(1) 要保護児童の入所措置

保護者のいない児童、又は保護者がいても家庭の事情により適切な養護が受けられない児童等の施設入所について、児童相談センターと連携し対応しています。

ア 入所状況

(各年度3月31日現在)

年度	3	4	5	6	7
乳児院	0	2	3	4	2
児童養護施設	10	10	9	15	16
知的障害児施設	0	0	0	1	1
肢体不自由児施設	0	0	0	0	0
重症心身障害児施設	2	2	2	2	0
児童心理治療施設	0	2	2	2	1
児童自立支援施設	1	1	2	2	3
里親委託	1	0	1	0	1
計	14	17	19	26	24

(18歳未満児)

6 児童の福祉

(担当 保育課、こども課)

3 児童の手当等

(1) 児童手当《平成24年4月より子ども手当に替わり開始》

家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成・資質の向上を図るために、実施されている制度です。

〈概要〉

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
受給者は、碧南市に住 所を有し、高校生年代 までの児童を養育し ている人 ※平成24年6月分 から所得制限あり ※令和4年6月分か ら所得上限額を新設 ※令和6年10月分 から所得制限の撤廃、 支給対象児童が高校 生年代まで(18歳到達 後最初の年度末まで) に拡大	・3歳未満 月額 15,000 円 ・3歳以上高校生 年代まで 月額 10,000 円 ・第3子以降 月額 30,000 円 (第3子以降とは、 大学生年代まで (22歳到達後最初 の年度末まで)の 養育している児童 のうち3番目以降) ※令和6年10月 分から多子加算が 30,000 円に増額	4月期 (2月～3月) 6月期 (4月～5月) 8月期 (6月～7月) 10月期 (8月～9月) 12月期 (10月～11月) 2月期 (12月～1月) ※令和6年10月 分から支給月が年 3回から6回(偶数 月)へ変更	1. 受給者名義の通帳 など口座情報がわ かるもの 2. 厚生年金等の加入 者は事業所の年金 加入証明書又は健 康保険被保険者証 など 3. その他家庭状況に より関係書類が必 要

〈対象児童推移〉

(支給対象となる児童数)

(各年度3月31日現在)

	3歳未満	3歳以上小 学校修了前	中学生	高校生年代	合計
令和4年度	1,539	5,954	1,916	－	9,409
令和5年度	1,488	5,849	1,870	－	9,207
令和6年度	1,470	5,915	1,962	2,069	11,416
令和7年度	1,297	5,847	1,950	1,950	11,044

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

ひとり親家庭の福祉

母子家庭の自立を促進するために、昭和３９年に母子及び寡婦福祉法（現在は母子及び父子並びに寡婦福祉法）が制定されましたが、近年における離婚の急増等、ひとり親家庭、特に母子家庭をめぐる諸状況の変化に鑑み、平成１５年に大幅に法改正されました。ひとり親家庭等の自立に向けて、生活の安定向上と児童福祉に努めています。

(1) ひとり親家庭の状況

(各年度３月３１日現在)

ひとり親家庭 になった理由		３年度		４年度		５年度		６年度		７年度	
		世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数
死 別	交通事故	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
	その他	３３	５０	３７	５５	４０	６０	３９	５２	３５	５２
	合計	３３	５０	３７	５５	４０	６０	３９	５２	３５	５２
離 婚		４５９	７０７	４４９	７０３	４２８	６８２	４３１	６６４	４２１	６３７
障 害		３	５	２	４	３	６	３	４	４	４
遺 棄		０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
未 婚		７２	９９	８０	９３	８０	９３	６５	９０	５７	８５
そ の 他		０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
合 計		５６７	８６１	５６８	８５５	５５１	８４１	５３８	８１０	５１７	７７８

(児童扶養手当、愛知県遺児手当、碧南市こどもすこやか手当の対象世帯等)

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

(2) 母子・父子自立支援員

ア 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、総合的な相談窓口となり、ひとり親家庭の生活全般にわたって相談に応ずるとともに自立生活に必要な指導を行っています。

- (ア) ひとり親家庭等の支援策に関する情報提供
- (イ) 子育てや生活支援についての相談
- (ウ) 就労（求職・転職）・資格取得・職業訓練に係る相談
- (エ) 養育費確保についての相談
- (オ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還に関する相談
- (カ) 離婚前相談

イ 相談事業

(ア) ひとり親家庭相談…（母子・父子自立支援員）

- ・ 日 時 毎週月曜日から金曜日 午前9時～午後4時
- ・ 場 所 碧南市役所こども課

必要に応じて電話相談・家庭訪問を行っています。

ウ 相談指導件数

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度	3年	4年	5年	6年	7年
生活一般 相談	155	162	196	193	163
児童 相談	63	48	71	80	72
生活援護 相談	27	36	34	55	31
その他 相談	0	1	2	3	0
計	245	247	303	331	266

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

(3) 母子父子寡婦福祉資金【県事業】

経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったときは、母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談に応じます。

＜貸付を受けられる方＞

ア 母子又は父子福祉資金

(ア) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない母又は父

(イ) (ア)が扶養している児童

(ウ) 20歳未満の父母のいない児童

イ 寡婦福祉資金

(ア) 子が20歳以上になったため、あるいは子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子（寡婦）

(イ) (ア)が扶養している子

貸付金の種類

資金の種類	貸付対象			資金の内容等
	母子	父子	寡婦	
事業開始資金	母	父	本人	事業を開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金
事業継続資金	母	父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金
技能習得資金	母	父	本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金、又は高等学校に修学する場合に必要な資金
就職支度資金	母又は児童	父又は児童	本人	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金
住宅資金	母	父	本人	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入のために必要な資金
転宅資金	母	父	本人	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金
医療介護資金	母又は児童	父又は児童	本人	医療及び介護を受けるのに必要な資金で健康保険の自己負担分等にあてるための資金
生活資金	母	父又は児童	本人	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中もしくは失業している期間中、及び、母子家庭又は父子家庭になって7年未満世帯の生活資金
結婚資金	母	父	本人	児童または子が婚姻するのに必要な資金
修学資金	児童	児童	子	高等学校、大学、大学院、又は専修学校就学中の学費等に必要な資金
就学支度資金	児童	児童	子	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、専修学校、修業施設への入学に必要な資金
修業資金	児童	児童	子	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金（修業施設在学学生）
臨時児童扶養資金	母	父	—	児童の扶養又は生活の安定と向上に必要な資金

各資金の貸付限度額や内容の詳細については、こども課母子・父子自立支援員にお問い合わせください。

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

さい。

ウ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付状況

単位：千円

年度 区分	3 年		4 年		5 年		6 年		7 年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住 宅 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修 学 資 金	-	-					-	-	-	-
就学支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
転 宅 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生 活 資 金	-	-	-	-	-	-	1	4,320	-	-

(4) 碧南市の母子家庭等福祉事業

ア 日常生活支援事業

母子家庭の母、寡婦および父子世帯の父が疾病、事故、災害等により一時的に生活援助、保育サービス等が必要な場合、家庭生活支援員を派遣しています。

＊利用者の負担額（1時間当たり）

派遣世帯の区分	子育て支援	生活援助
生活保護法による被保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯	0 円	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	7 0 円	1 5 0 円
その他の世帯	1 5 0 円	3 0 0 円

イ 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子世帯の父が、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした自立支援給付金を支給しています。

(ア) 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために県指定の職業能力開発のための講座を受講した場合、受講修了後に、本人が支払った60%に相当する額、最高200,000円の教育訓練給

付金を支給します。(12,000円を越えない場合は給付しない。)

(イ) 高等職業訓練促進費

就職に有利な資格取得訓練受講中の生活の安定を図るため、6月以上養成機関で修業し資格取得が見込まれる場合、一定期間について高等技能訓練促進費を支給します。(令和3年度から半年以上の就業期間も対象とする)

以下の資格について、受講期間の全期間48か月を上限として、月額100,000円支給します。なお、市民税課税世帯については、月額70,500円支給します。ただし、課程修了までの期間の最後の12か月については、月額140,000円(市民税課税世帯は110,500円)を支給します。また、高等職業訓練修了支援給付金として50,000円(市民税課税世帯は25,000円)を支給します。

・看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

ウ 碧南市母子等自立支援プログラム策定事業

母子家庭又は父子家庭の自立を促進するため、児童扶養手当の受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を実施することを目的とした、個別支援プログラムを策定し、その計画に基づいた支援を行います。

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

(5) ひとり親家庭の手当

ア 児童扶養手当（国の制度）

父又は母と生計を同じくしていない児童を扶養している者に手当を支給することにより、児童の福祉増進をはかるための制度です。

〈概要〉

(令和8年3月31日現在)

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度末日まで）の児童（障害児の場合は20歳未満）を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、又は養育者に対して支給する。 1. 父母が婚姻を解消した児童 2. 父又は母が死亡した児童 3. 父又は母が重度の障害にある児童 4. 父又は母が生死不明の児童 5. 父又は母から引続き1年以上遺棄されている児童 6. 父又は母が引続き1年以上拘禁されている児童 7. 母が婚姻しないで生まれた児童	全部支給（月額） 児童1人 48,050円、 児童2人目以降は1人増すごとに11,350円加算 ※ 所得により手当額は全部又は一部支給停止 ※ 所得制限あり	5月期 (3月～4月) 7月期 (5月～6月) 9月期 (7月～8月) 11月期 (9月～10月) 1月期 (11月～12月) 3月期 (1月～2月)	1. 戸籍謄本 2. 預金通帳の口座番号 3. マイナンバーのわかるもの 4. その他申請理由に必要な関係書類

〈対象者推移〉

(各年度3月31日現在)

区分 年度	対象者数	児童数	手当額（1人当り）
令和4年度	対象 479 受給 388	対象 732 受給 606	所得額により 43,070～10,160円
令和5年度	対象 464 受給 384	対象 715 受給 599	所得額により 43,140～10,250円
令和6年度	対象 454 受給 375	対象 697 受給 585	所得額により 45,500～10,740円
令和7年度	対象 414 受給 340	対象 673 受給 559	所得額により 48,050～11,340円

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

イ 愛知県遺児手当及び碧南市こどもすこやか手当

父又は母のいない児童を養育している保護者に手当を支給することにより、これらの児童の健全な育成を助長するため実施されている制度です。県、市とも手当が併給されます。

〈概要〉

(令和8年3月31日現在)

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
市内に住所があり、次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度末日まで)の児童を監護・養育する者に対して支給する。 1. 父又は母が死亡した児童 2. 父又は母が重度の障害にある児童 3. 父母が婚姻を解消した児童 4. 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童 5. 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童 6. 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 7. 母が婚姻しないで生まれた児童	市こどもすこやか手当 月額2,500円 (県遺児手当の併給可能) ※ 所得制限あり 県遺児手当 児童1人につき 1～3年目 月額4,350円 4～5年目 月額2,175円 6年目以降 支給なし ※ 所得制限あり	5月期 (3月～4月) 7月期 (5月～6月) 9月期 (7月～8月) 11月期 (9月～10月) 1月期 (11月～12月) 3月期 (1月～2月)	1. 戸籍謄本 2. 預金通帳の口座番号 3. 所得証明書 (転入者・県遺児手当のみ) 4. マイナンバーのわかるもの (碧南市すこやか手当のみ) 5. その他申請理由に必要な関係書類

〈対象者推移〉

(各年度3月31日現在)

区分 年度	県遺児手当		市こども すこやか手当		手当額 (1人当り月額)	
	対象者数	児童数	対象者数	児童数	県	市
令和4年度	対象212 受給188	対象344 受給304	対象565 受給481	対象852 受給731	4,350	2,500
					2,175	
令和5年度	対象209 受給185	対象334 受給298	対象551 受給481	対象841 受給727	4,350	2,500
					2,175	
令和6年度	対象194 受給173	対象320 受給280	対象538 受給464	対象810 受給705	4,350	2,500
					2,175	
令和7年度	対象176 受給154	対象290 受給258	対象517 受給443	対象808 受給701	4,350	2,500
					2,175	

8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

老人福祉法には「老人は多年にわたり、社会の進展に寄与してきたものとして敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする」とその基本理念が定められており、高齢者が健康で幸せな生活を送るため各種の事業を行っています。

◇ 高齢者人口の推移

(各年4月1日現在)

年度 年齢	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
65～69	3,984 人	3,814 人	3,787 人	3,729 人	3,739 人
70～74	4,465	4,337	4,163	3,964	3,841
75～79	3,270	3,396	3,533	3,702	4,002
80～84	2,694	2,802	2,891	2,991	2,760
85～89	1,860	1,838	1,834	1,790	1,859
90～94	866	902	892	917	947
95～99	264	246	259	257	280
100～	32	39	34	41	43
計	17,435	17,374	17,393	17,391	17,471
市の人口	72,756	72,459	72,382	72,111	71,914
高齢化率	23.96%	23.98%	24.03%	24.12%	24.29%

※ 市内最高齢者 105 歳 女性 (R8.4.1 現在)

◇ シルバーカード実態調査結果

(各年12月1日現在)

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
ひとり暮らし高齢者	1,643 人	1,607 人	1,603 人	1,628 人	1,679 人
高齢者世帯	1,393 世帯 2,797 人	1,362 世帯 2,694 人	1,286 世帯 2,523 人	1,333 世帯 2,597 人	1,288 世帯 2,495 人

1 在宅福祉事業

(1) 自立支援

ア 高齢者軽度生活援助（ウェルヘルプ）事業

ひとり暮らしで日常生活に支障がある虚弱な高齢者の資源ごみのごみ出しや家周りの手入れや軽微な修繕を行っています。（H17.4 事業開始）

○ 利用状況

年度 区分	R 5		R 6		R 7	
	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数
ひとり暮らし	10 人	119 回	12 人	123 回	16 人	212 回
高齢者世帯	1	10	1	23	2	15
その他	0	0	1	7	1	12
合計	11	129	14	153	19	239

イ 高齢者外出支援サービス事業

ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で一般の交通機関を利用することが困難な方を移送用車両で送迎し、外出の負担を軽減しています。（H13.4 事業開始）

○ 利用状況

年度 送迎先	R 5		R 6		R 7	
	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数
医療機関	6 人	42.0 回	3 人	21.0 回	4 人	21.0 回
公共施設		22.0 回		0.0 回		0.0 回
コロナ関連		—		—		—
合計	6 人	64.0 回	3 人	21.0 回	4 人	21.0 回

ウ 高齢者タクシー料金助成事業

高齢者の外出手段を確保し、社会参加の促進や家族の介護負担軽減を図るため、タクシー料金の助成にかかる経費を助成します。（令和4年10月1日から事業開始）

○ 利用状況

年度 区分	R 5	R 6	R 7
申請者数	173 人	193 人	184 人

8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

エ 日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者等の日常生活を支援するために、消火器、電磁調理器、火災警報器を給付しています。(H12.4 事業開始)

○ 利用状況

区分 \ 年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
消火器	32 人	20 人	25 人	32 人	39 人
電磁調理器	3 人	0 人	0 人	3 人	0 人
火災警報器	4 世帯	3 世帯	9 世帯	6 世帯	7 世帯

オ 緊急通報体制等整備事業

在宅で虚弱なひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報システム用装置を設置し、日常生活の安全確保と不安の解消を図っています。(H15.4 事業開始)

○ 利用状況

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
年度末設置者数	80 人	73 人	71 人	64 人	58 人

カ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ねたきり高齢者の寝具を清潔に保つため、寝具の貸与、洗濯乾燥の交換サービスを実施しています。(H3.8 事業開始)

○ 利用状況 ※この制度は重度障害者の方にも適用されます。

年度	R 5		R 6		R 7	
	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数	年度末利用者数	延べ回数
利用数	22 人	210 回	16 人	196 回	19 人	192 回

キ まちかどいきいきサロン事業

在宅高齢者の社会的孤立感の解消や介護予防のため、まちかどサロンにおいて週 1 回、レクリエーション・食事などのサービスを行っています。(H16.4 事業開始)

○ 利用状況

区分 \ 年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
新川まちかどサロン	61 人	214 人	308 人	371 人	302 人
大浜まちかどサロン	125 人	322 人	350 人	212 人	228 人

(2) 介護者支援

訪問理容サービス事業

年間4枚の利用券を交付し、理容師が家庭を訪問し、理髪とひげそりのサービスを提供しています。(H3.8 事業開始)

○ 利用状況 ※この制度は重度障害者の方にも適用されます。

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
利用券発行者数	255 人	287 人	284 人	281 人	307 人
延べ利用件数	429 件	439 件	458 件	468 件	499 件

(3) ひとり暮らし高齢者施策

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の法定後見開始の審判申立や後見人報酬の費用助成をしています。(H14.7 事業開始)

○ 利用状況

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
審判請求市長申立	3 件	1 件	2 件	2 件	3 件
後見人報酬助成	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

(4) 地域支援事業

ア 一般高齢者配食サービス事業

安否確認を兼ねた配食サービスの利用に対して、利用者に費用の一部を助成しています。

○ 利用状況

年度	R 5		R 6		R 7	
	年度末利用者数	延べ配食数	年度末利用者数	延べ配食数	年度末利用者数	延べ配食数
利用数	164 人	30,284 食	182 人	33,842 食	169 人	36,406 食

イ 介護用品支給事業

在宅で常におむつを必要とするねたきり及び認知症高齢者におむつ、介護用品等を購入する給付券を交付しています。(H12.4 事業開始)

8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

○ 利用状況

年度 給付券発行者数	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
3,000 円/月	229 人	259 人	258 人	277 人	272 人
6,250 円/月	52 人	66 人	69 人	70 人	77 人

ウ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

在宅の徘徊高齢者が所在不明となった場合に、早期に発見できるように位置情報システム用の携帯端末（GPS）を貸与しています。（H13.10 事業開始）

○ 利用状況

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
年度末利用者数	7 人	7 人	7 人	5 人	8 人

(5) 敬老事業

ア 敬老会助成事業

多年にわたり社会の発展に貢献された高齢者に感謝し長寿を祝うため、各地区で実施されている敬老会事業へ1人当たり1,000円を助成しています。（H2.7 事業開始）

※対象者：数え80歳以上

○ 助成状況

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
地区対象者数	6,522 人	6,706 人	6,809 人	6,719 人	6,737 人

イ 敬老金支給事業

多年にわたり社会の発展に貢献された高齢者に感謝し長寿を祝うため、敬老金を支給しています。（H2.7 事業開始）令和4年度から支給対象者と支給額の変更をしました。

○ 支給状況

年度		R 4	R 5	R 6	R 7
区分	支給額				
満90歳	10,000 円	274 人	245 人	256 人	265 人
満99歳		22 人	28 人	30 人	39 人

8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

満 100 歳以上		37 人	38 人	40 人	56 人
-----------	--	------	------	------	------

(6) 老人クラブ事業

ア 老人クラブ助成

老人の生活を健全で明るいものにするため、老人クラブの活動や老人憩の家（29 箇所）の運営に対して、助成しています。

○ 助成状況

(4 月 1 日現在)

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
クラブ数	126 クラブ	125 クラブ	121 クラブ	114 クラブ	114 クラブ
会員数	6,995 人	6,830 人	6,585 人	6,234 人	6,050 人

イ 健康づくり事業

高齢者の健康増進と仲間とのふれあいを深めるため、ゲートボール大会、レクリエーションピンポン大会、グラウンドゴルフ大会、ペタボード大会、歩け歩け大会の開催、老人憩の家でのらくらく体操を実施しています。(老人クラブ助成事業)

ウ 社会参加事業

高齢者の福祉向上のため、老人福祉大会、清掃奉仕活動、ふれあい農園、花いっぱい活動、生きがい推進活動を実施し、地域社会への参加、世代間の交流を促進しています。(老人クラブ委託事業)

8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

2 施設福祉事業

(1) 養護老人ホーム

家庭での生活が困難（経済的及び環境上の理由）で養護を受けることができない高齢者を施設へ入所措置しています。

○ 入所状況（碧南市措置）

（3月31日現在）

年度 施設	R 4	R 5	R 6	R 7
碧南市養護老人ホーム	15 人	12 人	11 人	9 人
半田市養護老人ホーム	5 人	5 人	5 人	5 人

(2) まちかどサロン

家に閉じこもりがちなひとり暮らし等の高齢者のみなさんが、まちへ出る機会を増やし、地域の交流場所として利用していただくとともに、まちの活性化を目指しています。

① 新川まちかどサロン（碧南市新川町3丁目130番地） 開館時間 9時～21時

② 大浜まちかどサロン（碧南市中町2丁目105番地） 開館時間 9時～21時

(3) 生活支援ハウス

居宅において生活することに不安のある高齢者等に住居を提供し、各種相談、助言等を行っています。

○ 入所状況

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
年度末利用者数	3 人	2 人	2 人	3 人	1 人
年間延べ利用者数	3 人	5 人	3 人	4 人	5 人

3 そ の 他

(1) 住宅改善費補助事業

高齢者が自宅で安心して生活するために居室、浴室、トイレなどを改修したり、スロープ・手すりなどの設備を取り付ける経費を補助します。

ア 対象者 ①介護保険の要介護認定を受けた要介護者・要支援者

②心身の障害、疾病等の理由により、日常生活を営むのに支障のある

65歳以上の方

イ 補助額 住宅改善に要した経費のうち、対象世帯の市町村民税課税状況により下記

の補助対象工事費を上限としてその9割（一定所得以上の方は8割又は7割）を補助します。

①の方 補助対象工事費10万円（非課税世帯の方は15万円）

※ 介護保険制度の住宅改修費（利用限度額20万円）を優先利用。

（例：補助対象工事費30万円（補助率9割）の場合

介護保険制度の住宅改修費 18万円、自己負担2万円

住宅改善費補助額 9万円、自己負担1万円

補助対象工事費30万円（補助率8割）の場合

介護保険制度の住宅改修費 16万円、自己負担4万円

住宅改善費補助額 8万円、自己負担2万円

補助対象工事費30万円（補助率7割）の場合

介護保険制度の住宅改修費 14万円、自己負担6万円

住宅改善費補助額 7万円、自己負担3万円

②の方 補助対象工事費30万円（非課税世帯の方は35万円）

（例：補助対象工事費30万円（補助率9割）の場合

住宅改善費補助額 27万円、自己負担3万円

補助対象工事費30万円（補助率8割）の場合

住宅改善費補助額 24万円、自己負担6万円）

補助対象工事費30万円（補助率7割）の場合

住宅改善費補助額 21万円、自己負担9万円）

（2） 家具等転倒防止対策事業

高齢者世帯等の地震発生時の家具転倒を防止するために、金具等で固定します。（H

16.4 事業開始）

○利用状況 ※この制度は重度障害者の方にも適用されます。

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
高齢者	0 件	5 件	4 件	3 件	1 件
障害者	0	0	0	0	0

8 高齢者福祉

(担当 高齢介護課高齢福祉係)

(3) 高齢者入浴サービス事業

高齢者の外出促進による健康保持、コミュニケーションの機会を設けるため、あおいパーク浴室、サン・ビレッジ衣浦プール・浴場を無料で利用できる優待券を配布しています。(令和8年度からあおいパーク浴室及びサン・ビレッジ衣浦プール・浴場の無料優待券は廃止され、あおいパークは中学生以上200円、小学生100円に、サン・ビレッジ衣浦プール・浴場は半額優待に変更しました。)

年度 区分	R 4	R 5	R 6	R 7
あおいパーク	35,138 人	38,165 人	19,384 人	23,573 人
サンビレッジ 浴場	96,315 人	101,847 人	107,229 人	110,426 人
サンビレッジ プール	9,719 人	10,308 人	5,480 人	10,315 人
元気ッス館 浴室	47,223 人	47,949 人	52,388 人	45,290 人
新川温泉	2,797 人	2,600 人	234 人	—

※新川温泉は、令和6年5月3日廃業に伴い、4月分のみ。

※あおいパーク浴室は、令和6年10月3日から令和7年10月21日まで改修のため使用不可。

※元気ッス館浴室は、受水槽取替のため令和7年4月1日から5月30日まで使用不可。また、あおいパーク休業の代替のため令和7年5月31日から9月30日まで1時間半延長(10:00～16:30)

(4) 碧南市在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給事業

市内に住所があり、引続き3ヶ月以上ねたきり等の状態にある在宅高齢者又は認知症高齢者で、日常の生活について常に介護を必要とする人に月額5,000円の手当を支給する制度です。(H12.4事業開始)

○利用状況

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
ねたきり高齢者	168 人	179 人	165 人	187 人	178 人
認知症高齢者	42 人	45 人	42 人	61 人	72 人

(5) 外国人福祉給付金支給事業

制度上無年金となっている外国人の重度心身障害者及び高齢者に対して在日外国人福祉給付金を支給する市単独事業です。(H6.4月開始)

※高齢者 10,000 円／月 障害者 20,000 円／月

(6) 救急医療情報キット配布事業

単身高齢者及び高齢者世帯等に対し、かかりつけ医療機関関連情報、既往歴及び服用薬等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布することにより、救急時において市民の安全と安心の確保を図ります。(H26.3 事業開始)

令和7年度末 配布人数 41人

(7) 介護マーク配布

認知症の人等を介護している方が介護中であることを周囲に理解してもらうため使用する「介護マーク」を配布しています。

○利用状況

年度 区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
配布枚数	1枚	2枚	3枚	3枚	4枚

(8) 認知症高齢者等見守りネットワーク事業

認知症により行方不明になるおそれのある高齢者等が行方不明になった際に、早期に発見できるように、本事業に協力をしている支え愛サポーターに電子メール等を配信し、行方不明者の情報を共有しています。(H26.3 事業開始)

また、民間事業者と協定を締結し、高齢者の安否確認、徘徊や虐待の早期発見、消費者被害の防止等について、連携して見守り活動を実施しています。(H29.3 事業開始)

市が保険契約者となり認知症高齢者等が、事故により法律上の賠償責任を負った場合に、保険金の支払を受けることができる事業を実施しております。(R2.10 事業開始)

令和7年度末 支え愛サポーター登録数 メール 884件 LINE 2,674件
 高齢者事前登録数 155人
 保険加入者数 138人
 見守り協定締結事業者数 61社

	R5年度	R6年度	R7年度
検索メール配信件数(うち他市からの依頼件数)※再送含む	5件(3件)	5件(4件)	2件(0件)
死亡発見・未発見数 ※市内ケースのみ	0名	0名	0名

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

介護保険は自分で選べるという「利用者本位」のしくみです。

高齢社会の進展により、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、家庭における介護機能は低下してきています。こうした社会現象を背景に、「介護の問題」や「老後の不安」を解消するため高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月より介護保険制度が施行されました。

介護給付サービス、予防給付サービスに加え、地域密着型サービスや地域支援事業を創設し、地域包括支援センターの設置や介護予防、医療・介護の連携等により地域包括ケアシステムを推進しています。また、令和6年度制度改正では、感染症や大規模災害への対応力強化に留まらず、医療・介護・障害福祉の改定を通じて、住み慣れた地域で尊厳を持って生きがいを持って暮らせる社会づくりが進められています。団塊の世代のすべてが75歳以上となった現在の状況を踏まえ、さらに2040年を見据えながら、高齢者の自立支援・重症化防止の取組、介護人材の確保・介護現場の生産性向上（DXの推進）、そして制度の安定性・持続可能性の確保に重点を置き、効率的かつ効果的な制度運営を進めています。

1 要介護（要支援）認定・受給者状況

(1) 介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）

- ・碧南市から要介護（要支援）認定を受けた方は、サービスを利用できます。
- ・65歳以上の方には、1人に1枚ずつ保険証が交付されます。

○介護保険第1号被保険者数

(年度末現在の人数)

区 分	5年度	6年度	7年度
前期高齢者数(65～74歳)	7,945人	7,693人	7,579人
後期高齢者数(75歳以上)	9,467人	9,715人	9,907人
合 計	17,412人	17,408人	17,486人

(2) 要介護（要支援）認定

介護保険サービスを利用する本人や家族が要介護認定申請をすると、介護認定調査員の訪問調査と主治医意見書に基づき、碧南市介護認定審査会での審査を経て、要介

自 立

要支援 2
要支援 1

要介護 5
要介護 4
要介護 3
要介護 2
要介護 1

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

介護度が決まります。要介護度は介護の必要の程度が軽い要支援1から、必要の程度が重い要介護5までの7段階に区分されています。

○要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）（年度末現在の人数）

区分	5年度		6年度		7年度	
	人	%	人	%	人	%
要支援1	459	15.7	478	15.8	533	17.5
要支援2	530	18.1	553	18.3	597	18.9
要介護1	500	17.0	504	16.7	513	16.9
要介護2	449	15.3	470	15.6	469	15.0
要介護3	390	13.3	404	13.4	400	12.8
要介護4	382	13.0	396	13.1	381	12.4
要介護5	224	7.6	216	7.1	213	6.5
合計	2,934	100	3,021	100	3,106	100

(各年度 介護保険事業状況報告（3月サービス分より）)

(3) 居宅介護（介護予防）サービス

在宅介護を中心とした居宅サービスを利用しようとする場合、要支援1、2と認定された人は、市内に3か所ある地域包括支援センター（地区により担当するセンターが決まっています）の職員と相談しながら計画を作成します。要介護1～5と認定された人は、居宅介護支援事業者に配置されたケアマネジャーと相談しながら計画を作成します。

○居宅介護（介護予防）サービス受給者数

区分	5年度		6年度		7年度	
	人	%	人	%	人	%
要支援1	216	11.3	235	12.2	242	12.0
要支援2	381	19.9	372	19.2	422	20.9
要介護1	410	21.4	383	19.8	406	20.1
要介護2	382	20.0	395	20.4	411	20.4
要介護3	246	12.9	255	13.2	248	12.3
要介護4	460	8.4	185	9.6	177	8.8
要介護5	117	6.1	109	5.6	111	5.5
合計	1,912	100	1,934	100	2,017	100

(各年度 介護保険事業状況報告（3月サービス分より）)

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

(4) 地域密着型(介護予防)サービス

住み慣れた地域で要介護者等の生活を支えることを目的として、平成18年度より新たに設けられたサービスです。

○地域密着型(介護予防)サービス受給者数

(人)

区分	5年度	6年度	7年度
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	90	102	98
小規模多機能型居宅介護	26	27	29

(各年度 介護保険費実績(3月サービス分より))

(5) 施設介護サービス

施設サービスを利用する場合には、入所・入院を希望する施設に直接申し込みます。

○施設の種類の

どのような介護が必要かによって4種類の施設に分かれます。

- ・介護老人福祉施設 生活介護が中心
- ・介護老人保健施設 介護やリハビリが中心
- ・介護医療院 医療・介護が中心

○施設介護サービス受給者数

区分	5年度		6年度		7年度	
	人	%	人	%	人	%
介護老人福祉施設	283	62.1	275	59.4	270	59.7
介護老人保健施設	151	33.1	164	35.4	156	34.5
介護医療院	22	4.8	24	5.2	26	5.8
合計	456	100	463	100	452	100

(各年度 介護保険費実績(3月サービス分より))

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

2 介護保険給付状況

(1) 予防給付の実績

区分		6 年度 実績	7 年度	
			実績	計画
① 居宅介護予防サービス (小計)		190,865	199,712	198,719
介護予防訪問入浴介護	給付費 (千円)	1,118	896	788
	回数 (回)	141	102	115
	人数 (人)	19	12	12
介護予防訪問看護	給付費 (千円)	26,512	30,513	22,655
	回数 (回)	3,954	4,586	4,776
	人数 (人)	891	1,021	840
介護予防訪問リハビリテーション	給付費 (千円)	4,858	5,054	8,021
	回数 (回)	917	988	3,024
	人数 (人)	159	187	300
介護予防居宅療養管理指導	給付費 (千円)	4,502	4,957	6,555
	人数 (人)	716	800	1,080
介護予防通所リハビリテーション	給付費 (千円)	86,253	86,073	87,856
	人数 (人)	2,252	2,203	2,340
介護予防短期入所生活介護	給付費 (千円)	523	681	553
	回数 (回)	66	85	84
	人数 (人)	24	30	24
介護予防短期入所療養介護	給付費 (千円)	584	730	1,051
	回数 (回)	61	67	108
	人数 (人)	17	21	24
介護予防福祉用具貸与	給付費 (千円)	49,667	52,294	45,354
	人数 (人)	6,122	6,296	5,880
特定介護予防福祉用具購入費	給付費 (千円)	3,668	3,488	3,546
	人数 (人)	127	128	156
介護予防住宅改修費	給付費 (千円)	10,471	11,413	18,322
	人数 (人)	115	113	216
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費 (千円)	2,708	3,613	4,018
	人数 (人)	36	48	48
② 地域密着型介護予防サービス (小計)		7,887	8,455	4,840
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費 (千円)	2,286	2,710	2,047
	人数 (人)	24	33	24
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費 (千円)	5,601	5,745	2,793
	人数 (人)	24	26	12
③ 介護予防支援	給付費 (千円)	34,046	35,208	32,298
	人数 (人)	7,225	7,453	6,780
予防給付費 合計		232,797	243,375	235,857

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

(2) 介護給付の実績

区分		6 年度 実績	7 年度	
			実績	計画
①居宅サービス（小計）		2,053,883	2,087,559	2,176,004
訪問介護	給付費（千円）	386,651	408,741	417,237
	回数（回）	77,324	78,483	159,090
	人数（人）	4,768	4,938	5,472
訪問入浴介護	給付費（千円）	29,774	35,886	33,113
	回数（回）	2,444	2,904	2,728
	人数（人）	521	595	612
訪問看護	給付費（千円）	224,825	248,625	233,746
	回数（回）	29,966	34,328	37,312
	人数（人）	4,526	4,898	4,476
訪問リハビリ テーション	給付費（千円）	24,946	26,598	29,314
	回数（回）	4,390	4,617	10,596
	人数（人）	720	765	840
居宅療養管理 指導	給付費（千円）	39,792	46,457	47,540
	人数（人）	6,926	7,958	7,296
通所介護	給付費（千円）	622,755	615,924	677,474
	回数（回）	76,120	77,359	86,431
	人数（人）	6,455	6,652	7,272
通所リハビリ テーション	給付費（千円）	240,007	238,027	265,395
	回数（回）	26,964	26,496	30,354
	人数（人）	3,165	3,053	3,696
短期入所生活 介護	給付費（千円）	188,445	173,109	167,600
	回数（回）	20,919	18,794	18,103
	人数（人）	1,631	1,522	1,668
短期入所療養 介護	給付費（千円）	73,786	63,931	73,430
	回数（回）	6,126	5,250	6,342
	人数（人）	1,030	845	1,260
福祉用具貸与	給付費（千円）	176,160	182,534	182,462
	人数（人）	11,361	11,714	12,396
特定福祉用具 購入費	給付費（千円）	7,181	6,565	5,952
	人数（人）	232	216	240
住宅改修費	給付費（千円）	9,009	8,021	11,243
	人数（人）	118	99	144
特定施設入居者 生活介護	給付費（千円）	30,552	33,141	31,498
	人数（人）	151	160	168

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

区分			6 年度 実績	7 年度	
				実績	計画
②地域密着型サービス（小計）			493,349	521,927	606,961
	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	給付費（千円）	5,202	25,597	18,209
		人数（人）	45	210	96
	地域密着型通所介護	給付費（千円）	142,369	137,366	189,518
		回数（回）	18,704	18,506	23,282
		人数（人）	2,137	2,154	2,472
	認知症対応型通所介護	給付費（千円）	2,061	2,290	8,634
		回数（回）	180	219	679
		人数（人）	18	23	60
	小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	62,177	67,264	99,415
		人数（人）	294	329	444
	認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	278,220	286,112	274,840
		人数（人）	1,030	1,092	1,068
	看護小規模多機能型居宅 介護	給付費（千円）	3,320	3,298	16,345
		人数（人）	12	12	60
③施設サービス（小計）			1,653,294	1,654,643	1,752,837
	介護老人福祉施設	給付費（千円）	956,805	944,808	1,044,070
		人数（人）	3,365	3,326	3,780
	介護老人保健施設	給付費（千円）	608,130	598,862	592,380
		人数（人）	1,941	1,899	1,920
	介護療養型医療施設	給付費（千円）	—	—	—
		人数（人）	—	—	—
	介護医療院	給付費（千円）	88,359	110,973	116,387
		人数（人）	232	312	288
	④居宅介護支援		給付費（千円）	241,843	237,342
人数（人）			15,321	15,377	16,332
介護給付費 合計		給付費（千円）	4,442,369	4,501,471	4,799,135

(3) 総給付費（予防給付＋介護給付）

		6 年度 実績	7 年度	
			実績	計画
総給付費	給付費（千円）	4,675,165	4,744,846	5,034,992

※現物給付分は3月から2月の利用分、償還払い分は4月から3月の支給決定分の合計額

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

3 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の算定方法

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。基準額は3年ごとに見直しされます。

区分	対 象 者	保険料率 年額 (月額)
		令和6年度～令和8年度
第1 段階	市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者 生活保護受給者 市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額とその他の 合計所得金額との合計が80.9万円以下の方	基準額×0.20 13,440 円 (1,120 円)
第2 段階	市町村民税世帯非課税で公的年金等収入額とその他の 合計所得金額との合計が80.9万円を超え120万円 以下の方	基準額×0.40 26,880 円 (2,240 円)
第3 段階	市町村民税世帯非課税で第1段階または第2段階に該 当しない方	基準額×0.65 43,680 円 (3,640 円)
第4 段階	市町村民税本人非課税で公的年金等収入額とその他の 合計所得金額との合計が80.9万円以下の方	基準額×0.85 57,120 円 (4,760 円)
第5 段階	市町村民税本人非課税で第4段階に該当しない方	基準額×1.00 67,200 円 (5,600 円)
第6 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円未満 の方	基準額×1.20 80,640 円 (6,720 円)
第7 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額×1.30 87,360 円 (7,280 円)
第8 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額×1.50 100,800 円 (8,400 円)
第9 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が320万円以上 420万円未満の方	基準額×1.70 114,240 円 (9,520 円)
第 10 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が420万円以上 520万円未満の方	基準額×1.90 127,680 円 (10,640 円)
第 11 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準額×2.10 141,120 円 (11,760 円)
第 12 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準額×2.30 154,560 円 (12,880 円)
第 13 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が720万円以上 800万円未満の方	基準額×2.40 161,280 円 (13,440 円)
第 14 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が800万円以上 900円未満の方	基準額×2.50 168,000 円 (14,000 円)

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

第 15 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が900万円以上 1,000万円未満の方	基準額×2.60 174,720 円 (14,560 円)
第 16 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が1,000万円 以上1,500万円未満の方	基準額×2.70 181,440 円 (15,120 円)
第 17 段階	市町村民税本人課税で合計所得金額が1,500万円 以上の方	基準額×2.80 188,160 円 (15,680 円)

◇公費投入により1～3段階の方の保険料を軽減しております。

(2) 保険料の納め方

ア 特別徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を年間18万円以上受給している人は、年金から天引きされます。（年度の途中で資格を取得した人は、概ね8か月後から天引きになります。）

イ 普通徴収

特別徴収に該当しない人は、偶数月ごとに納付書（又は口座振替）により納めていただきます。

○介護保険料収納状況

区分			5年度	6年度	7年度
現年度	調定額	特別徴収（円）	1,090,769,785	1,170,630,456	1,183,515,500
		普通徴収（円）	84,078,130	94,206,266	95,999,714
		計（円）	1,174,847,915	1,264,836,722	1,279,515,214
	収入額	特別徴収（円）	1,093,023,845	1,171,819,446	1,184,857,380
		普通徴収（円）	79,806,818	88,552,516	91,291,194
		計（円）	1,172,830,663	1,260,371,982	1,276,148,574
	収入率	特別徴収（％）	100.2	100.1	100.1
		普通徴収（％）	94.9	94.0	95.1
		計（％）	99.8	99.6	99.7
滞納繰越	調定額（円）		5,842,304	6,792,205	9,432,077
	収入額（円）		2,278,227	1,786,513	2,382,503
	収入率（％）		39.0	26.3	25.3

9 介護保険

(担当 高齢介護課介護保険係・地域支援係)

4 介護保険低所得者対策

低所得のために生計が困難な人を対象に介護保険料の減免と介護サービス利用料の助成を行っています。

(1) 介護保険料減免制度

○対象者 ア 保険料段階が1段階・2段階の人で世帯収入が年収82.65万円以下、又は世帯収入が年収120万円以下で、生活が困窮している人（世帯員が1人増えるごとに40万円加算）

イ 世帯の生計を主として維持する人の前年所得金額が300万円以下であり、当該年中の所得が著しく減少すると認められる人

ウ 震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた人

エ 特別な理由

○減免額 ア 保険料段階が1段階の人は2分の1、2段階の人は3分の1

イ 所得減少の場合は2分の1

ウ 災害減免の場合は損害の額に応じて8分の1～全額

○介護保険料減免状況 (人数は減免対象の実人数、金額は減免額)

区分		5年度		6年度		7年度	
		人	円	人	円	人	円
災害損失		0	0	4	155,120	9	292,040
所得減少		1	16,400	0	0	1	10,920
生活困窮	収入80万円以下	0	0	0	0	3	13,440
	収入120万円以下	3	19,140	5	35,133	4	29,866
合計		4	35,540	9	190,253	17	209,346

(2) 介護サービス利用料助成制度

○対象者 介護保険料減免対象者と同じ（法令の規定により助成を受ける人を除く。）

○助成額 介護保険料段階が1段階の人は2分の1、2段階の人は3分の1

○介護サービス利用料助成状況 (人数は助成対象の実人数、金額は助成額)

区分		5年度		6年度		7年度	
		人	円	人	円	人	円
収入80万円以下の生活困窮者		0	0	0	0	1	10,040
収入120万円以下の生活困窮者		1	60,473	1	16,400	0	0
合計		1	60,473	1	16,400	1	10,040

5 地域支援事業

介護保険被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から創設されました。

介護保険制度改正により、平成29年4月からいつまでも元気で暮らすための施策として介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

○令和8年度の地域支援事業一覧

地域支援事業名		事業内容		
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	予防専門型	
			家事援助型	
		通所型サービス	予防専門型	
			運動器中心型	
			ミニデイ型	
		介護予防ケアマネジメント		
		介護予防普及啓発事業	健康教育事業	すこやか健康教室 おたっしや大学
			筋トレルーム 60運営事業	3会場にて実施 ・東部市民プラザ ・あおいパーク ・水上スポーツセンター
			介護予防普及啓発事業	陶芸教室 健康測定会
		地域介護予防活動支援事業	機能訓練事業	遊友の会
介護予防サポーター育成事業				
地域リハビリテーション活動支援事業				
包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	介護予防支援事業		
		総合相談支援業務		
		権利擁護業務		
		包括的・継続的ケアマネジメント支援業務		
	在宅医療介護連携推進事業			
	認知症総合支援事業			
	生活支援体制整備事業			
任意事業	介護給付費適正化事業	介護保険サービス確認通知事業		
	家族介護支援事業	徘徊高齢者家族支援サービス事業		
	地域自立生活支援事業	一般高齢者配食サービス事業		
		介護相談員派遣事業		
	住宅改修支援事業	住宅改修支援事業		
	認知症サポーター養成事業	認知症サポーター養成事業		

1 0 国民健康保険

(担当 国保年金課国保年金係)

1 国民健康保険制度

(1) 国民健康保険（国保）

国保とは、もしものときの病気やけがの治療による経済的負担を軽減するため、皆さんでお金を出し合い、治療費に充てる相互扶助(助け合い)の制度です。

(2) 加入者（被保険者）

職場の健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人や、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保に加入します。

(3) 国保の給付内容

主な給付は、次のとおりです。

給 付	内 容
① 医療費	病院などで保険証を提示することによって、一部負担金（2割または3割）を窓口で支払うだけで医療が受けられます。（残りは国保が負担します。）
② 療養費	いったん全額支払うこととなりますが、申請し審査で決定すれば、7～8割があとから払い戻されます。（治療用装具・海外療養費などの費用）
③ 高額療養費	同一の月に同じ病院で支払った自己負担金額が高額になったとき、基準額を超えた分を高額療養費として支給します。70歳以上は外来（個人ごと）、外来・入院（世帯ごと）で支給します。そのほか世帯合算、多数該当、年間合算などの特例があります。
④ 高額医療・高額介護合算療養費	世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、1年間（毎年8月～7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給します。
⑤ 出産育児一時金	被保険者が出産したとき、488,000円が支払われます。（産科医療補償制度に該当する場合は12,000円を加算） ※金額は令和8年4月1日現在です。
⑥ 葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に50,000円が支払われます。 ※金額は令和8年4月1日現在です。
⑦ 健康診査助成金	市保健センターでの生活習慣病予防健診の自己負担料金を一部助成します。

◎国保加入状況の推移

(3月31日現在)

区分 年度別	全 市		被保険者数		加 入 率	
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人数 (人)	世帯 (%)	被保険者数 (%)
3年度	29,765	72,756	8,217	13,362	27.6	18.3
4年度	30,020	72,459	7,931	12,749	26.4	17.5
5年度	30,374	72,382	7,742	12,207	25.4	16.8
6年度	30,669	72,111	7,518	11,688	24.5	16.2
7年度	31,067	71,914	7,309	11,166	23.5	15.5

(4) 国民健康保険税（国保税）

医療費の支払いは国などからの補助金を差し引いた残りを、皆さんが納める国保税で賄っています。

◎国保税の決め方

- ・前年の所得、加入者の人数などをもとに計算します。
- ・年度の途中で加入・脱退した場合、保険税は月割りで計算します。
- ・国保に加入している40歳から64歳までの人（介護保険第2号被保険者）は、医療分に介護分をあわせた金額を保険税として納めていただきます。
- ・令和8年度の碧南市国民健康保険税の税率は次のとおりです。

保 険 税 の 項 目		保険税の税率等			
		医療分	後期高齢者 支援金分	介護分	子ども・子育て 支援金分
①所得割	被保険者の所得申告に基づく課税所得金額	8.17%	2.84%	2.48%	0.29%
②均等割	被保険者1人当りの金額	34,800円	12,000円	12,400円	1,300円
③平等割	1世帯当りの金額	22,300円	7,700円	6,100円	700円
年 税 額	1年間（4月～3月）の 税額(100円未満切捨て)	①+②+③	①+②+③	①+②+③	①+②+③
賦 課 限 度 額	年税額の賦課最高額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※ただし、子ども・子育て支援金分の②均等割額は18歳以上被保険者均等割額も含んだ金額です。

10 国民健康保険

(担当 国保年金課国保年金係)

◎国保税・・・税率（按分率）の推移

年度別	区分	所得割 (%)		均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (千円)
3 年度	医療	5.6		24,400	17,500	630
	支援	1.8		9,300	6,500	190
	介護	1.2		8,400	4,300	170
4 年度	医療	5.7		24,600	17,600	650
	支援	1.9		9,500	6,600	200
	介護	1.5		9,300	4,800	170
5 年度	医療	6.0		26,700	18,000	650
	支援	2.0		9,700	6,600	220
	介護	1.8		10,600	5,400	170
6 年度	医療	6.7		29,900	19,700	650
	支援	2.4		11,400	7,500	240
	介護	1.9		10,700	5,400	170
7 年度	医療	7.6		32,200	21,200	660
	支援	2.7		11,800	7,600	260
	介護	2.2		11,300	5,900	170

◎1人当たり医療費と国保税の状況

年度別	医療費(円)	前年比(%)	国保税(円)	前年比(%)
3 年度	349,700	106.66	103,441	99.22
4 年度	362,111	103.55	106,693	103.14
5 年度	393,216	108.59	113,706	106.57
6 年度	392,566	99.83	125,827	110.66
7 年度	405,234	103.23	139,528	110.89

※ 国保税は調定額ベースで記載。医療費は3月～2月診療ベースで記載

(5) 前期高齢者医療

70歳以上の方は、窓口負担割合は2割または3割になります。医療を受けるときは、マイナ保険証（マイナンバーカード）もしくは資格確認書を提示してください。

1 福祉医療

(1) 障害者医療費の助成（一部県費補助 1 / 2）

障害者の健康保持と福祉の増進を図るため、心身障害者に医療費の自己負担額を助成しています。また、市独自の制度で精神障害者を対象に医療費助成を実施しています。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
1 障害者 以下の(1)～(4)の全てに該当する人 (1) 本市に住所を有する人 (2) 次のいずれかに該当する人 (ア) 身体障害者手帳 1～3 級、4 級の認定を受けた腎臓機能障害及び 4～6 級の認定を受けた進行性筋萎縮症の人 (イ) 療育手帳「A」又は「B」（知能指数 50 以下）の知的障害者 (ウ) 自閉症状群と診断された人 (3) 各種健康保険に加入している人 (4) 生活保護を受けていない人	1 医療給付方法 ・ 県内は現物給付（医療機関での支払い不要） ・ 県外は現金償還（医療機関での支払い後、市へ申請が必要） 2 助成額 健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	・ 県内の場合は医療保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関窓口提出する。 ・ 県外の場合や補装具については医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。	1 受給資格を証明する次の(1)～(3)のいずれかのもの (1) 身体障害者手帳 (2) 療育手帳 (3) 自閉症状群と診断された診断書 2 医療保険資格を証明する書類 （資格確認書、資格情報のお知らせ等）
2 戦傷病者 以下の(1)～(5)の全てに該当する人 (1) 本市に住所を有する人 (2) 戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳所持者 (3) 各種健康保険に加入している人 (4) 生活保護や障害者医療費等の助成を受けていない人 (5) 所得制限あり	1 医療給付方法 ・ 県内は現物給付 ・ 県外は現金償還 2 助成額 健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	・ 県内の場合は医療保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関窓口提出する ・ 県外の場合や補装具については医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。	1 戦傷病者手帳 2 医療保険資格を証明する書類 （資格確認書、資格情報のお知らせ等） 3 所得証明書 （転入者のみ）

1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
3 精神障害者 以下の(1)～(4)の全てに該当する人 (1) 本市に住所を有する人 (2) 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する人 (ア) 精神障害者保健福祉手帳1・2級かつ自立支援医療(精神通院)に該当する人 (イ) 精神障害の入院診療(同意入院)を受けている人 (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号(自立支援医療)の医療を受けている人 (3) 各種健康保険に加入している人 (4) 措置入院や生活保護又は他の医療費助成を受けていない人	1 医療給付方法 (1) 左記(ア)(ウ)の人 県内は現物給付 県外は現金償還 (2) 左記(イ)の人 県内、県外ともに現金償還 2 助成額 (1) 左記(ア)の人 入院・通院共に健康保険が適用される場合の自己負担額を助成 (2) 左記(イ)の人 健康保険が適用される場合の自己負担額の半額を助成 (3) 左記(ウ)の人 自立支援医療が適用される精神科通院で健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	1 左記1(1)の人 ・ 県内の場合は医療保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関窓口提出する。 ・ 県外の場合は医療機関窓口で支払った後、国保年金課へ申請する。 2 左記1(2)の人 入院後、速やかに市へ申請する(入院した当月中の申請であれば入院日から、翌月以降は申請月頭から助成対象)。	1 受給資格を証明する次の(1)～(3)のいずれかのもの (1) 精神障害者保健福祉手帳 (2) 精神科の医師の診断書 (3) 自立支援医療受給者証(精神通院) 2 医療保険資格を証明する書類(資格確認書、資格情報のお知らせ等) 3 本人名義の預金通帳 (精神障害の入院診療(同意入院)の場合)

〈対象者推移〉

【戦傷病者については、平成16年度より対象者なしのため省略】

区 分	年 度	年度末受給者 人	一人当たりの支出額 円	支出額(扶助費) 千円
障害者	令和3年度	818	181,253	148,265
	令和4年度	805	184,136	148,230
	令和5年度	828	176,741	146,341
	令和6年度	847	173,931	147,319
	令和7年度	862	161,136	138,899
精 神 障害者	令和3年度	1,115	60,904	67,908
	令和4年度	1,155	64,586	74,597
	令和5年度	1,187	70,515	83,701
	令和6年度	1,226	71,378	87,509
	令和7年度	1,335	65,332	87,218

(2) 元気っ子医療費の助成（一部県補助 1/2）

昭和 4 8 年 4 月から乳幼児の福祉増進のため 0 歳児～3 歳未満児に実施し、平成 1 6 年 4 月 1 日からは未就学児までを医療費助成の対象としていました。

その後、少子化対策の一環として、平成 1 9 年 4 月 1 日より通院を小学校卒業まで、入院は中学校卒業まで対象年齢を引き上げ、平成 2 0 年 1 0 月 1 日からは通院・入院共に中学校卒業まで拡大しました。令和 4 年 4 月 1 日からは入院を 1 8 歳到達後の 3 月末まで、令和 6 年 1 0 月 1 日からは通院も 1 8 歳到達後の 3 月末まで対象年齢を引き上げています。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
以下の(1)～(5)の全てに該当する人 (1) 本市に住所を有する人 (2) 1 8 歳到達後の 3 月 3 1 日までの人 (3) 各種健康保険に加入している人 (4) 生活保護を受けていない人 (5) 他の医療制度を受給していない人	1 医療給付方法 県内は現物給付 県外は現金償還 2 助成額 健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	・ 県内の場合は、医療保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関窓口へ提出する。 ・ 県外の場合や補装具については医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。	1 該当する子どもの氏名の記載のある医療保険資格を証明する書類（資格確認書、資格情報のお知らせ等）

〈対象者推移〉

区分 年度		年度末受給者 人	一人当たりの支出額 円(※1)	支出額(扶助費) 千円
令和 3 年度（中学生以下）		9, 944	35, 221	350, 242
令和 4 年度	中学生以下	9, 845	35, 993	354, 355
	高校生等	2, 310	70, 048	1, 681
令和 5 年度	中学生以下	9, 633	42, 026	404, 833
	高校生等	2, 272	79, 243	1, 426
令和 6 年度（高校生等以下）※2		11, 429	36, 271	414, 541
令和 7 年度（高校生等以下）		11, 173	39, 148	437, 409

※ 1 令和 4 年度及び 5 年度の一人当たりの支出額欄は、中学生以下は受給者一人当たり、高校生等は診療件数 1 件当たりの平均額。

※ 2 令和 6 年度は 1 0 月より高校生等の通院費助成を実施。支出は受診月の 2 か月後のため、令和 6 年度における高校生等の通院費は 4 か月分を計上。

1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

(3) 母子家庭等医療費の助成（県補助 1 / 2）

母子家庭の母、父子家庭の父及び児童の健康増進を図るため、医療費の助成を次のとおり実施しています。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
以下の(1)～(5)の全てに該当する人 (1) 本市に住所を有する人 (2) 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する人 (ア) 18歳到達年度終了前の児童を扶養する母子家庭の母及び父子家庭の父 (イ) 母子家庭の母及び父子家庭の父に扶養される18歳到達年度終了前の児童 (ウ) 父母のいない18歳到達年度終了前の児童 (エ) 障害（身障手帳1又は2級程度）の父（もしくは母）の被扶養者になっている母（もしくは父）と児童 (3) 前年度の所得状況が児童扶養手当の所得制限（一部支給）枠内の人 (4) 各種健康保険に加入している人 (5) 生活保護を受けていない人	1 医療給付方法 県内は現物給付 県外は現金償還 2 助成額 健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	- 県内の場合は、医療保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関窓口へ提出する。 - 県外の場合や補装具については、医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。	1 医療保険資格を証明する書類（資格確認書、資格情報のお知らせ等） 2 課税証明書（転入者のみ）

〈対象者推移〉

区分 年度	年度末受給者 人	一人当たりの支出額 円	支出額（扶助額） 千円
令和3年度	1,057	38,395	40,584
令和4年度	1,052	42,017	44,202
令和5年度	1,037	40,644	42,148
令和6年度	1,020	46,552	47,483
令和7年度	966	48,918	47,254

(4) 後期高齢者福祉医療費（マル福）給付制度（一部県補助 1/2）

後期高齢者医療加入者で、下記に該当する人について、医療費の助成を実施します。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
後期高齢者医療加入者のうち、次の(ア)～(ク)のいずれかに該当する人 (ア) 障害者医療の受給資格要件に該当する人 (イ) 戦傷病者医療の受給資格要件に該当する人 (ウ) 母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 (エ) 精神障害者医療の受給資格要件に該当する人 (オ) 精神保健および精神障害者福祉に関する法律第29条の規定による措置入院患者 (カ) 結核予防法第19条の規定による命令患者および同法第20条の規定による命令入所患者と同等の要件を有する愛知県知事等が認めた人 (キ) 主たる生計維持者が市民税非課税で、親族から経済的援助等を受けていない、3か月以上ねたきりの人 (ク) 市民税非課税かつ親族から経済的援助等を受けていない、1人暮らしの人	1 医療給付方法 (1) 対象者(エ)のうち精神科で入院している場合は、県内、県外ともに現金償還 (2) 上記(1)以外の場合、県内は現物給付、県外は現金償還 2 助成額 (1) 対象者(エ)のうち精神科で入院している場合は、健康保険が適用される場合の自己負担額の半額を助成 (2) 上記(1)以外の場合、健康保険が適用される場合の自己負担額を助成	左記 1(1)の場合、入院後、速やかに市へ申請する（入院した当月中の申請であれば入院日から、翌月以降は申請月頭から助成対象） 左記 1(2)の場合、県内の場合は医療保険資格を証明する書類に受給者証を添えて医療機関窓口提出する。 県外で受診した場合や補装具については医療機関窓口で支払った後、市へ申請する。	1 医療保険資格を証明する書類（資格確認書、資格情報のお知らせ等） 2 受給資格を証明する次のいずれかのもの 対象者(ア)に該当する人 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・自閉症状群と診断された診断書 対象者(イ)に該当する人 ・戦傷病者手帳 対象者(エ)のうち精神障害者保健福祉手帳1又は2級に該当する人 ・精神障害者保健福祉手帳 対象者(エ)のうち精神科で入院している人 ・精神科の医師の診断書 ・本人名義の預金通帳 対象者(エ)のうち自立支援医療を受けている人 ・自立支援医療受給者証（精神通院）

〈対象者推移〉

区分 年度	年度末受給者 人	一人当たりの支出額 円	支出額（扶助額） 千円
令和3年度	1,222	105,887	129,395
令和4年度	1,197	106,972	128,045
令和5年度	1,235	108,645	134,176
令和6年度	1,221	119,991	146,509
令和7年度	1,169	116,718	136,443

1 1 福祉医療

(担当 国保年金課医療係)

2 未熟児養育医療給付（国補助 1/2、県補助 1/4）

母子保健法第 20 条の規定に基づき、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生時体重 2,000 グラム以下）に対し、その養育に必要な医療（入院治療）の給付を行う制度です。

〈概要〉

対象者の範囲	医療給付及び助成額	診療を受ける場合	申請に必要なもの
市内に住所を有する人が保護しており、医師が養育医療（入院治療）を必要と認めた未熟児（次の(1)、(2)のいずれかに該当） (1) 出生時の体重が 2,000 グラム以下 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のア～オに掲げるいずれかの症状がある ア 一般状態において、次のいずれかの症状がある (ア) 運動不安又はけいれん (イ) 運動が異常に少ない イ 体温が摂氏 34 度以下 ウ 呼吸器、循環器系において、次のいずれかの症状がある (ア) 強度のチアノーゼが持続又はチアノーゼ発作を繰り返す (イ) 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にある又は毎分 30 以下 (ウ) 出血傾向が強い エ 消化器系において、次のいずれかの症状がある (ア) 生後 24 時間以上排便がない (イ) 生後 48 時間以上嘔吐が持続している (ウ) 血性吐物又は血性便がある オ 生後数時間以内に黄疸が現れるか、異常に強い黄疸がある	1 医療給付方法 県内、県外問わず現物給付 2 助成額 養育医療（入院治療）に対する医療経費全額（食事療養費を含む） ※ただし、健康保険の対象外経費（容器代、差額ベッド代、文書料等）や認定された疾病以外の経費は対象としない	市へ申請し、給付決定後、市が発行した養育医療券を指定養育機関に提出する。	1 養育医療給付申請書・世帯調書 2 養育医療意見書（医師の意見書） 3 申出書 4 同意書 5 医療保険資格を証明する書類（資格確認書、資格情報のお知らせ等） 6 課税証明書（転入者のみ） *指定養育医療機関と相談の上、申請のこと

〈対象者推移〉

区分 年度	年間受給者 人	一人当たりの支出額 円	支出額（扶助額） 千円
令和 3 年度	20	225,247	4,505
令和 4 年度	12	202,572	2,431
令和 5 年度	16	254,213	4,067
令和 6 年度	14	242,247	3,391
令和 7 年度	17	185,413	3,152

1 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度

平成20年4月1日より、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」へと全面的に改正され、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度が開始されました。なお、運営主体となる保険者は全市町村が加入する都道府県後期高齢者医療広域連合です。

(1) 対象者の範囲

ア 75歳以上の方

イ 65歳以上の一定程度の障害があると認定された方

※一定の障害とは、主に身体障害者手帳1～3級、同4級（音声・言語、下肢1・3・4号）、療育手帳A判定、精神障害者手帳1・2級を持っている方です。

(2) 給付内容

主な給付は、次のとおりです。

給 付	内 容
① 医療費	病院などで資格確認書等を提示することにより、1割、2割、3割のいずれかの自己負担割合で医療が受けられます。 なお、令和4年10月より2割の負担割合が新設されています。
② 療養費	いったん全額支払うこととなりますが、申請し審査で決定すれば、自己負担割合を除いた部分があとから払い戻されます。（補装具・海外療養費などの費用）
③ 高額療養費	同一の月に支払った医療費の自己負担金額が高額になったとき、基準額を超えた分を高額療養費として支給します。そのほか世帯合算、多数該当、年間合算などの特例があります。
④ 高額介護合算療養費	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者が、1年間（毎年8月～7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。
⑤ 葬祭費	被保険者が死亡したとき、葬祭執行者に50,000円が支払われます。
⑥ 健康診査費	市保健センターや市内健診実施医療機関での特定健康診査等を無料で受診することができます。

1 2 後期高齢者医療保険

(担当 国保年金課医療係)

(3) 保険料の算定方法

保険料は被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。なお、保険料を計算する保険料率は2年ごとに改定されます。

令和8年度から、こども・子育て支援金制度が創設され、新たに子ども・子育て支援金に係る分（こども分）を算定しています。

令和8・9年度の保険料率

所得割額		均等割額
○医療分 (所得金額－基礎控除額) × 10.48%	+	○医療分 56,130円
○こども分 (所得金額－基礎控除額) × 0.25%		○こども分 1,362円

= 保険料

(限度額は85万円、こども分は2.1万円)

(4) 低所得者対策

ア 世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、均等割額を軽減しています。

均等割額軽減率	要件
7.2割軽減 ※こども分は7割軽減	世帯の所得金額の合計が 43万円以下の世帯 ただし、世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者が2名以上いる場合は、 43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯
5割軽減	世帯の所得金額の合計が 43万円＋（31万円×世帯の被保険者数）以下の世帯 ただし、世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者が2名以上いる場合は、 43万円＋（31万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯
2割軽減	世帯の所得金額の合計が 43万円＋（57万円×世帯の被保険者数）以下の世帯 ただし、世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者が2名以上いる場合は、 43万円＋（57万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－1）以下の世帯

1 2 後期高齢者医療保険

(担当 国保年金課医療係)

イ 保険料の減免

以下のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免が認められることがあります。

(ア) 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合

(イ) 事業の休廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合

(5) 後期高齢者医療制度 対象者推移

区分 年度	年度末被保険者 人	一人当たりの 医療給付費 円	医療給付費 千円
令和3年度	9,265 (339)	799,439	7,406,806
令和4年度	9,487 (323)	785,466	7,451,717
令和5年度	9,671 (303)	826,181	7,990,000
令和6年度	9,904 (282)	822,115	8,142,226
令和7年度	10,075 (274)	825,039	8,249,566

※被保険者（ ）内は一定程度の障害のある前期高齢者の数。

※医療給付費は広域連合が負担した医療費（被保険者の自己負担分は含まない）。

1 3 国民年金

(担当 国保年金課国保年金係)

1 国民年金

国民年金は、自営業者、会社員及びその配偶者などすべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について、すべての国民に共通する『基礎年金』の給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

(1) 拠出年金 令和8年度

対象者 20歳以上60歳まで（60歳から65歳任意加入）で日本国内に住所を有する人

定 額 定額保険料……月額 17,920円

付 加 付加保険料……月額 400円（任意加入）

(国民年金法による給付)

年金の種類	年金額	備 考
老齢基礎年金	847,300円 付加年金	● 老齢基礎年金は、20歳から60歳に達するまでの40年間、すべての期間、保険料を納付した人に847,300円が支給されます。保険料納付済期間が40年に不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。 ● 付加年金は、付加保険料の納付月数に200円を乗じた額が、支給年額に加算されます。
障害基礎年金	1級 1,059,125円 2級 847,300円 子2人目まで1人につき243,800円加算 子3人目から1人につき81,300円加算	● 国民年金加入中（または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中）や20歳前の病気やけがによって障害等級表（1級・2級）に定める障害の状態になった場合に支給されます。 ● ただし、初診日の前日において、初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間が合算して3分の2以上あることが必要です。（初診日が令和18年3月31日までにあるときは、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。）

1 3 国民年金
(担当 国保年金課年金係)

遺族基礎年金	配偶者の受ける遺族基礎年金 基本額847,300円 子2人目まで1人につき 243,800円加算 子3人目から1人につき 81,300円加算 子の受ける遺族基礎年金 次の金額を子の数で割った額 が、1人あたりの額です。 847,300円+2人目以降の子の 加算額 2人目の子の加算額 243,800円 3人目以降の子の加算額 各81,300円	● 国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格（原則として25年）を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子のある夫」、「子」に子が18歳に達する年度末（3月）になるまで（1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで）支給されます。 ● ただし、被保険者期間のうち、保険料納付期間と保険料免除期間が合算して3分の2以上あることが必要です。（死亡日が令和18年3月31日までにある場合は、直近の1年間に滞納がなければよいことになっています。）
寡婦年金	夫が受ける予定の老齢基礎年金の4分の3 (60歳～65歳)	● 老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上婚姻関係があった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。
死亡一時金	納付期間により 120,000円～ 320,000円	● 3年以上国民年金の保険料を納付した人が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に1回のみ支給されます。

(2) 特別障害給付金制度

対象者

ア 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生

イ 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった2号被保険者の配偶者であって、任意加入していなかった期間中に初診日があり、現在、国民年金の障害基礎年金1級又は2級に該当する人。

支給額 令和8年度

障害基礎年金1級に該当する人・・・月額 58,650円

障害基礎年金2級に該当する人・・・月額 46,920円

1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

1 健康診査

(1) 生活習慣病予防健診

市民の方の健康管理に役立てていただけるよう、保健センター等で実施しております。

ア 生活習慣病予防健診の種類

コース別	対象	8 年度実施回数	自己負担 料金
A コース	18 歳以上	水・木曜日 午前 A コース 随時 B コース 64 回/年 C コース 64 回/年 E コース 67 回/年	2,000 円
B コース (準総合健診)	18 歳以上		5,000 円
C コース (総合健診)	30 歳以上		8,000 円
E コース (腹部超音波検査)	18 歳以上		3,000 円
子宮頸がん検診	20 歳以上女性	B・C コース女性専用日 (単独受診不可) 午前 16 回/年	1,000 円
乳がん検診	20 歳以上女性	B・C コース女性専用日 (単独受診不可) 午前 16 回/年	1,400 円
前立腺がん検診	50 歳以上男性	A・B・C コースと同日 午前 48 回/年	1,000 円
胃がんリスク検査	18 歳以上 65 歳未満	A・B・C コースと同日 午前 64 回/年	1,500 円
骨粗しょう症検診	18 歳以上	A・B・C・E コース時 67 回/年	500 円
脳ドック検診	40 歳以上	3 期 (医療機関委託)	10,000 円

各コースの検査費用一部、市の負担により実施しております。市内在住の 40 歳の方は無料で、50 歳の方には半額にて健診を実施します。(年度末年齢)

B・C コースは、土曜日健診を年に 1 回、女性専用日を (乳がん・子宮頸がん検診を B・C コースに追加) を 16 回実施しています。

1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

イ コース別検査内容

コース別 検査内容	A コース	B コース	C コース	E コース	子宮 頸がん 検診	乳がん 検診	前立 腺がん 検診	胃がん リスク 検査	骨粗 しょう 症検診	脳ド ック 検診
尿検査	○	○	○							
内科診察		○	○							
問診	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身体測定	○	○	○	○						
視力測定	○	○	○							
血圧測定	○	○	○							
血液学検査	○	○	○							
血液生化学検査	○	○	○							
前立腺特異抗原 検査							○			
聴力検査		○	○							
心電図検査		○	○							
肺機能検査		○	○							
眼圧検査		○	○							
眼底検査		○	○							
胸部X線検査	○	○	○							
胃部X線検査			○							
便潜血反応検査		○	○							
血清ペプシノーゲン 検査								○		
ピロリ菌抗体検査								○		
子宮頸部細胞診・ 内診					○					
超音波検査				○ 腹部					○ かかと	
乳房X線検査						○				
口腔内診査										
頭部MR I・MRA										○
頸椎MR I										※
VSRAD										※

※は選択項目

1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

ウ コース別受診の状況

単位：人

コース別	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
A コース	55	73	52	55	48
B コース	692	746	773	754	743
C コース	1,031	1,071	963	911	799
E コース	1,090	1,129	1,061	1,086	1,029
子宮頸がん検診	609	596	554	549	453
乳がん検診	1,026	898	813	795	621
前立腺がん検診	296	320	313	305	276
胃がんリスク検査	88	79	54	71	46
骨粗しょう症検診	276	303	307	320	235
成人歯科健診	86	93	85	95	103
脳ドック検診	163	142	189	188	152

(2) 健康診査事業（医療機関委託）

ア 特定健康診査等

平成 20 年度からメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査等を実施しています。

主な項目…問診、身体測定、理学的検査、血圧測定、検尿、血液生化学検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、クレアチニン、アルブミン、尿酸）、肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）、血糖検査、ヘモグロビンA1c 検査等、必要者には心電図検査、眼底検査、貧血検査、乳腺触診（70 歳以上女性）

自己負担額 …免除

対象者 …碧南市国民健康保険加入者で40歳から74歳までの方及び後期高齢者医療広域連合加入者、生活保護法による被保護世帯に属する40歳以上の方

イ 肝炎ウイルス検診

問診、HBs 抗原、HCV 抗体、HCV-RNA

自己負担額……………免除

対象者……………過去に肝炎検査を受けたことのない40歳以上の方

ウ 胃がん検診

問診、胃エックス線検査

自己負担額 …………… 2,000 円

1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

対象者 …………… 40 歳以上の方

エ 子宮頸部がん検診

問診、視診、子宮頸部の細胞診、内診、ヒトパピローマウイルス検査(希望者)

自己負担額 …………… 1,000 円

ヒトパピローマウイルス検査は 3,000 円(免除なし)

対象者 …………… 20 歳以上の方

オ 子宮体部がん検診

子宮体部の細胞診

自己負担額……………700 円

対象者……………子宮(頸部)がん検診を受診された方で医師が必要と認めた方

カ 肺がん検診

問診、胸部エックス線検査、喀痰細胞診(医師が必要と認めた方)

自己負担額……………胸部エックス線検査 300 円、喀痰細胞診 400 円

対象者……………40 歳以上の方

キ 大腸がん検診

問診、便潜血反応検査

自己負担額……………500 円

対象者……………40 歳以上の方

ク 前立腺がん検診

問診、前立腺特異抗原検査(血液検査)

自己負担額……………1,000 円

対象者……………50 歳以上の方

ケ 乳がん検診

問診、マンモグラフィ検査又は超音波検査、自己検診法の説明

自己負担額……………1,400 円

対象者……………20 歳以上の方

次の方は、自己負担額が免除されます。

- ・ 70 歳以上の方
- ・ 生活保護法による被保護世帯に属する方
- ・ 市民税非課税世帯に属する方

1 4 保健事業～成人・高齢者～

(担当 健康課成人保健係)

実施期間…6月から11月の6か月間で実施します。ただし、子宮・乳がん検診については通年で実施します。また、集団特定健康診査を8月・9月に、土曜日特定健康診査を1月に実施します。

健康診査事業受診状況（集団・土曜日特定健康診査を含む。）

単位:人

区 分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
特定健康診査等	7,527	7,523	7,307	7,578	7,592
肝炎ウイルス検診	668	566	560	769	641
胃がん検診	2,787	2,616	2,315	2,170	1,972
子宮（頸部・体部）検診	1,439	1,456	1,534	1,680	1,669
肺がん検診	7,197	7,243	6,994	7,146	7,188
大腸がん検診	5,653	5,556	5,150	5,217	5,153
前立腺がん検診	3,035	3,029	2,877	2,994	2,894
乳がん検診	713	1,004	1,326	1,541	1,565

(3) 歯周病個別健康診査

20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳、75歳、77歳の節目年齢を対象に市内指定歯科医療機関で歯科健診を実施。

2 健康教育事業

生活習慣病予防、健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育講座を始めとした健康教育事業を開催しています。広報等でご案内しております。

年 度	開 催 回 数	受講者延人数
3 年 度	30	490
4 年 度	41	948
5 年 度	52	1,166
6 年 度	26	770
7 年 度	38	780

3 健康相談事業

健康に関する相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士等が応じております。

年 度	開 催 回 数	相談者延人数
3 年 度	89	376
4 年 度	101	339
5 年 度	162	399
6 年 度	182	364
7 年 度	163	1,189

4 訪問指導

40 歳以上で家庭において寝たきりの方、健康管理上訪問指導が必要と認められた方等に対し、保健師、歯科衛生士等が訪問して、本人又は家族の方に保健指導を行い、心身機能の低下の防止、健康の保持増進を図ります。

1 5 保健事業～母子～

(担当 健康課母子保健係)

1 すくすく教室

目的：1歳6か月から2歳児の育児不安や育児に困っている親に対し子どもとのかかわりを見つめなおす機会とし、親が育児を抱え込まないよう相談、支援する教室です。

対象：1歳6か月～2歳未満の児とその保護者

開催日：毎月第1金曜日（参加は、初回から4か月間）

内容：親子自由遊び及び全体遊び、個別相談

事前予約制

参加状況（延べ人数）

令和6年度	61人
令和5年度	65人
令和4年度	78人

2 育児相談

目的：育児に対する心配や不安が軽減でき、子どもの健やかな成長を支援するための相談事業です。

①育児相談

会場：保健センター

対象：乳幼児

開催日：毎週月曜日 9時～11時（祝祭日、12月29日から1月3日を除く）

相談状況		実施回数	乳 児	幼 児	合 計
	令和6年度	42回	498人	443人	941人
	令和5年度	46回	485人	422人	907人
	令和4年度	47回	466人	397人	863人

内訳(令和6年度)	身体計測	815人
(重複あり)	育児・栄養・歯科相談	351人

②2歳児育児相談

会場：保健センター

対象：2歳児歯科健康診査の受診児

開催日：第1水曜日（2歳児歯科健康診査と同時開催）

1 5 保健事業～母子～

(担当 健康課母子保健係)

相談状況：

	実施回数	幼児
令和6年度	12回	89人
令和5年度	12回	143人
令和4年度	12回	154人

3 赤ちゃんサロン

目的：生後5か月までの子どもを持つ親が、ひとりで悩まず、他の親との話を通して
情報交換をする参加自由のサロンです。

開催日：月2回 木曜日

対象：生後5か月までの乳児とその保護者

内容：保護者同士の交流・情報交換

参加状況：

	実施回数	実参加組数	延べ参加組数
令和6年度	24回	78組	236組
令和5年度	24回	81組	293組
令和4年度	24回	92組	297組

4 乳幼児健康診査

目的：乳幼児の心身発達の状況を診査し、疾病の早期発見を行う。また、生活習慣の
確立、むし歯の予防や栄養、その他必要な保健指導を行い、乳幼児の健康の保
持増進を図る。

対象：3か月児健康診査（生後満3か月～10か月未満）

1歳6か月児健康診査（満1歳6か月～2歳未満）

3歳児健康診査（満3歳～4歳未満）

実施日：3か月児健康診査 毎月第2・3月曜日

1歳6か月児健康診査 毎月第2・3火曜日（歯科健康診査も合わせて実施）

3歳児健康診査 毎月第1・3金曜日（歯科健康診査も合わせて実施）

1 5 保健事業～母子～

(担当 健康課母子保健係)

実施状況

単位：人

令和6年度	3か月児		1歳6か月児		3歳児	
対象者数	477		555		582	
受診者数	475	99.6%	546	98.4%	583	100.2%
問題なし	358	75.4%	402	73.6%	496	85.1%
要観察	34	7.1%	93	17.0%	35	6.0%
要精密	32	6.7%	23	4.2%	24	4.1%
要治療	5	1.1%	1	0.2%	0	0%
既医療	46	9.7%	27	5.0%	28	4.8%
判定区分不明	0	—	0	—	0	—

		3か月児		1歳6か月児		3歳児	
5年度	対象者数	526		553		581	
	受診者数	530	100.8%	550	99.5%	582	100.2%
4年度	対象者数	546		594		595	
	受診者数	548	101.4%	583	98.1%	591	99.3%

5 家庭訪問

目的：家庭訪問を通して、育児や生活等についての相談を行います。

対象：乳幼児とその保護者

実施状況：

※単位：人（延べ人数）

	妊産婦	新生児	乳児	幼児	その他
令和6年度	239	19	264	145	10
令和5年度	185	19	185	63	75
令和4年度	225	29	204	72	70

※生後2か月前後の乳児を持つ全家庭に「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問」を行っています。

1 地域包括支援センターの基本機能

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じて提供するため、地域包括支援センターは地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な援助を行い保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。地域包括支援センターは市内に3ヶ所と1ヶ所の出張所（碧南社協地域包括支援センター、西端出張所、碧南東部地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センター）を設置しています。

2 事業内容

(1) 総合相談支援業務

高齢者が地域で生活を送るためにどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

ア 地域におけるネットワークの構築

イ 実態把握（生活状況等）

ウ 総合相談（市役所の窓口相談、電話相談、訪問による相談）

	5年度	6年度	7年度
相談件数	3,607	3,677	4,419

(2) 権利擁護業務

地域生活において困難な状況（地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分な問題解決に至らず、適切なサービスにつながる方法が見つからない等）にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。また認知症などにより判断力の低下した状況にある人への支援を行います。

ア 成年後見制度の活用

イ 老人福祉施設等への措置

ウ 虐待への対応・相談

エ 困難事例への対応

オ 消費者被害の防止

1 6 地域包括支援センター

(担当 高齢介護課地域支援係・地域包括支援センター)

	5 年度	6 年度	7 年度
相談実人数	28	31	42
虐待と判断した件数	23	28	35

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行います。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

ウ 日常的個別指導・相談

エ 支援困難事例等への指導・助言

オ 予防給付ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス介護事業に関するケアマネジメントと介護給付ケアマネジメント相互の連携等

	5 年度	6 年度	7 年度
支援困難事例の相談延べ件数	72	99	98

(4) 介護予防支援業務・介護予防ケアマネジメント業務

本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人ができることを本人と共に発見し、主体的な活動と参加意欲を高めることを目指します。

ア 予防給付ケアマネジメント及び介護予防・生活支援サービス介護事業に関するケアマネジメントと介護給付ケアマネジメント相互の連携等

1 6 地域包括支援センター

(担当 高齢介護課地域支援係・地域包括支援センター)

イ 介護予防等支援件数（要支援 1、要支援 2 の認定者及び事業対象者）

		合計		
		5年度	6年度	7年度
事業対象者	【第1号】 地域包括	609	500	480
	【第1号】 委 託	17	1	0
	【第1号】 小 計	626	501	480
要支援	【第1号】 地域包括	1,471	1,524	1,849
	【第1号】 委 託	147	135	112
	【第1号】 小 計	1,618	1,659	1,961
	【指定介護】地域包括	5,995	6,557	6,824
	【指定介護】委 託	629	651	659
	【指定介護】小 計	6,624	7,208	7,484
合計		8,868	9,368	9,925

ウ 介護予防サービス等の利用種別（重複あり）

			合計		
			5年度	6年度	7年度
事業対象者	訪問型サービス	予防専門型	17	22	12
		家事援助型	41	15	12
	通所型サービス	予防専門型	248	257	259
		運動器中心型	255	221	208
		ミニデイ型	64	3	0
要支援	訪問型サービス	予防専門型	373	505	536
		家事援助型	261	338	381
	通所型サービス	予防専門型	1,706	1,965	2,105
		運動器中心型	1,197	1,291	1,353
		ミニデイ型	128	12	0
	訪問入浴		14	19	12
	訪問看護		728	862	949
	訪問リハビリ		198	134	182
	通所リハビリ		2,162	2,139	2,081
	福祉用具貸与		5,269	5,750	6,035
	短期入所生活		9	25	33
	短期入所療養		22	15	21
	福祉用具購入		53	68	70
	住宅改修		75	61	68

1 6 地域包括支援センター

(担当 高齢介護課地域支援係・地域包括支援センター)

(5) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるための事業をすすめています。

その一環として認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。訪問支援対象者は原則として40歳以上で、在宅で生活しており、認知症が疑われる人または認知症の人で、医療サービス、介護サービスを受けていないか、中断している人、受けているが対応に困っている人などです。

	5年度	6年度	7年度
相談対応人数	10	6	6
延べ訪問回数	8	4	17
終了人数	7	4	4

※平成26年7月から活動開始

1 相談事業

(1) 碧南ふれあい相談支援事業所

障害児者等の地域での生活を支援するため、相談、福祉サービスの紹介、連絡調整、必要に応じた関係機関との連携などを行います。

ア 窓口

碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46-3701

イ 相談件数 (令和7年度)

() 内は精神障害者の相談件数、単位：件

相談方法		相談内容 (重複あり)	
訪問	1,255 (374)	福祉サービスの利用援助	7,719 (2,584)
来所	881 (301)	障害や病状の理解に関する支援	1,846 (766)
同行	79 (42)	健康・医療に関する支援	777 (446)
電話	6,415 (2,574)	不安の解消・情緒不安定に関する支援	886 (623)
メール	168 (85)	保育・教育に関する支援	220 (11)
個別支援会議	1104 (239)	家族関係・人間関係に関する支援	534 (326)
関係機関	501 (231)	家計・経済に関する支援	340 (230)
その他	73 (30)	生活技術に関する支援	373 (206)
合計	10,476 (3,876)	就労に関する支援	566 (312)
		社会参加・余暇活動に関する支援	83 (21)
		権利擁護 (日常生活自立支援事業除く)	51 (19)
		その他	69 (33)
		合計	13,464 (5,577)

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

(2) 被保護者就労支援等事業

生活保護受給者のうち、就労可能な人に就労に関する相談、情報提供及び助言を行い、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を総合的に促します。また様々な社会経験の機会の提供、子どもの生活・学習に関する支援を行います。

ア 支援内容

就労相談、ボランティア体験支援、履歴書作成・面接支援、ハローワーク利用の同行、職場定着支援、進路相談等

イ 窓口

碧南市役所福祉課保護係 TEL (0566) 95—9883

(3) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、自分ひとりで契約などの判断をすることに不安のある方を対象として、福祉サービスを利用するお手伝い、日常的なお金の出し入れのお手伝い、大切な書類等のお預かりなどを行い、地域で安心して自立した生活を送れるように支援します。

窓口 碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46—3701

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

生活に困っている人に対し、早い段階で自立に向けた支援ができるように専門員が相談を受け付け、相談者とともに課題解決の方法を考えて支援します。

ア 支援内容

家計状況の確認・改善、福祉制度の情報提供、就職に向けた相談支援、ひきこもりへの相談支援

イ 相談日

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 窓口

碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46—3701

(5) 成年後見支援センター

判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利を擁護し、地域で安心して暮らせるように成年後見制度についての相談、手続き支援、普及・啓発、法人後見の受任等の業務を行います。

窓口 碧南市社会福祉協議会地域福祉課 TEL (0566) 46—3701

2 資金の貸付事業

(1) くらし資金の貸付

低所得者の方に、暮らしに必要なつなぎ資金や不時の出費などに1世帯10万円を限度として貸付をしています。(償還期間9か月以内で無利子)

(2) 愛の援護資金の貸付

緊急にお金が必要な時や一時的に生活費が不足した時などに1世帯6万円を限度として貸付をしています。(償還期間12か月以内で無利子)

(3) 生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導により、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

ア 福祉費

自立した日常生活を送ることができるよう、一時的に必要な資金を貸付します。

[資金の種類]

- ・ 生業を営むために必要な経費
- ・ 技術習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・ 住宅の増改築・補修等に必要な経費
- ・ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ・ 障害者用自動車の購入に必要な経費 等

イ 緊急小口資金

緊急的かつ一時的に、生計の維持が困難となった場合に、立替的に少額の経費を貸付します。

ウ 教育支援資金

学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に就学するための費用と、入学に際し必要な経費を貸付します。

(ア) 教育支援費

学校教育法に規定する学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に就学するための経費を貸付します。

(イ) 修学支度金

入学に際し必要な経費を貸付します。

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

エ 総合支援資金

失業等による日常生活上の困難や生活の立て直しのために、一時的な資金を貸付することで解決、自立できる世帯に、資金を貸付します。

(ア) 生活支援費

失業等で生活困窮に陥った世帯に対して、就職して生活再建するまでの間に必要な生活費を貸付します。

(イ) 住宅入居費

住居確保給付金申込者に対して、敷金礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費を貸付します。

(ウ) 一時生活再建費

生活を再建するために、一時的に日常生活費で賄えない経費を貸付します。

<ご注意>

- ・ 生活福祉資金の貸付は、どなたでも借りられる資金ではありません。
- ・ 公的給付等、他制度が利用できる場合はそちらを優先していただきます。
- ・ あくまでも世帯を対象としており、世帯の状況に応じた所得制限や資金種類ごとに異なった貸付条件があります。
- ・ 相談から貸付決定までには時間を要します。
- ・ 他の債務の返済や借り換え目的の貸付はできません。
- ・ 資金を借りるためには原則、連帯保証人が1名必要となります。

3 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金の配分金により、各種事業等を行っています。

(1) 赤い羽根共同募金運動の推進

10月1日から12月31日までの3か月間、碧南市共同募金委員会の実施計画に沿って、戸別募金活動、法人募金活動をはじめ一般市民の理解と協力により、共同募金運動を推進しています。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標額	9,500,000円	9,500,000円	9,500,000円	9,500,000円	7,500,000円
一般募金	8,338,654円	9,394,463円	7,305,994円	6,344,349円	7,750,243円
歳末たすけあい募金	2,362,680円	2,404,416円	2,597,643円	1,211,818円	1,093,650円
募金実績額	10,701,334円	11,798,879円	9,903,637円	7,556,167円	8,843,893円

(2) 歳末たすけあい支援金配分金事業

歳末たすけあい募金の配分金を財源とし、次の方々へ歳末たすけあい支援金を配分することで、暮らしの安定と自立の援助を行っています。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉施設入所者	62人	61人	62人	68人	42人
	6施設	7施設	6施設	11施設	1施設
在宅重度心身障害児者	231人	257人	274人	284人	320人

(3) 小・中学校入学児童生徒激励事業

ひとり親家庭等交流事業に対し助成を行い、児童・生徒の激励と自立を応援しています。

(4) 車いす専用車「ふれあい号」貸出事業

車いすを必要とする障害者、高齢者及びその家族等に、通院や家族旅行など日常生活の利便を図るため、「ふれあい号」の貸し出しを行っています。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数	489件	446件	450件	371件	387件

(5) 車いす貸出事業

外出の機会増加や負担軽減を目的として、一時的に車いすを必要とする方に、車い

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

すの貸し出しを行っています。

年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用件数	239 件	283 件	353 件	389 件	382 件

(7) ふれあい・いきいきサロン

6 月、10 月、12 月、2 月の 4 回にわたり、6 地区の公民館などで、ひとり暮らしの高齢者の交流の場として、ふれあい・いきいきサロンを実施しています。

年度 区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
参加人数 (延べ)	203 人	652 人	834 人	865 人	773 人

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

4 ホームヘルパー派遣事業

日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者家庭に対し、生活援助、身体介護など、ホームヘルプサービスを実施しています。(全て延べ)

項目	介護保険分					
	利用人数	派遣時間数				
		計	身体	生活	身体・生活	介護予防
令和7年度	551名	4,405.7H	1,048.0H	400.2H	912.5H	2,045.0H
令和6年度	492名	4,805.3H	1,537.0H	558.3H	1,110.0H	1,600.0H
令和5年度	476名	3,934.0H	899.0H	757.0H	700.0H	1,578.0H
令和4年度	478名	3,473.2H	565.0H	815.2H	637.0H	1,456.0H
令和3年度	506名	3,918.1H	712.0H	1,116.3H	468.8H	1,621.0H

項目	自立支援分（居宅介護）					
	利用人数	派遣時間数				
		計	身体	知的	児童	精神
令和7年度	249名	4,413.7H	3,296.2H	289.5H	0.0H	828.0H
令和6年度	291名	4,622.7H	3,064.9H	598.0H	0.0H	959.8H
令和5年度	300名	4,758.2H	3,324.2H	673.5H	0.0H	760.5H
令和4年度	362名	5,181.7H	3,654.7H	699.5H	0.0H	827.5H
令和3年度	378名	5,734.8H	3,203.0H	1,622.3H	0.0H	909.5H

項目	自立支援分（移動支援）					
	利用人数	派遣時間数				
		計	身体	知的	児童	精神
令和7年度	98名	600.0H	177.5H	234.5H	0.0H	188.0H
令和6年度	90名	476.0H	154.5H	219.0H	0.0H	102.5H
令和5年度	50名	311.5H	214.5H	70.0H	0.0H	27.0H
令和4年度	44名	154.5H	73.5H	35.0H	0.0H	46.0H
令和3年度	44名	149.0H	57.0H	40.0H	0.0H	52.0H

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

5 ボランティア活動事業

ボランティア連絡協議会において、ボランティアグループの相互援助等話し合いの場をつくるため、ボランティア団体の代表者会議を開催するとともに、夏休み中高生ボランティア体験教室などの自主事業に対する援助を行っています。また、ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動に関心を持つ方の発掘と育成指導を行い、ボランティア活動の理解を高め、活動への参加と促進を図ります。

夏休み中高生ボランティア体験教室

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	0人	0人	130人	70人	152人

※令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染予防のため実施せず。

※ボランティア連絡協議会の会員名簿は、巻末を参照。

6 福祉教育の推進

小・中・高等学校すべての児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕の精神を養うために、市内全校を福祉協力校に指定し、車いす・手話・点字・ガイドヘルプなどの体験学習を実施するなど、福祉教育の推進に努めています。

福祉実践教室

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	1,454人	2,186人	2,224人	2,104人	2,262人

7 社協会員募集

社会福祉協議会会員を募集し、地域福祉事業推進のために、地域住民等から多大なご協力をいただいています。

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個人会員	1,162口	1,304口	1,142口	1,044口	966口
法人会員	19法人	23法人	21法人	19法人	34法人

8 日本赤十字社碧南市地区

日本赤十字社は、被災地に医療救護班の派遣や救護物資の配備・備蓄を行う災害救護活動、赤十字病院において地域の中核的な病院の役割を果たす医療事業、安全な血液を安定的に医療機関へ届ける血液事業などの活動を行っています。これらの赤十字の活動は、皆さんからの貴重な資金（会費や寄付金）により、支えられています。毎年5月「赤十字運動月間」に合わせて、町内会にご協力いただいて資金を集めたり、碧南市赤十字奉仕団員が、戸別に資金のお願いに伺ったりしています。

日本赤十字社碧南市地区社資実績額

区分 \ 年度	令和7年度	
個人社資	5,788 件	3,955,140 円
法人社資	124 件	728,000 円
合計	5,912 件	4,683,140 円

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

碧南市児童クラブ

新川児童クラブ	〒447-0863	碧南市新川町2丁目1番地1 TEL/FAX (0566)46-1905
中央児童クラブ	〒447-0871	碧南市向陽町3丁目19番地 TEL/FAX (0566)46-3184
西端児童クラブ	〒447-0074	碧南市上町3丁目1番地 TEL/FAX (0566)46-3264
棚尾児童クラブ	〒447-0888	碧南市春日町1丁目2番地 TEL/FAX (0566)46-5131
鷺塚児童クラブ	〒447-0022	碧南市旭町2丁目30番地 TEL/FAX (0566)46-6010
大浜児童クラブ	〒447-0871	碧南市浜田町1丁目1番地 TEL/FAX (0566)46-6362
日進児童クラブ	〒447-0074	碧南市日進町4丁目1番地 TEL/FAX (0566)46-1262

1 概要

碧南市児童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業の用に供する施設です。昼間、保護者のいない家庭の小学校児童について、保護者が帰宅するまでの間、その保護と遊びを通じた健全育成を行っています。

2 施設規模

施設名	開所日	建物
新川児童クラブ	平成 9 年 4 月 7 日	鉄骨造平屋建て 1 5 5 . 4 2 m ²
		軽鉄骨平屋建て 1 0 4 m ²
		鉄骨造平屋建て 1 3 4 . 2 3 m ²
中央児童クラブ	平成 1 0 年 4 月 6 日	鉄骨造2階建て 1 9 8 . 0 9 m ²
		鉄骨造1階部分 8 9 . 4 3 m ²
		鉄骨造平屋建て 1 3 0 . 8 4 m ²
西端児童クラブ	平成 1 0 年 4 月 6 日	鉄骨造平屋建て 1 5 6 . 0 0 m ²
		軽鉄造平屋建て 4 0 . 5 0 m ²

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

棚尾児童クラブ	平成11年2月1日	鉄骨造平屋建て 鉄筋コンクリート 造平屋建て	219.42㎡ 149.40㎡
鷺塚児童クラブ	平成11年4月6日	鉄骨造平屋建て 軽鉄造平屋建て	160.37㎡ 48.60㎡
大浜児童クラブ	平成12年4月5日	鉄骨造平屋建て 軽鉄造平屋建て	165.12㎡ 51.80㎡
日進児童クラブ	平成12年4月5日	鉄骨造り平屋建て	161.10㎡

3 開所時間

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 学校の開校日 | 授業時間終了後から午後7時まで |
| (2) 土曜日 | 午前8時から午後6時まで |
| (3) 運動会などの代休日 | 午前7時30分から午後7時まで |
| (4) 学校の長期休業日の平日 | 午前7時30分から午後7時まで |

4 通所人員 (各年4月1日現在) (人)

施設名	定員	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新川児童クラブ	140	159	156	162	167
中央児童クラブ	140	122	94	135	135
西端児童クラブ	75	58	67	68	79
棚尾児童クラブ	130	148	122	142	137
鷺塚児童クラブ	80	100	92	92	94
大浜児童クラブ	80	91	87	92	94
日進児童クラブ	50	58	55	60	60
合計	695	736	673	751	766

5 職員配置

施設長以下70人

6 問合せ

通所児童登録に関する問合せは、直接施設まで

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

碧南市児童センター

碧南市棚尾児童センター 〒447-0887 碧南市汐田町2丁目28番地
(碧南市立棚尾公民館内) TEL/FAX(0566) 48-2278
碧南市東部児童センター 〒447-0027 碧南市照光町5丁目3番地
(碧南市東部市民プラザ内) TEL(0566)93-1195/FAX(0566)93-1190

1 概要

碧南市児童センターは、児童福祉法に基づき設置する児童厚生施設です。健全な遊びを通して児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを進めることを目的としています。

2 事業開始

- (1) 棚尾児童センター 平成11年2月1日
- (2) 東部児童センター 平成13年4月5日

3 施設規模

- (1) 棚尾児童センター

建物規模 碧南市立棚尾公民館に併設
鉄筋コンクリート4階建の内、1階の一部 368.59㎡
施設内容 遊戯室、集会室、ボランティア室、図書室等

- (2) 東部児童センター

建物規模 碧南市東部市民プラザに併設
鉄筋コンクリート地下1階 地上2階の内、1階の一部
327.847㎡
施設内容 遊戯室、集会室、ワークルーム、図書室、休養室等

4 開館時間

休館日 月曜日（祝日のときは翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）
開館時間 午前9時30分から午後6時まで

5 利用対象

18歳未満の乳幼児・児童・生徒及びその保護者

6 利用人員（令和 7 年度）

(1) 棚尾児童センター

(単位：人)

区分	乳幼児・付添	小学生	中高生	団体	合計
延べ人数	20,242	5,269	276	36	25,823
1 日平均	66.2	17.2	0.9	0.1	84.4

(2) 東部児童センター

(単位：人)

区分	乳幼児・付添	小学生	中高生	団体	合計
延べ人数	12,369	3,915	804	33	17,121
1 日平均	40.4	12.8	2.7	0.1	56.0

7 職員配置

棚尾児童センター 所長 1 人(東部児童センター兼務) 指導員 3 人 週 3 日勤務指導員 1 名 週 2 日勤務指導員 1 名
東部児童センター 所長 1 人 指導員 3 人

8 問合せ

利用等に関する問合せは、直接施設まで

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

ららくるにしばた

〒447-0061 碧南市三度山町2丁目53番地

TEL(0566)43-3434/FAX(0566)43-3383

1 概要

碧南市こどもプラザららくるにしばたは、児童福祉法に基づき設置する児童厚生施設です。生徒の自主活動や児童の健全育成又は子育て支援を行う団体活動を支援し、健全な遊びを通して児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを進めることを目的としています。

2 事業開始

平成22年3月30日

3 施設規模

(1) 建物規模 鉄筋コンクリート2階建て 総床面積660.23㎡

(2) 施設内容

1階 ワークルーム1、ワークルーム2、音楽室、相談室、事務室、授乳室

2階 プレイルーム、学習室、サークル室、多目的ホール、倉庫等

4 開館時間

休館日 火曜日（祝日のときは翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）

開館時間 午前9時30分から午後6時まで（有料施設は午後9時まで）

5 利用対象

18歳未満の乳幼児・児童・生徒及びその保護者

6 利用人員

（令和7年度）

（単位：人）

区分	乳幼児・付添	小学生	中高生	団体	合計
延べ人数	16,334	6,953	2,716	53	26,056
1日平均	53.2	22.6	8.9	0.2	84.9

7 職員配置

所長1人、指導員3人

8 問合せ

利用等に関する問い合わせは、直接施設まで

こころっくしんかわ

〒447-0869 碧南市山神町8丁目35番地

TEL(0566)42-5569 /FAX(0566)48-6522

へきなんファミリーサポートセンター

TEL(0566)41-2555 /FAX(0566)48-6522

1 概要

碧南市こどもプラザこころっくしんかわは、児童福祉法に基づき設置する児童厚生施設です。健全な遊びを通したり、健全な団体活動や自主活動を支援したりして児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを進めることを目的としています。

2 事業開始

平成26年4月1日

3 施設規模

(1) 建物規模（へきなん福祉センターあいくるに併設）

鉄筋コンクリート一部鉄骨造3階建ての内、1階の一部326.116㎡

(2) 施設内容

遊戯室、おもちゃ図書館れいんぼうや室、ファミリーサポートセンター事務局、授乳室、リネン室、事務室、倉庫等

4 開館時間

休館日 水曜日（祝日のときは翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）

開館時間 午前9時30分から午後6時まで

（おもちゃ図書館れいんぼうや開館時間）

開館日 毎月第1・第3木曜日、第2・第4日曜日

開館時間 午後1時から午後3時まで

5 利用対象

18歳未満の乳幼児・児童・生徒及びその保護者

6 利用人員（令和7年度）

（単位：人）

区分	乳幼児・付添	小学生	中高生	団体	合計
延べ人数	24,977	5,182	255	32	30,446
1日平均	81.1	16.8	0.83	0.1	98.8

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

7 ファミリーサポートセンター活動状況

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
依頼会員	86	86	87	91	93	94	94	95	97	100	100	101
協力会員	39	38	38	38	38	38	40	40	40	40	41	40
両方会員	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
合計	131	130	131	135	137	138	140	141	143	146	147	147

(単位：人)

活動内容	合計
保育園・幼稚園の登園前の預かり	0
保育園・幼稚園の送り	184
保育園・幼稚園の迎え	149
保育園・幼稚園の帰宅後の預かり	27
学童の放課後の預かり	0
児童クラブの迎え	115
児童クラブ終了後の預かり	0
子どもの習い事等の援助	275
保育園・学校等休み等の援助	0
保育園等施設入園前の援助	0
保護者の短時間・臨時的就労の場合の援助	7
保護者の求職活動中の援助	2
保護者の冠婚葬祭、他の子どもの学校行事の場合の援助	0
保護者の外出の場合の援助	5
保護者の病気、その他急用の場合の援助	3
リフレッシュ	3
その他	15
合計	785

8 職員配置

所長 1 人、指導員 3 人、週 2 勤務指導員 1 人

9 問合せ

利用等に関する問い合わせは、直接施設まで

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ちながらその人らしい生活を継続できるよう、介護予防、保健、福祉、権利擁護に関する相談支援を行います。また、日常生活に必要な援助や各種サービスの調整を通じて、地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

碧南社協地域包括支援センター

〒447-0869 碧南市山神町8丁目35番地

(碧南市社会福祉協議会内)

TEL (0566) 46-3840

月曜日から金曜日まで

(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

碧南社協地域包括支援センター西端出張所

〒447-0861 碧南市半崎町5丁目12番地

TEL (0566) 48-3811

月曜日から金曜日まで

(祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

午前9時から午後4時まで

1 担当地区

新川地区、西端地区

2 利用対象者

- (1) 要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定された方、および「事業対象者」
- (2) 65歳以上の方およびそのご家族
- (3) 認知症や寝たきり等で生活に不安がある方
- (4) 高齢者世帯、ひとり暮らしで困りごとがある方

3 相談方法

電話相談、窓口相談、必要に応じて職員の訪問による相談を行います。

1 7 地域の福祉

(担当 社会福祉協議会)

4 業務内容

(1) 総合相談支援

介護保険、介護予防、福祉・保健サービス、医療、生活の困りごとなどの相談に対応します。

(2) 権利擁護

高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるよう、虐待防止、成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止など、権利擁護に関する支援を総合的に行います。

(3) 介護予防ケアマネジメント

要支援、事業対象者の方に介護予防プランを作成し自立支援を行います。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域の高齢者が、必要な支援を切れ目なく受けながら安心して生活が続けられるよう、多職種・関係機関と連携し、支援体制を整えます。

5 相談件数（令和 7 年度）

（単位：件）

対象	相談方法	延べ相談件数	合計
要支援・ 事業対象者	来所	71	3,335
	電話	1,203	
	訪問	2,061	
一般・要介護	来所	102	647
	電話	268	
	訪問	277	

公益社団法人 碧南市シルバー人材センター

設立趣旨

碧南市シルバー人材センターは、碧南市並びに国から補助金等を受け、事業を行っている営利を目的としない公益法人です。

昭和 5 7 年 1 0 月に社団法人碧南市高齢者能力活用協会として発足、昭和 6 3 年に社団法人碧南市シルバー人材センターと改称し、平成 2 4 年 4 月 1 日には社団法人から公益社団法人に移行しました。

シルバー人材センターは、働くことを通じて高齢者の社会参加と生きがいの充実を図る目的から、昭和 6 0 年に施行された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」のなかに位置づけられた公的な団体であり、「自主・自立、共働・共助」を理念とし、健康で働く意欲のある高齢者のため、臨時的かつ短期的または軽易な就業機会の場を提供する一方、生きがいと社会参加を促すことにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする自主的な会員組織として展開しています。

シルバー人材センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」

- ① 地域の高年齢者が自主的にその生活地域を単位に連帯して、共に働き、共に助け合っていく。
- ② 高年齢者自身の活動的な生活能力を生み出すことで、地域社会の活性化に貢献する。
- ③ 高年齢者の豊かで積極的な生活の維持と社会参加による生きがいの充実を目指す。

シルバー人材センターの基本事業

- ① 就業に関する情報の収集及び提供
- ② 就業に関する調査研究
- ③ 就業に関する相談
- ④ 臨時的かつ短期的または軽易な就業機会の開拓及び提供
- ⑤ 臨時的かつ短期的または軽易な職業紹介
- ⑥ 就業に必要な技能講習会
- ⑦ 労働者派遣事業（平成 21 年 10 月より開始）
- ⑧ 有料職業紹介事業（平成 26 年 9 月 12 日より開始）

18 高齢者能力活用事業

(担当 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター)

目的・システム（入会に際しての留意事項）

- ① 会員制ですので、雇用関係のない就業システムです。
- ② 会員は、労働者ではなく、個人事業主のような扱いになります。
- ③ 会員になる人の条件は、碧南市内在住、概ね60歳以上であり、健康で働く意欲のある人、および雇用保険の給付を受けていない人（現役を引退した定年退職者等の高齢者）です。
- ④ 就業は、通常請負または委任契約によります。センターと会員及び発注者と会員との間に、雇用関係はありません。センターは、会員と発注者との間の橋渡しをします。
- ⑤ 雇用関係はありません、従って毎月の収入の保障はありません。就業した実績に応じて報酬（配分金）を受け取ります。（入会＝就業ではありません）
- ⑥ 会員は、基本的にはチームを組んでローテーションにより就業します。
- ⑦ 会員（高齢者）の安全に配慮した仕事を受注しています。
- ⑧ 雇用関係はないので、労災保険の対象にはなりません、シルバー保険（傷害保険、賠償保険）で対応します。
- ⑨ 上記①、②、④、⑤及び⑧とは別に、労働者派遣事業を行っています。この場合、会員とセンターは雇用契約を締結し、センターは派遣元事業主として派遣先事業主へ会員を派遣します。
- ⑩ センターは、会員の会費、国および市からの補助金並びに会員の就業収入から得た事務手数料で運営しています。

シルバー人材センターでお受けしている仕事

<屋内外一般作業> ・不用品の片付 ・除草（手・機械） ・屋内外清掃等 ・農事作業 ・各種軽作業 <技能を必要とする分野> ・樹木の剪定 ・大工仕事 ・襖・障子・網戸張り ・刃物研ぎ	<事務分野> ・賞状書き ・宛名書き等筆耕 ・一般事務	<管理分野> ・公民館管理 ・駐車場管理 ・自転車整理 ・宿日直等 ・空家空地管理 <その他> ・内職 ・各種講師 ・チラシ等の戸別配布 ・木工品・手芸品製作販売 ・幼稚園・保育園の通園バッグ ・放置動物死骸処理 ・蜂の巣駆除 ・お墓掃除、お墓参り代行
	<サービス分野> ・家事援助（掃除・洗濯、買物、食事作り、お墓の掃除の代行等） ・育児支援（産前・産後の家事援助、子守り） ・資源ゴミ分別指導 ・病弱者・高齢者支援（通院付添い、薬の受取、話し相手）	

会員になるには

<条件>

- ① 碧南市在住で概ね60歳（当年度中に60歳になる方）以上の健康で働く意欲のある方
- ② シルバー人材センターの理念『自主・自立、共働・共助』及び運営に賛同される方
- ③ 入会説明会に出席された方

※ 入会説明会とは

- ・シルバー人材センターの理念や仕組みなどの説明を行います。
- ・毎月第2・4月曜日、午後1時30分よりものづくりセンターで実施しています。
ものづくりセンター以外の施設でも不定期で実施しています。日時場所は事務局までお問い合わせください。

<会員登録の手続き>

上記の条件を満たした方はシルバー人材センターの窓口で、会員登録の手続きを行うことが出来ます。難しい手続きは一切ありません。

持ち物

- ① 入会承諾書（入会説明会でお配りします。）
- ② 年会費1,000円（10月～3月入会者は500円）
- ③ 会員互助会費500円（10月～3月入会者は250円）
- ④ 配分金の振込先の通帳（本人名義）
- ⑤ 認印
- ⑥ 自宅固定電話以外の緊急連絡先
（ご家族の携帯電話等）
- ⑦ 運転免許証等身分証明書

<受付時間>

- ・月曜日～金曜日（土日祝日及び年末年始を除く）
- ・午前8時30分～午後5時15分

<問い合わせ>

- ・公益社団法人碧南市シルバー人材センター

碧南市汐田町1丁目1番地2 ものづくりセンター1階

☎ 0566（46）3703 FAX 0566（43）5041

Eメール hekinan@sjc.ne.jp

ホームページ [http s ://webc. sjc. ne. jp/hekinan/](http://webc.sjc.ne.jp/hekinan/)

18 高齢者能力活用事業

(担当 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター)

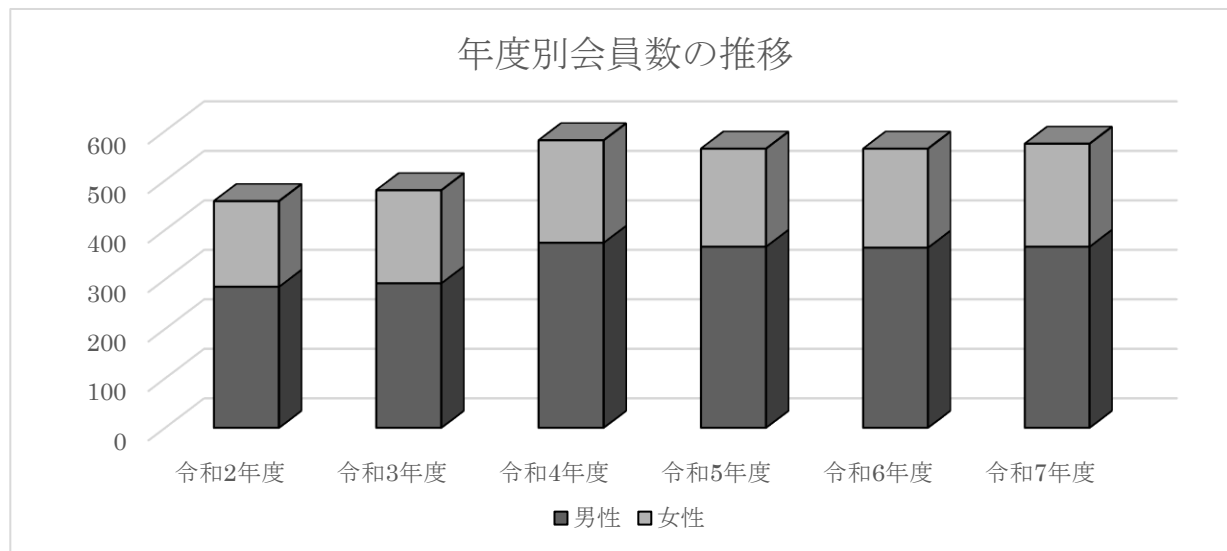
シルバー人材センター会員状況・活動状況

令和8年3月31日現在

(1) 会員数

(単位：人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男	285	292	374	366	364	366
女	173	188	207	198	200	208
計	458	480	581	564	564	574



(2) 年齢構成

(単位：人)

年齢	男	女	計	比率(%)
60歳未満	0	0	0	0%
60～64歳	8	9	17	3%
65～69歳	47	27	74	13%
70～74歳	100	67	167	29%
75～79歳	133	73	206	36%
80歳以上	78	32	110	19%
計	366	208	574	100%

(3) 入会動機

(単位：人)

入会動機	健康	いきがい	仲間づくり	時間的余裕	経済的	その他	計
男	6	6	3	13	7	3	38
女	5	9	2	11	3	2	32
計	11	15	5	24	10	5	70
比率(%)	16%	22%	7%	34%	14%	7%	100%

(4) 退会理由

(単位：人)

退会理由	病気	就業	死亡	加齢	会費未納	その他	計
男	6	2	3	4	18	3	36
女	6	0	1	3	8	6	24
計	12	2	4	7	26	9	60
比率(%)	20%	3%	7%	12%	43%	15%	100%

1 8 高齢者能力活用事業 (担当 公益社団法人 碧南市シルバー人材センター)

(5) 令和7年度配分金職群別就業状況

職群別	就業の状況					配分金の状況 (千円)			
	件数				延人員 (人)				
	一般家庭	事業所	公共	計		一般家庭	事業所	公共	計
技術群	1	25	29	55	952	5,902	176,691	1,196,888	1,379,481
技能群	759	45	4	808	3,735	16,930,149	2,449,334	84,146	19,463,629
事務群	2	12	10	24	37	2,088	63,093	92,565	157,746
管理群	0	56	187	243	12,903	0	8,745,812	51,698,535	60,444,347
折衝外交群	0	12	0	12	58	0	331,900	0	331,900
軽作業群	1,248	1,111	280	2,639	29,109	14,956,126	46,788,814	24,088,537	85,833,477
サービス群	300	36	1,074	1,410	7,491	2,100,592	1,045,327	18,987,202	22,133,121
その他	0	2	0	2	285	0	154,692	0	154,692
計	2,310	1,299	1,584	5,193	54,570	33,994,857	59,755,663	96,147,873	189,898,393

【内訳】技術群・・・講座の指導など

技能群・・・樹木の剪定、大工仕事、襖・障子・網戸張替、刃物研ぎなど

事務群・・・毛筆筆耕（宛名書き、賞状書き）、一般事務など

管理群・・・公民館等施設の管理、駅の自転車整理など

折衝外交群・・・チラシ等の戸別配布、ポスター、ラベル貼りなど

軽作業群・・・除草、不用品の片付け、事務所内の軽作業、清掃など

サービス群・・・一般家庭の清掃、家事援助、資源ゴミの分別指導など

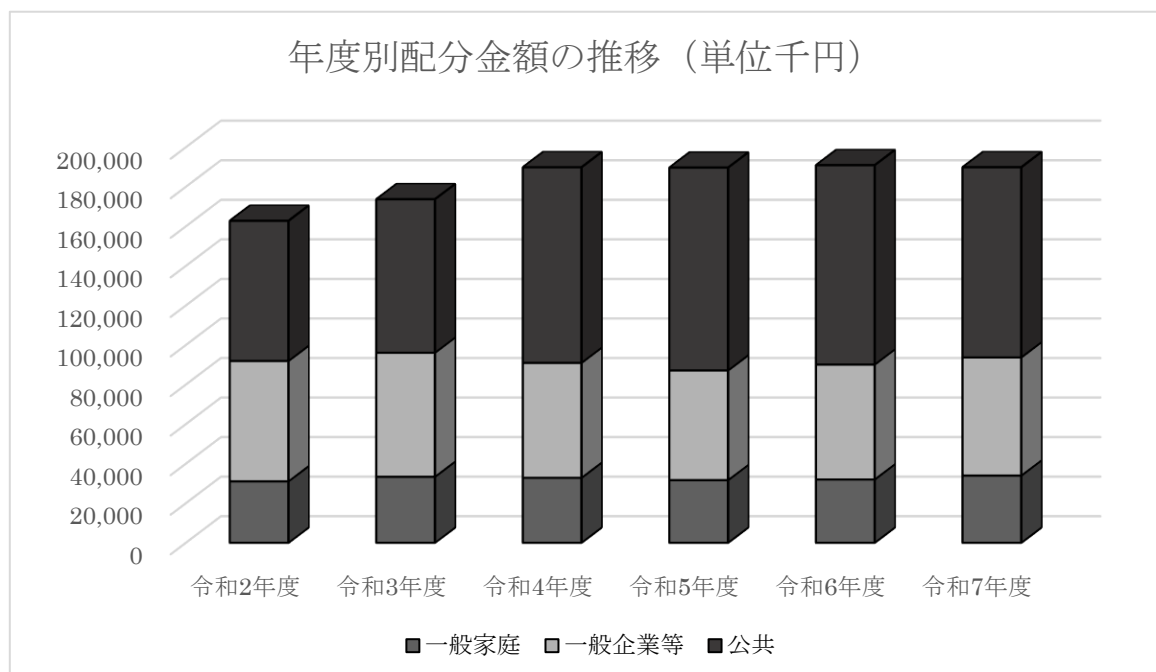
その他・・・小物作成・販売など

(6) 配分金年次推移

(単位：千円)

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
一般家庭	31,087	33,379	32,864	31,648	32,029	33,995
事業所	60,866	62,725	58,115	55,467	58,092	59,756
公共	70,856	77,619	98,900	102,558	100,817	96,148
計	162,809	173,723	189,879	189,673	190,938	189,899

年度別配分金額の推移 (単位千円)



1 9 福祉関係団体

○福祉団体

令和 8 年度

団体名	代表者氏名	会員等数	
碧南市民生委員・児童委員協議会	会長 榑原 和弘	113	※詳細は後述
碧南保護区保護司会碧南支部	支部長 梶川 博司	22	※詳細は後述
碧南市更生保護女性会	会長 守田 幸子	74	※詳細は後述
碧南市老人クラブ連合会	会長 山中 謙治	6,050	※ 会員数は R7.4.1 現在
碧南市身体障害者福祉協会	会長 鈴木たか子	71	
碧南・高浜聴力障害者協議会	会長 中村 貴恵	14	
碧南市遺族連合会	会長 高橋 孝良	332	
碧南市手をつなぐ育成会	会長 三浦 志朗	113	
碧南市赤十字奉仕団	委員長 沓名 由美子	262	※詳細は「1 7 地域の福祉」参照
碧南市母子寡婦福祉会	会長 原田 恵子	76	
碧南市保育所等父母の会連絡協議会	会長 安本 直美	1,851	
碧南市ボランティア連絡協議会	会長 柰宜田 拓治	382	※詳細は後述

○ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めています。

民生委員は、児童福祉法により、児童委員に充てられたものとされており、児童委員として、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導に努めています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣及び県知事の委嘱を受けて活動しています。

任期は3年です。県知事が定める区域ごとに民生委員児童委員協議会を組織し、行政の協力機関として、常に地域に根ざした活動を行っています。

現在碧南市には、113名の民生委員（うち主任児童委員12名）があり、碧南市民生委員協議会を組織し、市内6地区に分かれ毎月1回の地区民生委員児童委員協議会を開き、地域における生活保護、老人、心身障害者、知的障害者、母子など様々な問題を研究協議し、その問題解決に努力しています。

主な事業は、

- 1 正副会長連絡会議開催（毎月）
- 2 地区民生委員児童委員協議会定例会議開催（毎月）
- 3 友愛訪問活動
- 4 各福祉部会活動
- 5 青少年とともにすすむ夏・冬の運動パトロール
- 6 高齢者等実態調査及び避難行動要支援者名簿登録者調査
- 7 ひとり親家庭や要保護児童等の見守り活動
- 8 低所得者世帯や障害者世帯等の日常生活相談に協力
- 9 その他地域福祉のための諸事業に協力

1 9 福祉関係団体

○ 保護司会

保護司は、保護司法により「社会奉仕の精神をもって犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防のため世論の啓発に務め、地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与する」ことをその使命としています。

任期は2年で（各人の任期時期は異なっています。）保護区単位に保護司会を組織し、現在22名の方が法務省より委嘱され活動しています。

主な活動は

- 1 犯罪者の更生援護並びに犯罪予防活動
- 2 中学校との連携（非行対策）
- 3 社会を明るくする運動の実施
- 4 犯罪予防街頭宣伝

※ 各保護司は、保護観察のケースについて、毎月の処遇と観察報告を実施しています。

○ 更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪予防更正法及び少年法の主旨に基づき、保護司会と連絡協調して、更生保護並びに保護育成に協力することを目的としています。

女性の立場から犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした青少年が更生するための援助活動を行うボランティア団体です。

主な活動は

- 1 更生保護の啓発と更生保護事業に対する協力援助
- 2 青少年の不良化防止と保護少年の補導援助
- 3 社会を明るくする運動の実施
- 4 朝のあいさつ、声かけ活動

令和7年4月 碧南市民生委員・児童委員名簿 (令和7年4月1日現在)

地区	番号	氏名	カナ氏名	性別	担当地区
新川	1	奥谷 美智子	オカヤミチコ	女	丸山町1～6丁目、久沓町3・4丁目
新川	2	馬崎 豊彦	マサキトヨヒコ	男	久沓町1・2丁目、六軒町1～5丁目
新川	3	竹内 綾子	タケウチアヤコ	女	田尻町、松江町1・2丁目
新川	4	山田 明美	ヤマダアケミ	女	松江町3～6丁目
新川	5	杉浦 義隆	スギウラヨシカ	男	鶴見町1・4・5丁目、相生町5丁目
新川	6	高橋 豊子	タカハシトヨコ	女	相生町1・3・4丁目
新川	7	渡邊 寛人	ワタナベヒロヒト	男	山神町4・5・8丁目
新川	8	犬塚 理恵	イヌヅカリエ	女	山神町1・2・3丁目、相生町2丁目
新川	9	鈴木 清貴	スズキキョウカ	男	山神町6・7丁目、浅間町1・2丁目
新川	10	村上 雄一	ムラカミツイチ	男	浅間町3・4・5丁目、新川町6丁目、明石町
新川	11	西前 信哉	ニシマエシンヤ	男	新川町1～5丁目
新川	12	岩野 知代美	イワノチヨミ	女	千福町1・4～6丁目、竈田町1丁目
新川	13	神谷 淳子	カミヤツコ	女	竈田町2・3丁目
新川	14	犬塚 明子	イヌヅカアキコ	女	千福町2・3丁目
新川	15	原田 節子	ハラダセツコ	女	浜尾町2・4丁目、竈田町4丁目、堀方町2丁目
新川	16	杉浦 一夫	スギウラカスオ	男	浜尾町1・3丁目、鶴見町3・6丁目
新川	17	横山 茂	ヨコヤマシゲル	男	住吉町1～4丁目
新川	18	磯貝 昌子	イソガイマサコ	女	堀方町1丁目、踏分町
新川	19	小笠原 弥生	オガサハラヨイ	女	金山町
新川	20	鈴木 眞智子	スズキマチコ	女	東山町1～4・6丁目
新川	21	杉浦 裕司	スギウラユウジ	男	西山町1～5丁目、山下町
新川	22	鈴木 啓之	スズキヒロキ	男	西山町6・7丁目、鶴見町2丁目、東山町5丁目
中央	23	鈴木 利明	スズキトシアキ	男	道場山町1・2丁目、宮後町1・3丁目、須磨町

令和7年4月 碧南市民生委員・児童委員名簿 (令和7年4月1日現在)

地区	番号	氏名	カナ氏名	性別	担当地区
中央	24	縦山 建	モミヤマタツル	男	道場山町3～5丁目、宮後町2・4丁目、末広町1・3丁目
中央	25	牧野 恵	マキノメグミ	女	福清水町、堀方町3丁目
中央	26	梶川 真由美	カシワカミユミ	女	天王町1～4丁目
中央	27	神谷 美由紀	カミヤミユキ	女	栄町1～4丁目、末広町2丁目
中央	28	岡田 昌之	オカダマサユキ	男	天王町5～7丁目、野田町1～8 5番地
中央	29	杉浦 純子	スギウラジユンコ	女	幸町1～4丁目
中央	30	石川 昭男	イシカワアキラ	男	向陽町1～4丁目
中央	31	榑原 鉦一	サカキハラウイチ	男	幸町5～7丁目
中央	32	石川 美智留	イシカワミチル	女	中後町2～4丁目
中央	33	石川 君子	イシカワキミコ	女	植出町
中央	34	榑原 由美子	サカキハラユミコ	女	中山町4～7丁目、源氏神明町
中央	35	古久根 久美子	コクネキミコ	女	中山町1～3丁目、尾城町3～5丁目
大浜	36	角谷 英子	ツミヤヒデコ	女	大浜上町、石橋町1丁目
大浜	37	山田 直一	ヤマダナオイチ	男	石橋町2～5丁目
大浜	38	亀島 昭彦	カメシマアキヒコ	男	中松町
大浜	39	高松 早苗	タカマツサナエ	女	羽根町
大浜	40	島崎 禅祥	シマザキセンショウ	男	本郷町
大浜	41	宮本 智子	ミヤモトチコ	女	中町1・2・4丁目、港本町
大浜	42	澤田 友子	サワタトモコ	女	松本町
大浜	43	鈴木 良之	スズキヨシユキ	男	野田町8 6番地～、善明町1丁目
大浜	44	榑原 和弘	サカキハラカズヒロ	男	沢渡町
大浜	45	清澤 トキ	キヨザワトキ	女	浜寺町、中町3・5丁目
大浜	46	高松 弘子	タカマツヒロコ	女	音羽町

令和7年4月 碧南市民生委員・児童委員名簿 (令和7年4月1日現在)

地区	番号	氏名	カナ氏名	性別	担当地区
大浜	47	齋藤 照久	サイトウシサ	男	善明町2～3丁目、作塚町1・3丁目（大浜中区）
大浜	48	磯貝 智恵子	イカベチエコ	女	錦町
大浜	49	荒川 琢雄	アラカタクオ	男	塩浜町1～5丁目
大浜	50	加藤 元久	カウモトヒサ	男	塩浜町6～8丁目
大浜	51	神谷 信夫	カミヤノブオ	男	浜田町
大浜	52	森田 渉	モリタタル	男	伊勢町、若松町
大浜	53	高橋 功	タカハシサオ	男	入船町4・6・7丁目
大浜	54	生田 郁夫	イクタイクオ	男	入船町3丁目、権田町1～3丁目
大浜	55	角谷 武彦	スミヤタケヒコ	男	入船町1・2・5丁目
大浜	56	平松 和光	ヒラマツカズミツ	男	築山町、西浜町2丁目
大浜	57	磯貝 武之	イカベイクキ	男	西浜町1丁目、3～6丁目
大浜	58	加藤 儀和	カウヨシカズ	男	宮町1～5丁目
大浜	59	彌豆田 裕子	ネギタユウコ	女	岬町
大浜	60	杉浦 博子	スギウラヒロコ	女	宮町6・7丁目、権現町
大浜	61	竹内 博之	タケウチヒロユキ	男	前浜町、稻荷町、河方町、江口町、潮見町、中田町、葭生町
大浜	62	波多野 辰美	ハタノタツミ	男	川口町
棚尾	63	多田 憲次	タダケンジ	男	志貴崎町、舟江町、中江町
棚尾	64	小田 里美	オダサトミ	女	栗山町、作塚町2丁目
棚尾	65	杉浦 智子	スギウラ サコ	女	春日町、作塚町3丁目の一部
棚尾	66	生田 幸美	イクタユキミ	女	汐田町
棚尾	67	永坂 龍哉	ナカサカタツヤ	男	源氏町
棚尾	68	永坂 佳則	ナカサカヨシノリ	男	志貴町
棚尾	69	杉浦 仁美	スギウラヒトミ	女	棚尾本町
棚尾	70	市古 順之	イチコノブユキ	男	弥生町

令和7年4月 碧南市民生委員・児童委員名簿 (令和7年4月1日現在)

地区	番号	氏名	カナ氏名	性別	担当地区
棚尾	71	小澤 昇	オサヰノボル	男	若宮町
棚尾	72	長沼 久江	ナガヌマヒサエ	女	雨池町、川端町
旭	73	榑原 美佐子	サカキハラミサコ	女	鷺塚町3～7丁目（県営鷺塚住宅を除く）、縄手町、野銭町
旭	74	榑原 かなえ	サカキハラカナエ	女	鷺林町（碧南市養護老人ホームを除く）、三角町、大堤町
旭	75	石川 良子	イシカワヨシコ	女	県営鷺塚住宅（鷺塚町6丁目8番地）5・6・7棟、C棟
旭	76	欠員			
旭	77	林田 豊子	ハヤシダトヨコ	女	県営鷺塚住宅（鷺塚町6丁目8番地）A棟（旭76新任決定まで）、B棟、D棟
旭	78	杉浦 美智子	スギウラ ミチコ	女	二本木町、荒子町
旭	79	多田 富貴男	タダフキオ	男	笹山町
旭	80	中根 潮美	ナカネオミ	女	緑町、中後町1丁目
旭	81	小澤 浄	オサヰワキヨシ	男	新道町、平和町
旭	82	山田 さとみ	ヤマダサトミ	女	神有町1～7丁目、
旭	83	榑原 節子	サカキハラセツコ	女	天神町
旭	84	鈴木 照子	スズキテルコ	女	城山町、尾城町1・2丁目
旭	85	杉浦 浩二	スギウラコウジ	男	池下町、旭町、鷺塚町1～2丁目
旭	86	菅原 優	スカヰラマサル	男	鴻島町1～6丁目（日新製鋼㈱社宅を除く）
旭	87	宮地 京子	ミヤチキョウコ	女	照光町、三宅町
旭	88	大河内 洋美	オホコウチヒロミ	女	伏見町、流作町
旭	89	欠員			
旭	90	高山 茂久	タカヤマシゲヒサ	男	日新製鋼㈱社宅（鴻島町5丁目33番地）日進町、三間町、下洲町、矢縄町
旭	91	片岡 晃	カタオカアキラ	男	霞浦町
旭	92	石川 みち恵	イシカワミチエ	女	平七町
旭	93	石川 和昌	イシカワサマサ	男	東浦町

令和7年4月 碧南市民生委員・児童委員名簿 (令和7年4月1日現在)

地区	番号	氏名	カナ氏名	性別	担当地区
西端	94	杉浦 時子	スギウラトキコ	女	北町、大久手町、竹原町、宝町、若水町、井口町、雁道町、用久町、桃山町、平山町、大坪町、白沢町
西端	95	伊豫田 祥子	イヨダサチコ	女	半崎町1～4・6丁目、長田町
西端	96	新美 達夫	ニミタツオ	男	上町、吹上町2丁目
西端	97	鳥居 優子	トリユウコ	女	吹上町3・4丁目、半崎町5丁目
西端	98	杉浦 綾子	スギウラアヤコ	女	松原町、島池町、屋敷町、清水町、鳥追町、神田町、奥沢町、吹上町1丁目
西端	99	杉浦 妙子	スギウラタエコ	女	湖西町、油渕町（特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑は除く）、洲先町
西端	100	白井 康三	シライウゾウ	男	札木町、坂口町3丁目
西端	101	杉浦 道子	スギウラミチコ	女	三度山町1・2丁目（県営西新井住宅除く）
西端	102	中根 俊二	ナカネシュンジ	男	三度山町3・4丁目、県営西新井住宅（三度山町2丁目21番地）
西端	103	杉浦 裕美	スギウラヒロミ	女	白砂町、立山町、荒居町、広見町、古川町、坂口町1・2・4丁目
新川	104	清澤 和音	キヨサワカズネ	男	新川地区主任児童委員
新川	105	黒川 佳奈子	クロカワカナコ	女	新川地区主任児童委員
中央	106	鈴木 政枝	スズキマサエ	女	中央地区主任児童委員
中央	107	岡本 紀美	オカモトリミ	女	中央地区主任児童委員
大浜	108	鈴木 香織	スズキカオリ	女	大浜地区主任児童委員
大浜	109	山田 節子	ヤマダセツコ	女	大浜地区主任児童委員
棚尾	110	齋藤 理香	サイトウリカ	女	棚尾地区主任児童委員
棚尾	111	井上 美香	イノウエミカ	女	棚尾地区主任児童委員
旭	112	多田 和正	タダカズマサ	男	旭地区主任児童委員
旭	113	山田 和代	ヤマダカズヨ	女	旭地区主任児童委員
西端	114	杉浦 紘子	スギウラヒロコ	女	西端地区主任児童委員
西端	115	鳥居 宏美	トリヒロミ	女	西端地区主任児童委員

碧南市ボランティア連絡協議会 会員名簿

令和8年4月1日現在

N o	グループ名	代表者	会員数	グループの紹介	活動内容・日時・場所
1	点訳グループともしび	小笠原 弘子	7名	昭和57年11月から障害者福祉センターで開催された点訳講座を修了した者が昭和58年8月にグループ“ともしび”として発足。習得した点訳技術を生かして視覚障害の人たちのために活動している。	点字本の作成や視覚障害者の方との交流会を開催。 毎月第1木曜日10時30分～12時及び第3水曜日13時30分～15時 へきなん福祉センターあいくる
2	つくしんぼ	藤田 敏江	5名	市内在住の重度の心身障害児(者)のために何かできることはないかと集まった人たちと保護者の集まりです。	毎月第1日曜日に行う「一日療育」がメイン。 毎月第1日曜日 13時～ へきなん福祉センターあいくる
3	碧南市赤十字奉仕団	沓名 由美子	262名	私たちはすべての人々の幸せを願い、奉仕活動に自ら進んで参加すると共に影の力となって赤十字の理想を実践することに励んでいます。	10月防災講習会実施。毎月1回特別養護老人ホーム奉仕活動。毎月各地区清掃活動。総合防災訓練に参加するなど必要に応じて随時活動。
4	手話サークル ありんこ	石田 貴紀	12名	「手話を学ぶときは学ぶ。遊ぶときは遊ぶ」をモットーに聴覚障害者と健聴者がコミュニケーションを大切に活動しています。	手話の学習と通訳活動、会員相互の親睦のためのレクリエーションなど。 毎週金曜日 19時30分～21時 へきなん福祉センターあいくる
5	碧南市更生保護女性会	守田 幸子	75名	犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするグループです。現在、罪を犯した人たちの立ち直りを支援する更生保護活動、青少年の健全育成を推進する非行防止活動、子育て中の家族を支援する子育て支援活動の3つを柱として頑張っています。	保護司活動に協力、社会を明るくする運動の街頭宣伝、ポスター掲示、施設慰問、日用品などの援助。6月(覚醒剤予防街頭宣伝)、7月(社会を明るくする運動)、児童養護施設オリープにて各種奉仕活動、小学校の校門で月に1回あいさつ運動をしています。
6	要約筆記 へきなん	金原 かつ代	6名	平成2年10月発足。講習会修了生の有志が集まり、中途失聴者、難聴者と共に日常での出来事、講演などの通訳をやっています。	OHC等を使って、各種団体が主催する講演会などで活動しています。そのほか、ノートテイクによる筆記通訳もしています。 例会 毎月第2土曜日 へきなん福祉センターあいくる 14時～16時
7	チャリティー・フリーマーケット	柁宣田 拓治	3名	“物を再利用して生かしたい”という思いで、平成8年に結成したグループです。	フリーマーケット開催。 各所にあるリサイクルショップへ販売。児童施設、被災地等へ寄付。
8	ボラ・ライフクラブ	石附 満江	10名	身近なところから出来ることをしよう。公園で子供たちが安心して遊べるよう草取りや清掃をしています。花植えもしています。	月1回の定例会。中部公民館
9	ハートの会	小笠原 綾子	2名	平成19年に今まで活動していたボランティアのグループが解散し、ボランティアの縁をなくしたくないという思いでこのサークルをつくりました。ハート(心)で色々なことに参加させてもらえたらと思います。	市で行われている行事に参加。何時でも何処でも日々ボランティアの心で…

興味のあるサークルがありましたら、詳しいことをご案内しますので、下記まで御連絡ください。
また、各サークルに連絡を取りたい場合は、まず、下記まで御連絡ください。

問合せ先: 碧南市ボランティア連絡協議会事務局(碧南市社会福祉協議会ボランティアセンター)
碧南市山神町8-35 電話(0566)46-3701 FAX(0566)48-6522 e-mail: volacen@hekinan-shakyo.jp